

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	福祉部長	森和之
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一
巢南庁舎 管理部長	松野英泰	会計管理者	平塚直樹
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	日比野丸利子
--------	------	----	--------

書 記 熊 崎 響

### 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

また、傍聴においでいただきました皆様方、早朝からまことにありがとうございます。最後までよろしくお願いを申し上げます。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

12番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番、広瀬武雄でございます。

ただいまは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、以下4点につきまして質問をさせていただきます。

先ほど来、議長からも申し上げましたように、早朝より傍聴、まことにありがとうございます。

まず第1点目は市長の選挙公約の実現について、2点目が瑞穂市の伝統工芸の保存活動について、3点目は中学生を昼休みに仮眠させる制度の導入について、4番、ミサイル避難訓練の実施について、以上4点でございますが、以下詳細は質問席よりさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、第1項目めの市長の選挙公約の実現について質問をさせていただきます。

通告にも書かせていただきましたが、市長御就任から2年が経過いたしておりますが、いよいよ任期の折り返し地点になったわけでございます。その節、立候補された約2年前に、さまざまな選挙公約を掲げられたわけでございますが、特に瑞穂創生7つの基本政策につきまして、声高らかに訴えて御当選されたことは記憶に新しいかと思ひます。

そこで質問いたしますが、2年間でその公約をどの程度具現化できたか、また具現化しつつあるのはどの公約なのか、あと残された約2年間で何をやろうとしているのか、その所信を明らかにしていただきたいと思ひます。お願ひいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの広瀬武雄議員の市長の選挙公約の実現についての御質問にお答えいたします。

基本施策としまして、健康立市、教育立市、介護立市、防災立市、産業立市、発信立市及び税を生かすという7つの基本政策を掲げています。

平成28年度の実績及び平成29年度の予算にて報告をさせていただきます。

健康立市としましては、平成28年10月から実施しています高校生までの医療費無料化がごございます。また、若年層への健診「グッドライフ健診」の受診勧奨や発達支援教室の充実、幼児の運動教室など健康で幸せに暮らしていただける事業を実施しています。また、29年度においては、妊婦歯科健康診査事業を実施しております。

教育立市としましては、潜在保育士就業促進事業を進めること。ほかにモデル校として穂積小学校、巢南中学校の特別支援学級用に児童・生徒1人1台タブレットを導入する事業など教育環境の充実を進めております。また、平成29年度にはICT教育推進事業として全中学校及び牛牧小学校に電子黒板を導入します。また、小学校外国語活動、外国語教育、指導力向上研修事業を実施しています。

介護立市としましては、介護人材育成研修事業を進めるとともに、介護予防事業、包括的支援事業などを実施しています。平成29年度には、軽度認知障害（MCI）予防プログラム実施事業、軽度認知症事後教室など認知症地域推進事業などを行います。また、瑞穂市社会福祉協議会の事業となりますが、地域にふれあい・いきいきサロンを推進しています。

防災立市として、災害に強いまちづくりを進めるため、消防団員の募集の啓発を行うとともに、生津小学校区の分団の整備、消防署駐車場整備、避難行動要支援者の名簿の電算システム構築、事業継続計画（BCP）の作成を行っています。平成29年度には、引き続き防災行政無線デジタル化整備事業として、西小学校区に7基設置します。なお、防災訓練については、各校区ごと避難所に関する訓練を実施しています。

産業立市としましては、創業者支援事業や駅前の活性化、空き家を活用した事業を進めています。平成29年度には、本議会で上程しております補正予算の企業誘致に向けた土地利用基本構想及び農村地域産業導入実施計画を策定しているところでございます。

発信立市としましては、「ちょっと気になるまち岐阜みずほ」をキャッチフレーズに、交通の便のよい瑞穂市を発信するとともに、民間施設を活用した地域活性化拠点事業においても瑞穂市を大きくPRできており、さらに地域ブランド戦略の推進や中山道の看板等の整備をいたします。ほかにも富有柿発祥の地であることを引き続きPRするため、長良川競技場でのFC岐阜の試合に瑞穂市の広告を掲載したり、PR看板を穂積駅に、かきりん御当地ポストを穂積駅、巢南郵便局及び市役所前に設置したところでございます。また、フレーム切手「ちょっと気になるまち岐阜みずほ」、瑞穂市ふるさと創生大使 平山浩之さんのものの作成などを行いました。

また、税を生かすについては、市民の皆様が働いて得られた大切なお金ですので、適切な予

算執行に努めているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ただいまの答弁は、確かにそういうことが行政として、あるいは第2次総合計画の一つ一つの中身として進めていただいておりますことは間違いないと、このように感ずるところでございますが、絞りまして、例えば私1年前のこの議会でも、市長が当選されて1年目になるけれどもという命題で、メディカカードの普及、子供青年未来部の創設、高校誘致の状況はどうなっているのかという質問をさせていただきました。

メディカカードができないのであればできないとはっきり言っていただかざるを得ないのではないかと思います。その節の市長の答弁は、メディカカードは地元の開業医の方々が前向きな考えの体制になりつつあるため、再度研究をしたいと。研究されましたでしょうか。子供青年未来部は、新しい教育長を迎えた教育委員会と福祉部が連携し、今後進めていきたいと。また、高校誘致はどのように進めるか検討中であると、1年前にそのようにおっしゃいました。この件につきまして、市長から直接御答弁をいただきたい。

さらに、岐阜新聞の素描の中に何回か投稿しておいでになりますが、その中で、当選して、市役所へ登庁して最初に申し上げたのは、職員の挨拶、いらっしゃいませは当然のことながら、ありがとうございましたとか、いろいろ職員に挨拶を徹底するようにお願いしたいと。それは公約ではないにしても公約に近い約束事ですが、それはどうなっているか。

また、介護立市につきましては、ふれあいサロンを設置するという項目が掲載されておりますが、今も答弁の中には若干ありましたが、ふれあいサロンなるものは既に設置されておまして、それがじゃあどの程度ふえたのかという問題点も御答弁いただきたいと。

また、防災立市につきましては、当然のことながら、防災のマニュアルを見直しながら、国や県の指導に基づきまして、そのシステムの構築に御尽力いただいていることは、これはこれで認めざるを得ないと思います。

また、工場や商業施設の誘致、これはどうなっているのか。

それから、6次産業化として、素晴らしい地元の産品を生かす新たな方策を推進していきたいと言っておられますが、それはどうなっているのか。

それから、農産物、地価、教育機関の充実等、さまざまな瑞穂市のいいところを首都圏、関西圏、中京圏へ積極的にアピールすると。それは先ほどの答弁にもありましたように、名古屋から25分、あるいは穂積から名古屋へ25分というあのキャッチフレーズのポスターだけなのか。例えば最近にも東濃地方は相当移住・定住で人口がふえている。その手法は、やはり県が関西地方に相談窓口を設けているからだという新聞記事が載っておりました。

例えば瑞穂市が名古屋に、瑞穂市へ住んでくださいというような常設的な場所を設けてアピールするというようなことはされないのかどうか。また、その常設部署を設置するという発言というか、政策になっておりますが、その部署は設置されそうであるのか、今されつつあるのか、お聞かせいただきたい。

また、税を生かす中でフェアに誠実にという項目がありますが、これはスポーツの言葉を引用した言葉であって、非常に市民にわかりにくい。当然税金は、市民からの血税を皆さんから集めて、それを使うときは堂々と公平に使っていただくことは当たり前の話でありまして、フェアに誠実に使うということの意味合いをさらに深く御答弁いただけたらありがたいと。

以上、追加で今の答弁に上乘せした形で、市長みずからの御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

それでは、2年前のときに私のほうで出させていただきましたリーフレットに基づき、一つ一つお答えさせていただきたいと思っております。

まず一番最初、健康立市瑞穂ということで、このときにメディカカードというのを入れさせていただきました。早速、メディカカードのほう動きまして、今現在でも全く動きをとめたわけではございません。ただし、今回の中枢都市、岐阜のほうは、ある程度メディカカードを進めておられまして、途中でこちらのほうも今とまっているという状態でございます。やはりそれは何かと申したら、主要な病院がなかなか参加してくれない。例えばその中に私どもの場合でしたら、朝日大学の附属病院ということで村上記念病院に打診をしまして、なおかつ副院長さんとも御相談申し上げました。そうしたら、もうちょい様子を見ようじゃないということ。それと同時に、大垣市民病院のほうですね。やはりどうしても岐阜地区だけに限定される。それと岐阜と瑞穂市内の救急車のほうのぐあいがございますので、今現在そのような状態で、なおかつこのメディカカードを進めておられた会社及びこれを一番最初に動かされた方が、今岐阜大学病院の院長さんになっておられます。そういったところから、二月に1回ぐらいお会いするんですが、もう一つまたこれから考えていきますということで、やはりこれから改良的なことも考えていかれる、そういったことも一部伺っておりますので、いましばらくこれは様子を待ちたいなと思っております。

その次は、健康をテーマにしたまちづくりを基本としてという、なおかつ大病に至らないようにするというところですね。これはまさに今年度の私どものまちのテーマと同じでございます。健康で幸せを感じ、家族を育む、活力ある瑞穂市をつくる。それは何かと申したら、とにかく健診、いろんな健診の部署を設けております。極端なことを申したら、歯から始めまして、7,000名の方々が受診できるような健診の枠を設けてございます。ただ、本当本音寂しいことには、受診される方がまだまだ少のうございます。そして、なおかつここ最近、お

亡くなりになられる方々で70代の方がふえてきております。例えば昨年、平成28年3月31日の時点でお亡くなりになられた方が387名、そして平成29年3月31日で423名、人数で36名ふえておりますが、その中身が非常に70代の方が多くなってきてございます。特に73歳から75歳の方、余り限定してこういったことをしゃべってもどうかなと思いますが、70代の方々が本当にふえてきている。

なおかつ日本老年学会及び老年医学会のほうでは、これからの老人というのはもう65歳じゃないんですと。75歳ですと。10歳は若くなってきている知的能力、知的の水準、それと同時に肉体的体力、そういったことも10歳若返っていますよと。だから、老人というのは65歳からというのはやめましょうと。75歳からにしましょうよというようなことが今発表になってきています。これはことしの春ぐらいから特に言われておりますが。そんな中にありましても、やはり亡くなる方が73歳から75歳の間で多いということは、やっぱり真剣に考えてみなきゃいけないということで、ことしは全ての部分で7,000名の方々の健診を受けていただくということにしております。そんなところで、少しでも皆さんから健診を受けていただきたいと思っております。

その次が教育立市瑞穂ですね。こちらのほうで、子供青年未来部、これはせんだっても成人式もございましたが、まさに成人するまでそれなりにしっかりとした青年たちの相談、また子供さんの相談、また未満児の方々のしっかりとした相談に乗れる窓口をつくらうということで、私当初から考えております。今現在も正直言って成功はしておりません。ただし、この縦割りの中にあって、本当に新しい教育長に来てもらってこれで1年、今の教育長なりに真剣に考えてくれています。やはり今回の中核連携都市、こちらのほうでそれぞれのメニューに丸を打ってくださいということで各部署にお渡ししたときも、教育委員会のほうからは、本当に合併を前提としているんだったら嫌だけれども、当然、市長も嫌われると思いますが、私どもとしたら、やはりこういった部分の教育委員会の教育の連携は真剣に考えたいし、中でも子供青年未来部は既に岐阜市のほうはつくっておられますので、その中でさまざまな相談用のカードとか、そういったこともやっておられますから、そういったところを学びたいですということは、教育長のほうからは直接聞いております。

ちょっと横道へそれでしたが、そんなぐあいでは、私自身の力では今限界を感じておりますが、ただ、本当にいい教育長に来てもらったと思っていますし、教育委員会もこの1年間で随分変わったと思います。まさにいずれかはこのことはできると思っておりますので、決して諦めているわけではございません。

その次、高等学校誘致というところがございます。早速、当選しましてすぐに朝日大学さんのほうにも伺ってまいりました。私立でとにかく高等学校をつくりたいと。瑞穂市で高等学校まで終えたいという、この地域には高等学校がございませんので、やはり瑞穂市を本当に心の

底から愛してもらおう、そんな子供たちを育てたいという意味から、一番多感になる高等学校のところで、この市内に高等学校を設けたい、これは今でも気持ちは変わりません。

ただし、世の中は少子化の波が大きく大きく育ってきております。まだしっかりとした発表にはなっておりませんが、この後、今現在の県立高校も幾分整理されるというか、統合されます。そういった中であって、高等学校を誘致するのは非常に難しいと思います。朝日大学さんのほうにお願いに行きましたときも、はっきりと学長からは断られました。そういったことは考えておりませんということではっきりお断りになりました。

ただし、その中にありまして、大垣桜高校の校長先生とお会いすることができました。そのときに、ああそうだ、身近なところに大垣桜高校があるんだなというところは認識した次第でございますし、そういった中から、大垣桜高校、私たちの高校とは言えないまでも、一つの接点としてはこれから近づきになっておいたらいいのかなと思っております。

高等学校の誘致につきましては、本当に社会の大きな波がございますので、はっきりとこういったことを答えなきゃいけないということであれば、率直なことを申しまして、広瀬議員さんにお答えいたしますが、非常に難しい問題がございます。諦めたくはないですが、何ともこの少子・高齢化の中で難しいのかなと思っているのが正直言って否めない私の気持ちでございます。

その次、介護立市瑞穂ということで、ふれあいサロンのことをここへ書かせていただいておりますが、昨年4月から、地域包括ケアシステムの中にありまして、ふれあいサロンのやり方というのは幾分変わってまいりまして、社会福祉協議会の主導ではございますが、各地である程度は活発にやってきていただいていると思っておりますし、それから、それぞれの自治会の中でも真剣に捉えてもらえるようになってきていると思っておりますので、決して先ほど広瀬議員がおっしゃられたように、そんなに進んでいないんじゃないかというお話がございましたが、私はそうは思っておりません。それぞれのところで着実に育っております。

例えばその中の一つの例で申し上げましたら、馬場地区へ伺ったときですが、本当に若い方から御高齢の方々まで、若い方が一生懸命サポートしながらやっておられます。決して私はこれが成長していないと思っております。じわりじわりですけれども、それぞれの地域において成長しつつあると思っております。

防災立市瑞穂でございます。こちらは防災システムということで書いてございますが、私としましては、全体的に防災は放っておけない状態だと思っておりますから、さらに真剣にやっていきたいと思っております。その中にありまして、防災の手前、まず治水ですね。これは改めて見直してみたいなと思っております。その中には、昨年9月20日、台風16号のときに、古橋地区での一部冠水、これは真剣に考えなきゃいけないと思っておりますので、それ以降も早速コンサルを通しまして、ある程度の基本的なことを考えました。それから、その後もまた考



えておりますし、なおかつまた今度、全体的なことも真剣に考えているつもりでございますし、せんだってこんな話がございました。全国市長会で、熊本の市長さんの講演がございました。あの方がこのようにおっしゃられました。以前は私は、ここで講義をなさる方の話を聞く立場でした。まさか幾年もたたないうちに私が講師になるとは夢には思っておりませんでした。それぐらい防災は真剣にやらなきゃいけないし、それと同時に避難所は真剣に考えなきゃいけませんよと、すごい言葉を頂戴しました。まさに本当にそのとおりでと思います。自分自身聞く立場で、またよその話として聞いているだけ、またテレビのニュースで見ているだけ、果たしてそれで済むのかといたらそうじゃない。やはり真剣に自分自身のまちに置きかえて考えてみるべきだということを再度認識した次第でございますし、今年の台風16号、さまざまなことをこの市内全域に教えてくれたと思っております。

そんな中にありまして、この瑞穂の中、ちょうどそのときも4時過ぎだったと思います。一番最初に心配したのは、穂積小学校が学校で生徒さんを帰そうということになりましたときに、あそこの横のアンダーパスが一番心配でございました。やはりそういった心配なことをしっかりと頭の中に入れる、それと同時に防災の中にシステムを組み込む、こういったことが大事なということのを再認識した次第でございます。

ちょっと広瀬さんが話を急げというようなポーズになってきまして、ちょっと話を急がせてもらいます。

その次、産業立市瑞穂ですね。交通の要所ということも当然でございます。それと同時に6次産業化ということも当然でございますが、昨日もいっぱい質問が来ておりました。今回の農工法の改正、今から1年ほど前にこのことは岐阜市のほうで聞きました。各市長さんが来ている中で、皆さんかこれからどうしていくのかという話の中で、私、一番心配だったのは、優良農地というところから私はこれに気がつきまして、早速1年前から動かせてもらって、そうしたら春の通常国会で何とか出られるんじゃないかということのを賜りまして、せんだって農水省のほうにも行ってまいりました。農水省のほうも、しっかりと皆様方のこれから、農業だけではなしに、その工業的に使われるということもやむを得ないんじゃないかというお答えも頂戴してきております。

そういった意味から、産業立市ということで、農業、そして工業、両方立てられたらいいなと思っておりますし、せんだって、皆様も御存じかどうかわかりませんが、岐阜県のほうで品評会がありました。その中でも瑞穂市のラン、これは馬淵さんがやっておられる。そしてバラ、市橋さん、このお二方がほとんど賞を総なめでとっておられました。そういった意味からも、決して見捨てたものじゃないと思っておりますし、なおかつ昨年、県人会へ行ってまいりました。東京でございました岐阜県の県人会でございますが、本当に皆さん、うまいこと富有柿を売っておられます。売っておられるというよりも、本当に進めておられます。私どものまちだけは、今まで

県人会にそういった商品も出したことはなかったそうです。ただ、本当に悔しい思いをしました。一生懸命ブースの前に立ちまして、私も富有柿を食べてください、買ってくださいということでお願いしたんですが、瑞穂はこんなところもやっているんですかということで、岐阜県出身の方々がお客さんであるにもかかわらず、それぐらい水臭いものでございました。

ただ、その中で、売り文句としてはっきり言えました。福寿柿、そして富有柿、なぜ私どもの福島才治さんが福寿柿という名前にせずに富有柿と選んだかということをごにこにこ来られたお客様とお話ししながら、私どもはぜひとも買ってくださいねということでお願いした次第でございます。

ただ、本当に帰り道にさらに大きなショックに見舞われました。それは何かといいましたら、出口のところで、大野町さんが出席された800名前後の方々に1個ずつ富有柿を包まれて、そこに発注書をつけて渡しておられました、お土産として。やっぱりこういった宣伝をする、PRする、これも大事なことかなと思っております。私はことしの秋は、正直申しまして、この県人会には、当然私どもの瑞穂市のパッケージ、その中に柿1個で結構ですから、1個を入れて、その中にふるさと納税の納付書と、それと同時に富有柿の発注書を入れたいなと思っております。やはり行動が大事だなと思っております。

ちょっと時間がさらに急ぎますけれども、ごめんなさい。お許してください。

その次が発信立市ということでございますが、率直に全国どこへ行ってでも瑞穂市を売りからかしています。しゃべりからかしています。大阪の東大阪に行けば、私、ラグビー大好きですから頼みますわと言って、あなたのところもラグビー場があるじゃないですかということ。また、例えば瀬戸市へ行きましたら、瀬戸市も結構ラグビーをやっていたところですから、ラグビーを頼みます。そして、津島へ行きましたら、おたくのところは名古屋市まで何分ですかと、名古屋駅まで何分ですかというところで、あそこは四十何分だそうです。その津島市からいろんなことを教えていただきました。そういったところからできる限り今後も発信していくつもりでございます。

ただし、発信ということとか、いろんなことにおきまして、岐阜県でも今真剣にやっているところがあります。各務原市、それから美濃加茂市、それからここ最近頑張り出したのが可児市、本当によく頑張っておられます。やはりある面では瑞穂の特性を生かしながら、負けずに真剣にやっていきたいと思っております。やはりある程度、我々も営業のPRは絶対必要でございます。こういったところには御理解をいただきたいと思っております。

それから、税を生かす。ここのところでございますが、本当に税を生かすも生かさないも、私ども副市長がしっかりした方でございますので、真剣に副市長が考えております。税を大切に、そして税を生かす。本当に私と副市長は、毎日、本当に唾を飛ばしながら真剣にやっております。そういった意味から御理解をいただきたいと思っております。

それから、フェアに誠実にで「に」をつけております。なぜかといいましたら、自分を売り込むわけじゃないんです。自分の目標なんです。フェアにいきたい、誠実にいきたい、「に」があることを御理解くださいませ。決して自分を手前みそでフェアですよ、誠実ですよと言っているんじゃないんです。私の目標もフェアにいきたい、誠実にいきたいということでございます。フェアというのは、あくまでも公平にいきたい、そして誠実にいきたい、そういうふうで私は表現しているつもりでございますので、決して手前みそで私はフェアだよ、誠実だよ、でき上がっているよと言っているつもりは一切ございません。常に目標として私は掲げていきたいと思っております。

以上でございますが、ちょっと時間をたくさん頂戴しまして申しわけございません。よろしくお願いたします。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 大変詳しく御説明をいただきましたが、1つだけ追加で御答弁いただきたいのは、市長に就任して初登庁したときに、職員の皆さんに挨拶のあふれる瑞穂市役所にしたいと述べましたと。「おはようございます」「こんにちは」の挨拶は当然として、「いらっしゃいませ」「ありがとうございます」の民間では当たり前挨拶をするようお願いしましたと岐阜新聞の素描に投稿しておられますが、これは確かにその節の新聞記事でも見させていただきましたが、その後、役所管内は、職員はどうなっているのか、どのように評価されていらっしゃるか、一言お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 少しずつですが、本当に挨拶ができるようになってきたと思いますし、昨年入っていただけた女性の職員の方々、本当に真剣にやってくれています。目線もかなりお客様と同じような目線でやってくれています。例えば市民部、名前まで言えませんが、Kさんという方がおられます。本当に背の高い方です。海外からの帰国的なところもありますが、決して上から目線ではなしに、待っておられるお客様、座っておられる方と同じように目を低くして、膝をつきながら書類を渡しておられるときもあります、お待たせしましたねということで。

それと同時に、例えば菓南の庁舎、都市開発部のほうに、ある高専を出られた方がおられます。本当に小さな女の子ですが、ヘルメットをいつも横に置いて、まずは現場、そして来られたお客様にまずは挨拶、ぜひとも行ってみてください。じわりじわりですけれども、よくなってきていると思います。どうかそこら辺、皆さんのほうも上がっていただけるとありがたいと思っております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 新しい方はそうかもしれませんが、古い方はどうですか。既存の職員の変わり様子は、市長としてどう評価されていらっしゃるでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 多少よくなってきたと思いますが。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 巢南庁舎管理部長にお尋ねします。巢南庁舎の雰囲気はどうですか。

○議長（藤橋礼治君） 松野英泰君。

○巢南庁舎管理部長（松野英泰君） おはようございます。

巢南庁舎で市民窓口課をやっておりますが、人数も市民窓口課としては少ないですが、お客さんの入り口等から見直して、すぐに対応、話をしながら、挨拶をしながらやっているのが現状です。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ちょっと時間の配分が狂いましたので、そろそろこの項目から次の項目に移りたいと思いますが、要は、選挙公約なるものは、我々も含めてそうなんです、勝つための手段としていろいろなことを並べた単なるものではなく、当選後は、やはり全力を尽くして公約を実行すると有権者と契約を結んだものでありまして、単なるスローガンでないことは御承知のとおりでございます。

今、有権者が、市長がどんな手法で当時の公約を実行されつつあるのか、非常に真剣なまなざしで見守っていることは周知の事実でございます。

しかし、先ほど来、お話を承りますと、今日に至っても具体的な動きが見られないもの、あるいは具体的なことをするのに非常に難しいもの、さまざまなものが混在していることは避けられない事実でございますが、選挙公約を軽く取り扱い、約束をほごにするようでは、やはり健全な民主政治に対する挑戦にひとしく、有権者の信託に対する責任を放棄するものと言っても過言ではないと考えるところでございますので、民主政治家における公約の重みをかみしめて、向こう4年間というよりも、あと2年間でございますが、2年間の、住民のために予算化したり、あるいは着実に実行したり、住民との契約行為を果たすことは当然のことでもありますので、残された期間を任期半ばではありますが、頑張ってください、ぜひひとつこの7つの基本政策、瑞穂コンパクトシティの達成に御尽力いただくことを期待しまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

その次に移らせていただきますが、瑞穂市の伝統工芸の保存活動について質問をさせていた

だきます。

私は、この件につきましても、平成22年の議会におきまして、瑞穂市の伝統工芸、瑞穂市の指定文化財は、御存じの方もあられるかも知れませんが、県の指定文化財は現在3点ございます。彫刻と天然記念物、それから瑞穂市独自の指定文化財が63点ありまして、最近3月には、柳行李の提唱者で非常に尽力されました生津の西堀弥一さんの碑が史跡・名勝・天然記念物として認められたということになっております。

その節の質問では、もう一つ、この柳行李のほかに、祖父江のほうで発祥しました竹箴についても質問をしておりますが、当時に林次長は、そういうものがあるのは初めて聞きましたと。大変勉強になりましたとおっしゃっていただきまして、その後、いろいろな形で瑞穂市を支えてきた産業、あるいは伝統工芸として保存、あるいは展示に尽力したいとお答えいただいておりますが、現に確認しておりますが、図書館には別府細工とか、あるいは柳行李が展示されておりますが、残念ながら竹箴の商品は展示されていないし、この辺のところの今後の瑞穂市の指定文化財にできるかどうか、あるいはどのような形で非常に過去栄えたこのようなものを温存していく姿勢があるのか、教育次長に一言御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） おはようございます。

広瀬議員の御質問について御説明させていただきます。

平成22年12月15日の教育次長の答弁に、今御紹介があったとおりでございます。1つ目は、竹箴、別府細工や杞柳製品を市で購入し、保存、保護に努めるということでございました。平成23年度の別府細工の梯子燭台を2基購入して、1台は御寄附によるということで市の所有物にしました。そして、文化財保護審議会の文化財指定の答申を受けて、有形文化財として指定をしております。

2つ目は、伝統文化の保存、承継のために活動している個人、あるいは団体と連携して情報交流をするということで、杞柳細工につきましても、その普及をしております、先ほどお話しもありました西堀弥一さんの功績について文化財保護審議会で審議していただいて、昨年度、民俗文化財の史跡として指定したところでございます。

私どものほうでは、購入した文化財を図書館のほうで常設展示しております。柳行李と別府細工をしております。

今、御質問にありました竹箴のほうなんですけれども、織物の一部の糸を通してトントンとやるところの木の四角い、さあつとあるものなんです、竹が。それで糸を制御するというものなんです、そちらのほうを文化財にという話でございますが、前回の教育次長のところではそういう認識がなかったという話でありまして、工芸品にできないかということでございますが、有形文化財としましては、今、つくっている方も見えるということにはございませんし、

あくまでも一部の部品に値するところなんです。市の中で今現在つくってみえるという方も見えないということもありまして、なかなか有形文化財として指定することは難しいということでございます。

ただ、できるだけ私のほうとしましては、今活動しているのが、竹箴をやっていた方が瑞穂市に見えたということで、活動されてみえる方も現にお見えにはなりません。文化財指定というのは難しいかもしれませんが、魅力を発信するために、こういうのもあったということをおホームページとか情報発信をしていくということで対応させていただきたいかなというふうに思っています。

また、これからも柳行李とか別府細工のほうにつきましては図書館で展示しておりますが、何せエリアが狭いところがございますので、常設展示にもう少し工夫をさせていただいて、もう少し拡充していきたいかなということも検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） この竹箴について申し上げますと、瑞穂市でも総合センターで実演とか、いろいろな形で展示会など、平成21年3月13日から15日に瑞穂市にて、会員制作の試作箴と織物の展示会が開催されて、瑞穂市の祖父江地区で大変大勢の皆さんがこの竹箴を、いわゆる内職仕事の発想から、柳行李もそうなんです、本業になっていったというような研究会が京都のほうに設立されておまして、国のほうからも600万くらいの補助金がおおりて、この竹箴技術保存研究会が維持されまして、月に2回ほど、生津の某所で研修会を開催されておることは御存じの方もあろうかと思ひます。

したがいまして、今お話に出ましたように、過去、これに携わった方々は、大変老齡化されてきて、どんどん亡くなっていて、そのつくる、保存する技術、そういうものを伝承していく方々があと二、三人しかいらっしゃらないというふう聞いておりますので、ぜひとも何らかの形で瑞穂市にそういうものが過去盛んに行われていたという歴史的な背景なども含めまして、教育現場でも生徒に教えていく手だてをとっていただくことが一番ベターではないかなと。

また、文化財の保護条例の中身を見ますと、もちろん岐阜県の文化財の保護条例もありますが、瑞穂市の文化財の保護条例、こういうものの中をつまびらかに見ますと、やはり新しく認定していくもの、それから古いものでもそういうものではないというものもいろいろ洗いがえしていくように条例に定められておりますので、文化財審議会の皆さんに教育委員会からその辺のところをうまく進言していただきながら、諮問していただきながら対応していただくことを御期待申し上げたいと。

また、柳行李の西堀弥一さんのものは、文化財のほうへ3月に追加していただいておりますが、竹箴の関係の栗山さんの碑ですね。これも一度同様な考え方に立っていただいて、祖父江に立っております。見てきていただければわかります。立派なもので大きなものが立っておりますが、それも西堀さんと同じように認めていただけるかどうか、審議会にもかかわる話ですが、その辺のところをひとつ教育委員会から御進言いただくことを期待しておくわけでございます。

瑞穂市は、どちらかと申しますと、そういう文化財系のものが非常に少ない。特に一覧を見ますと、旧巢南町には非常に多いんですが、旧穂積町には非常に少ないということで、有名なのは県の文化財で別府の十一面観音菩薩ぐらいでございまして、あとは大体9割方が巢南地区に偏っておるということでございます。これは中山道の関係とか和宮の関係とか、そういう歴史的背景が旧穂積より巢南のほうに非常にそういう背景があったということがうかがい知れるわけでございますが、そういう点も含めて、ひとつ御尽力いただけたらありがたいということで、今後の文化財保護条例に沿った対応をよろしく願いしておきたいと、このように思うわけでございます。

さて、時間も迫ってまいりましたので、次の質問に移らせていただきますが、中学生を昼休みに仮眠させる制度の導入についてという、若干、えっと思われるような話かも知れませんが、先般、大垣市の北中学校で、6月1日からこの制度が導入されました。午後の授業の集中度を高められるという目的で、昼の給食後に10分ほど昼寝をさせるということで、枕がわりにタオルを持って、伏せた形で寝るということでございます。

昨今、いろいろな新聞とか雑誌に、あるいはテレビで報道されておりますように、生徒は学習塾や部活の練習などで大変多忙であって大変疲れているし、夜も遅いということで、午後からの授業の集中度に欠けるという点がこれをカバーする一つ的手段として考えられたと。これは後からお話があるかと思いますが、スペインなどの習慣を参考にこれが導入されたということで、これをシエスタという言い方で昼寝のことを表現されております。シエスタというのもスペイン語だそうでございます。

先般、私は大垣市立北中学校の教頭先生にお目にかかりまして、この辺のメリット、デメリット等々もお尋ねしてまいりましたが、まだ導入して間もないので、アンケートもとられていないようでございます。ただし、やはりこれは生徒会からも、先ほどの市長の話ではないですが、健康カードで生活習慣を改善しながら、就寝時刻を少しでも早める工夫をしてきたということで、疲れたと感ずる人が相当いるので、学習効果を上げていこうとする目的でこれを導入していきたいということを生徒会のほうからも形としては提案され、また父兄の皆さんにもその旨を了解いただいて実行しているそうでございます。この辺は週に1回でございますが、今後、後半から週に2回、それを実行していくとの教頭先生のお話でございました。

そこでお尋ねしますが、瑞穂市の中学校3校ありますが、これを参考に、シエスタを導入するお考え、あるいは検討するお考えがあるかどうか、御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） おはようございます。

ただいま中学生を昼休みに仮眠させるということの導入について、どのように考えているかということで答弁をさせていただきます。

今、広瀬議員さんからお話がありましたように、これは新聞のほうで出ました。大垣市の中学校のほうですが、お話のとおり、午後の授業の集中度を高めるといふ狙いで始まったといふふうに聞いております。県内ではほかにはございません。学校のほうに私どもも直接聞きました。今後どうなんやということで、どうしてこれを導入したかということですね。実態がこんなような状況だったと聞いております。午後11時までに就寝できていない生徒が半数以上、午前1時以降に寝る生徒が10%近くで、睡眠が十分ではないなというところから先生方が考案され、生徒会とともに導入したということです。

この実態は、瑞穂市も似ております。そういった中で御提案いただいたわけですが、さらに私どももこのことについてはいろいろ調べさせていただきました。実は、中学校でやっているところは全国で1カ所ございました。兵庫県の加古川中学校でございました。ここも直接お聞きしたんです、どうですかと。ここは2016年からやってみえましたので、どうですかということの内容で、今現在は年に数日行っている。数日というのはどういうときですかとお伺いすると、期末テスト期間中だと。夜遅くまでやるので、部活もないし、そのときにやっているというお答えで、年に数日やっているということで続けてはいますけどという話でした。

ほかにはないかということで調べました。2014年から福岡県の筑前町の夜須中学校というところがやっておるのがわかりました。どうして始められたんですかとお伺いすると、ここは同じ福岡県内にある明善高等学校というところがやっているということで、それを参考にやっただけで、1年でやめましたと。中学校の実態にはなかなか合っていないということでした。

じゃあ、この明善高等学校はどうなのかということで、これも連絡をとらせていただきました。ここは2005年からやっております。本格的にやっておみえで、午睡室という部屋を5つつくってあるそうです。5つの部屋のうち3つは男子生徒用、2つは女子生徒用でした。時間帯は、ここはたっぷり昼休みがあって、30分の中で十分に睡眠をとる時間が設けられるということでした。この時間は中学校では若干無理なところがあります。

この学校の様子は、希望制だそうです。1,000人近く生徒がおります。定員が370人か400人近くですので、1,000人近く生徒がおりまして、希望する生徒は200名ほどで、それ以外の生徒は自由にほかの活動をやっているということでした。やはり昼休みに余裕があると、それが実現するのかなということを思いました。



教育委員会としてどうかということをお答えしなきゃいかんので、それをもとに医学的などころでも調べさせていただくと、午睡は非常に効果はある。ただ、目覚めたときに脳が覚醒するまで、いわゆる目覚めてもとどおりに戻るまでに相当時間がかかる。大垣北中学校の例をお聞きしますと、睡眠時間終わりから5分後に5時間目が始まります。ぼーっとする子もいるんじゃないかなと。気分的に中学生くらいだと、感覚的に何かすっきりしたということは言う生徒は多いそうです。今後は、こういう状況もありますので、大垣の中学校の様子を逐一お聞きしながら、様子を見てまいりたいというのが今の私どもの考えでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

いろいろお調べいただきまして、いい点、悪い点もお調べいただいているかと思いますが、一度私の考え方としましては、お隣の大垣北中でもやっているんで、瑞穂市もどこかの中学校で試験的に一回おやりいただいた上で御判断いただくのが一番いいかなという程度の考え方を持ち合わせているところがございますので、ぜひともこの新しい試みを御実行いただければいいかなと、こんなふうに思うところがございますので、よろしく願いをいたします。

次に最後の質問でございますが、ミサイルの防災訓練について質問をさせていただきます。

昨今、地震とか水害とか自然災害に係る防災訓練は当然のことながら、さまざまなことを総務部のほうで発案いただいて市民に徹底いただいているわけでございますが、御存じのように、4月21日に内閣官房と総務省消防庁は、都道府県向けにミサイル脅威に関する説明会を都内で開催されて、具体的な避難方法を住民に周知するとともに、各自治体でも訓練するように要請したという記事が載っております。それによりまして、早速、秋田県、むつ市、山形県酒田市、長野県軽井沢町、福岡県吉富町等々、早速訓練をされておるところも地方自治体でもあります。

ミサイルが発射されれば終わりだという考え方もありますが、さりとて市民はミサイルが打たれたらどう対応したらいいのかなという不安を抱いていることも事実でございます。

そこで、総務部長にその辺の考え方について質問をさせていただきます。総務部長、よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまのミサイルの避難訓練のことでございますけれども、当市におきましては、市ホームページにおいて、弾道ミサイル落下時の行動についてを掲載し、弾道ミサイル落下時の際の市の対応や身を守る方法をお知らせさせていただいております。実際にミサイルが当市に着弾するおそれがある場合は、国の全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて、ミサイル着弾情報を市防災行政無線において放送し、市民の皆様にお知らせするこ

とを予定しております。なお、7月5日には、Jアラートを通じた緊急地震速報の訓練が全国で実施され、当市も参加する予定でございます。この訓練はあくまでも地震発生を想定していますが、弾道ミサイル発射時のJアラートを通じた国からの情報伝達の仕組みは同じでございますので、こうした訓練を活用して、市職員の危機管理の能力の向上や防災機器の確認、点検を実施しております。

議員御指摘のミサイル攻撃を想定した住民避難訓練につきましては、今年度については、広報やホームページを活用した避難行動の周知に努め、訓練実施自治体の状況を検証する中で、来年度以降、市防災訓練やJアラート訓練等を利用して、情報伝達訓練の実施を検討していきたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

そういう御答弁をいただければ、市民のほうも安心して、いざというときに精神的に備えられるなど、このように考えるところでございます。

ついでに、ぜひ最近、岐阜市消防本部でも実施されました化学テロに備えても訓練を行える機会があれば、穂積駅とか、あるいは穂積庁舎内におけるテロ行為に対する防衛も含めて御検討いただくことを大いに期待しまして、市民に安心を与える手段として御活用いただくことをお願い申し上げまして、本日、4項目にわたります質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、12番の広瀬武雄君の質問は終わりました。

続きまして、13番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

○13番（堀 武君） おはようございます。

早朝より皆さんには傍聴に来ていただいて、心より感謝を申し上げます。

私は、これより堀武、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問通告書には、地域におけるコミュニティ活動について、3月議会での一般質問と同じ質問内容が含まれております。その理由は、3月の議運で、議会事務局長から私の一般質問通告書の質問内容に一般質問にはふさわしくない内容が含まれているという理由で議運での検討を求められ、賛否の結果、一般質問ができないという結論になったとのことであります。その結果を説明するから、事務局まで来てほしいとの議運の委員長の話でありましたが、一般質問は私はできる、行く必要もないと主張しましたが、委員長も事前に知らされていない内容ではあるが、決定されたのであるから、その説明を事務局長がするから来てほしいとのことであります。

しかし、私は27年6月の議運において、一般質問は質問者の責任において公序良俗に反しない限り質問はできるという結論を得ているという信念で、議会事務局長のできないという結論に対して強く抗議をしたところ、大きな声でおどしてもおどしには屈しないと言われたが、不当な決定に対しての抗議が受けられず、強く抗議をすれば、再度言いますが、おどしだおどしには屈しないという、最後には質問をすれば議長から私に対しての発言の禁止、取り消しもあると事務局長は言いました。

これこそ議員に対してのおどしではないでしょうか。私が最後までこれに従わなければ、議員の身分を失うこともある重大なおどしだと私は思っております。3月の議会の一般質問では質問は控えましたが、納得したわけではありません。

6月議会で再度同じ内容の含まれている一般質問通告書を出しました。6月の議運では、議運のメンバーが変わり、その検討の結果、質問はできるという決定が賛成多数で決まりました。3月の議会では質問できない、6月のメンバーが変われば質問はできる。3月の決定と6月の決定が違うということ。そして私の記憶が間違いなければ、27年6月の議運では、私の質問内容について、議員の責任でできるという決着がされているはずですが。このように、議運のメンバーにより決定が違うということがあるということは、非常に議員にとっては恐ろしいことです。だからこそ、議会運営委員会の権限と役割という、元全国都道府県議会議長会議事調査部長、全国都道府県議会議長会議会制度アドバイザーである野村稔氏は、このように主張をされております。

議運は、議会に対して質問の取り下げ、自粛等を求めるのは越権であると述べております。意味わかりますか。越権である。なぜならば、そのようなことに関して、もう一つ重要なことを書かれております。議運決定事項を必要により随時見直す。議長は、議運決定を尊重するが、違法性があるとき、著しく不適當であるとき、議長は全体的立場から決定内容の再検討を求め。もう一度戻すということです。だから、このような重要なことが書かれております。

3月の議運の決定と6月の議運の決定が違う。皆さんはどうお思いですか。強い抗議に対して、私に対しておどしだと、おどしにも屈しないと。最後には、私がこの質問をすれば、議長から発言の禁止、取り消しもある。これこそ、このようなことが簡単に行われることの危険性を私は訴えたいと思っております。

3月の議運の決定と6月の議運の決定とは、どちらも私はこれは生きていると思っております。議運は、議員に対して質問の取り下げ、自粛等を求めるのは越権である。越権である議運の決定には私は従いません。このような提案をした提案者である議会事務局に対して、強く私は抗議をしたいと思っております。3月の議運の決定が生きているのであれば、議長からの発言の禁止、削除も覚悟の上、一般質問をします。私に対して懲罰動議も議員の皆様は出すことが可能なのです、これに従わないということで。

再度言います。議運が議員に対して質問の取り下げ、自粛を求めるのは越権である、この信念で私は質問をするのであります。

また、議運で示された指定管理者の公の施設の管理業務に関し、長及び指定管理者に対して一般質問を行うことでの可否というのが議会のあれであるみたいで、これはそのとき配られた中でありますけれども、いいですか、一般質問者は、地方公共団体が処理することとされている事務の全てについて、執行機関に対して行うことができるのであるが、本来は地方公共団体みずからが処理しなければならないものであるから、長に対して一般質問はできる。しかし、執行機関でない指定管理者に対しては、一般質問を行うことができない。私の一般質問は、答弁者は市長に求めているんです。これは指定管理者に求めているものではありません。ですから、これには違反していない。3月議会も6月議会も、私の一般質問は、答弁者は市長です。指定管理者にしているわけではありません。だから、当然私は、この一般質問はできると解釈をしております。

議運は、議員に対して質問の取り下げ、自粛は越権であると確信をしております。そもそも私の一般質問に問題があるかを議運に提言し、賛否をとること自体が間違っております。私は、それをした議運を責めるつもりはありません。それはそれぞれの思いがある。しかし、それを許したならば、議運のメンバーによって変わるということです。このようなことを許せば、行政に都合の悪い質問等は、議運のメンバーでどうにでもなります。ましてや、中立的で議運活動を支える議会事務局長がこのような提案をすること自体が重大な問題であります。

行政には反問権もあります。質問内容により答弁拒否もできます。議員の発言内容により懲罰もかけられます。私はそのような覚悟で一般質問を常にしております。事務局長には、私の行為がおどしと言われるのですから、私は事務局長に対して、もし不当な提案でというなら、当然刑事告訴でも民事で慰謝料請求でもされても結構です。私としては、反対に私の身を傷つけられた思い、強く抗議を申し込めます。

6月の一般質問は、このような経緯を経たことを知っていただき、市長には答弁者として誠意を持って答弁をお願いいたします。反問権、答弁拒否も結構です。それは市長のほうに与えられた特権ですから、私はそれをしていただくことに関して、いささか不満も持っておりません。議員の中から、何か私のこれに対して、早く質問せよというやじが聞こえましたですけれども、それはやじとして真摯に受けとめておきます。

私は、今回の答弁は全て市長にお答えを願っております。そうでないと、私のことが違反になる危険性があるものですから、全て市長にお願いしたいと思っております。

私の3月の一般質問で、ふれあい公共公社理事長と副市長の兼務は利益相反の疑いがあるとの指摘に対して、市長は、法人の定款を確認して判断したいと答弁されておりますが、今回、理事長が早瀬俊一氏から新家武彦氏にかわられている。これは利益相反を認めたというふうに

理解しているのか、それともほかの理由でされたのか、少し答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず、ちょっと言いわけではございませんが、答弁拒否したことは今まで一度もございません。傍聴の方々が多いので、ちょっと誤解があるといけません、先ほど質問者の堀武さんがおっしゃられたことは、議運というのは議会運営委員会のことでございまして、どうしても私たち専門の世界の中では、議運、議運ということで表現しておりますので、そこら辺からちょっと誤解が生じてはいけませんので、答弁拒否したこともございませんし、それだけは御理解くださいませ。

まず、今のところで利益相反があったかどうかというところの部分でございしますが、利益相反ということよりも、私は、買い手と売り手、要するに売り手と買い手ですね。これが同じ人がやること、このこと自体がもう既に社会通念上おかしいんじゃないかなと、私はそのように理解しております。ですから、私のほうで、このような制度に今まで至ったこと自体が、やはりちょっと不可思議さを感じている次第でございします。そのように私は受け取って、社会通念上おかしいと思っております。そのように理解しました。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） それ以上のことを市長に再度求めることはしません。ただ、私が言いたいのは、やはりそのような形で疑いのあるようなことは当初からわかっていることですから、やめるべきだと。なぜならば、議員もこの間少し見たんですけれど、3親等まで市の仕事をやれば失職するように律して各議員もおると。私もそうですけれども、おることですから、行政も、指定管理者が瑞穂市へ公共ふれあい公社であろうとも、100%の出資の形であろうとも、ならば余計に襟を正してやっていただきたいと思っております。

それでは、市長にお伺いしたいのは、理事会において、所信を述べながら云々するという3月であったと思うものですから、この理事会において、市長は何か述べられたかどうか、述べられていれば、どのようなことを述べられたのか、ちょっと答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直にはっきり申し上げます。時候の挨拶はさせていただきました。そして、それ以前にいろんなところから恐らくいろんな情報が入っていたのかもしれませんが、私のほうからは時候の挨拶のみにとどめさせていただきましたし、なおかつ私の立ち位置は顧問という立場でございします。それ以上は入り込めませんでした。そのように御理解ください。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） それ以上、私も聞きませんけれども、今後に関して、行政のトップと

して、常に指導的立場で。というのは、建物は全部公共の建物ですから、それに対する責任は長にあるんですから、だからその辺のことをぜひ自覚して指導していただきたいと思っております。

では次に、平成27年11月27日、指定管理者申請書及び添付書類、瑞穂市コミュニティセンター指定管理計画書が一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社 早瀬俊一氏から瑞穂市長 棚橋敏明氏に出されているのは事実ですね。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 事実でございます。それと同時に受け取りもしましたし、一部につきましては、目も通させていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、瑞穂市コミュニティセンター指定管理計画書、現地の配置計画というのがあります。その中に、指定管理業務に従事する組織として、コミュニティセンター指定管理課を設置し、責任体制を明確にする一方、配属職員として、施設長、主任を常時配置し、適正な管理運営を行いますとされていますけど、これが守られていると思いますか。なぜならば、28年1月7日にこれを受理した時点で、施設長、主任は、各センターに常勤をされておりましたか、確認をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） そのような細部にわたっては、ちょっと総務部長のほうから説明ということで許してください。お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの施設長及び主任の勤務ということでございますが、平成28年1月7日時点はもちろんでございますが、平成29年3月31日までは、施設長、主任は常勤で勤務しておりました。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 3月31日までは常勤をしていたと。後から出てくるんですけれども、じゃあそれ以後は常勤をしていないのかいるのか、ちょっと答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 細部にわたりまして、副市長から報告させます。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

先ほどの11月27日の事業計画書というのはこれでございますけれども、この中には、今現在

は、先ほど堀議員が言われたように、設置をしておりますと。将来的には、その体制を少し変えていきたいということが書いてございます。今現在、事務局の下にそれぞれコミュニティセンターに施設長さんが置いてあるわけですが、そして、その下に職員がおるという体制から、事務局との連携を密にしたいということで、責任者の人数を減らして、全体を同じように公平に管理ができるように配置をしていきたいという旨が書いてございます。それを計画的に進めるということでおりますので、今現在は3つの館を、今2人ですが、現実には。管理をしておるという状況で調整をしております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私、これ情報公開でとっているんですよ。これには、現地の配置でそのようなことがどこに書かれているのか。施設長、主任を常時配置し、適正な管理運営を行ってまいりますということを、これは市長に対して約束事をしているんでしょう、計画書というのは。違いますか。計画書が違えば、どこから変わったのか。当然これ、理事会なり評議員会に云々だし、これ自体を出し直して、市に再度承認をとる必要があるんじゃないか。だから、今、副市長が市長の代理で言った言葉が、この指定管理者の計画書、申請書のどこに含まれているのか。私がもらったやつにはないような気がする。見落としているかわからんですから、ちょっと答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 私も、今おっしゃられまして、ああ、なるほどなと思う部分はございますが、ちょっと私もまだ認知できていない部分がございますので、例えばその部分がいかように問題になるのかということも含みながら、新しい理事長さんにも来ていただいておりますので、今度の理事会のテーマとして、やはりそういったところの精査、そしてこれからどのようにそういったところを改善・改良していくのかは、これからの新しい理事の体制の中でやるということで御理解いただかないと、今現在、そこら辺が見落としじゃないかと言われても説明のしようがございませんので、新しいこれからのテーマとしてやるべきだなということで、私は今ここで申し述べるしか方法はなかろうかなと思っておりますが。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 事業計画書の中に、配置の関係で1番、2番、3番と書いてあるかと思っておりますので、今おっしゃっておられるのは1番目のことだと思います。それで、2番目、3番目に書いてある事項が、順番にそういう体制にしていきたいということで書いてございますけれども、読み方によってはそのように読めないよと言われるかもしれませんけれども、ふれあい公社に対する御意見というのは、27年に出させてもらった事業計画書というのは、議会の議決のための資料でございます。このように考えてコミュニティセンターを運営していきます

よということが出された書類でありまして、ふれあい公社のほうも、その出した書類をもとに組織を見直していくと。長いスパンの中では、そのように整理をしていくということを読めると思っております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） それは詭弁。そうでしょう。こんなことが順次変わっていくからって、1番の現地の人員配置がされているのが、施設長、主任を常時配置し、適切な管理運営を行ってまいりますとうたっているのよ。それがいつの間にか知らんけれど、いろいろ人員が育ったり異動したりかかわってきますなということを書いている。そうならば、ただし書きか云々で書くべきでしょう、ここに。違いますか。だから、そういうのを詭弁というんですよ。そういうようなことをやっているからこそ、いろいろ問題が起きてくるのです。後からの質問事項で出てきますから、ここを出るとおかしくなりますから、これからは、3月の一般質問でしようとして省略した点がありますから、それに沿って質問します。

瑞穂市コミュニティセンター管理運営の基本方針には、コミュニティセンターは、地域社会の健全な発展、文化・芸術の振興及び地域の災害対策の拠点として設けられており、地域住民の交流や活動を通じて、市民の健康維持及び地域住民の連帯感を図り、住みよい地域社会を形成するとともに、市民の生命、身体及び財産を災害から保護等について、地域の特性を生かしながら、生涯学習及び防災に関する啓発、訓練等コミュニティー活動の推進に関する事業を展開する中で、効率的、効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とすることとあるが、外郭の運営方針が示され、ただ単に新規事業に金がかかるので、そのための切り捨てにしか私には思えない。

具体的な質問をします。他の市町のコミセンより委託料が高いというから、1,000万円削減の話があったと聞き及んでいますけれども、それが事実かどうか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 3月の議会でもお答えをさせていただいておりますけれども、他市町のコミセン委託料につきましては、特に調査したことはございません。というのは、各市町の運営するコミセンは、その施設ごとに規模やその内容により委託料が算定されているため、比較にならないと考えたためでございます。

瑞穂市のコミュニティセンターについては、今までに包括外部監査やら費用対効果の話や、その他指定管理料が高いといった御指摘をいただいていることなどから、公社において、先ほどの計画書にございますような勤務形態を見直すことなどにより人件費を削減し、委託料を削減したものでございます。

[13番議員挙手]



○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 監査から云々と言われたけど、よくよく読むと、そんな金額を削減するというよりも、その内容の充実をうたわれておる。自分たちの都合のいい点だけとってそういうことではだめですよ。だから、いつも逃げの答弁、前向きな答弁がなされないの。そうでしょう。私も議選の監査役をやっているもんである程度は知っておりますけれども、そんな言い方はしていないのよ。だから、人のせいにするのではなくして、自分のところでどういう体制で云々するのかということ、行政側から指定管理者に対して指導していく。このような金額で云々というならそれもわかりますし、あそこが言った、ここが言ったということは理由にはならない。責任を持って自分たちで判断したということで、以後答弁してください。市長、お願いしますよ。そうでないと、行政は何をやっておるのやと。確かに市長も言われるように、皆さんの税金を使うのでしたら、税金に対しての付加価値がどれだけあるのかということを行っているんですよ。違いますか。それを勘違いしたらいかんですよ。2,000万ならば2,000万に対する付加価値がなされているかどうかということを行っているんですよ。簡単にお金が安くなればなんて言っていないの。

ではその次に、そのため、12月に施設長を主任に降格し、勤務を他の職員と同様にすると。あわせて前勤と後勤の重なりを15分に改正し、1人当たり勤務時間を1時間短縮する。また施設長というポストがなくなることから、地域の人が集う自主事業を廃止し、自主運営に移行するとともに、貸し館中心の運営にすると指示が出されたことが事実かどうか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 施設長の降格につきましては、ふれあい公社内の人事のことでございますので、組織が異なるため把握はしておりません。なお、勤務時間の短縮につきましては、人件費削減の一環でございまして、前勤、後勤の勤務者の重なりを1時間45分とっていたものを、時間の重なりを15分としたことと説明を受けております。これは各方面からふれあい公社への委託料が高いと指摘されたこともあります。公社自身がそれぞれの経費を削減すると考え、管理経費で一番人件費がかかるということで勤務体系にメスを入れて、人件費を削減することとしたものでございます。

また、自主事業につきましても廃止とは聞いておりません。今年度から現在行っている各種教室を講師、受講者の皆さんで運営をしてほしいとお願いをしていると聞いています。急には難しいということもお伺いし、まず29、30年度は、コミュニティセンターの予算で材料費を賄っていたものを受講者から賄ってもらい、講師謝礼についてもその一部を受講者から材料費と一緒に集めてもらいたい旨、各教室に説明したとのことでございます。2年間で徐々に移行していき、31年度からは教育委員会が行っているような市民自主講座に倣い、講師と受講者が中心となって講座をつくり上げ、企画運営し、自主的に学習することを目的とした運営をしてい

ただくようお願いするものと聞いております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） そのような前向きなことがこれからできていければ、私は見守っていくつもりですが、ただし、ここの中で私が言いたいのは、管理体制を施設長、主任を常時配置しながらとうたいながら、施設長を主任に降格して云々ということがなされる。そこが、いいですか、私は人事を言っているんじゃないですよ。運営上、これでいいのかと。管理運営を市のほうに申請していることに対して、違うじゃないですかと。それで管理運営がうまくなされるのか。人事の配置等でトラブルは起きないのか、そういうことを言っているんですよ。だから、これによって、質問事項で云々で、人事で云々言われれば削除しますけれども、施設長が1年雇用か知らんけれども、雇用されたのはいつですか。その1年もたたないうちに廃止しますと。だけど、前の施設長は3年やっている。そうすると、1年だけでやめる計画をしたのかと。いや、そうじゃない。私は3年のつもりで来ました。そうすると、運営上、いろいろな問題が起きてくるでしょう、それを言っているんですよ。人事でやめろとか入れろとかは一言も言っていない。だから、それを誤解されて、私の質問が違うというならば、それは誤解で、あくまでも運営上に支障を来さないのか、計画書と違うのか、その観点から言っているんですよ。

その辺のことに言え、今後、今言うように、副市長は完全に理事長をやめられたんだから、新しい方が来たんだから、総務部長も多めに管理監督ができるはずですから。だから、そういうようなことで、私が言うように、自分よりトップの方が上におって、指導なんてなかなかできない。だからこそ、初めて正常なる瑞穂市ふれあい公共公社がこれからの運営をするのに差し支えがない、そのような形がとれることを願って言っているんですよ。

次の質問に移ります。

このような自主事業の変革は従来から進めていたと言うが、いつ、どのように決定されたのか。コミュニティセンターは、市の施設運営をしているのは、市が100%出資したふれあい公共公社であるが、本来は方針を市が決定し、市民には広報やホームページで周知するべきであると考えていますが、周知されているようには思えませんけれども、それはなぜなのか。されたのかどうか、3月から6月まで変わっておりますけれども、これは3月のものですが、その時点の質問ですから、どのような形にしてあるのか。市として、建物は市の建物ですから、管理運営は委託しているだけですから、その辺で答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの御質問は、先ほどの運営の状況についてということかと思いますが、毎月の公社との打ち合わせの中で、それらの運営の中身については常時確認をし

ながら、先ほどの計画書に基づいて行われておるものと確認をしながら進めております。

また、公社から先ほどの自主事業のことにつきましては、講師に説明したのは昨年の12月で、受講者の説明に至っては2月に行ったと聞いております。その計画のもと、2回目の指定管理を受けた以降に検討したとのこと。なお、基本的な方針は、市と公社との協定書で定められておりますし、活動につきましては、月1回、広報、ホームページで事業等のお知らせをしておる状態でございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 広報等でその辺の活動内容をされておると言われるのでしたら、確実にそれは市民に周知徹底して、何も南部のコミセン、牛牧のコミセン、本田のコミセンの使用者だけでなく、やはり市民全体に利用できる、こういう形だということを理解してもらおうという努力はしていただきたいと思っております。

次に、コミュニティセンターの館長を主任に格下げし、館長をなくしていくと聞いていますが、南部コミセンの館長を来年度は雇用しないと決定した途端に、本田コミセンの館長による3館を統括する館長を置くとする方向転換をしたらしいですが、事実ですか。あくまでこれは3月の形なものですから、一問一答を間違えないように言っておるものですから、答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの御質問は、施設長の人事のことでございます。公社自身が独自の人事であるため、お答えは差し控えさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） それは、私がさっき言ったように、これに出している。計画書に基づいて云々で、それを公社の人事だという把握ではおかしいでしょう。申請書の計画書と違うんだから。だから、それを言っているのですよ。違うことによって、管理体制が違ってくるから言っているの。人事で言っているんじゃないの。それを勘違いしたらいかんですよ。人事だ人事だと言えいいかもわからんけど、私は何も人事で言っているんじゃないで、だから間違ったことで私が質問できないなんて言うけど、今言うように、答弁拒否もあるんですからいいですけども、私が言っているのは、このようなことによって、施設の管理運営が本当によかったんですか、違反はしていないんですか、そういうことを瑞穂市ふれあい公共公社に問うたかと、それを聞きたいわけ。なかなかできんでしょう、理事長と副市長が同じでは。違いますか。後で打ち合わせをしながらやって云々するのは当たり前のこと。しかし、このようなことの、私からしたら違反的行為がされたことに対して、おかしいじゃないかと、運営は大丈夫かとい

うことを問うたかどうかということも含めてなんですよ。もう一回、答えてください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほどの中の計画書の中で、もう一度、3番について御説明させていただきますと、3番目に人事の配置計画というものが利用状況に応じて人員の増減を行い、平成30年度までに施設長を1名体制としますという、この計画書に基づいて、施設長の数が決まってきておるといことかと考えております。そこの配置される人については、人事のことでございますのでお答えできないというふうに思いますが、サービスの低下とか、そういったことのないように、毎月の打ち合わせの中で確認をしながら、4月以降、進めさせていただいておるといことでございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これ以上言うと水かけ論になりますから言わないですけども、やはり計画書に云々してうたった以上は、後のやつで変わってくるとか云々というのは、私からしたら詭弁だと思う。ならば、ここに本来はただし書きで書くべき。それを現地の人事をやられた計画書の一番最初に、現地の人事配置ということをやったあるんですから、その重みというのを感じてほしいということですよ。違いますか、重みを。あと、計画するならば、こういう形が変わってくるなら、当然評議員会なり理事会において、このような形が変わってきますという、あって当然でしょう。評議員会は開かれたかな、変わるのに。開かれていないでしょう。だから、勝手なことで勝手なことをやらせていいかということですよ。以上、それだけ言って、次に移ります。

南部コミセンの館長は来年度は雇用しないと決定したが、3年という雇用期間があるのにもかかわらず、来年度雇用しないという、その理由をお聞かせください。ここでちょっとだけ訂正したいのは、3年の雇用期間というのは、と思われる節があるからという意味で、雇用期間は1年更新であるというのを、ちょっと言葉足らずの件に関してはお許してください。

ですから、こういうようなことに関して、どのような報告を聞いているかということを行政側として、それを答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今の御質問のとおり、堀議員の言われるとおり、任期は1年ということで、雇用期間は継続といえますか、その都度考えていくということでございますけれども、その点につきましては、継続といえますか、そのまま1年継続していただくということについての公社の独自の人事でございますので、そこは控えさせていただきたいと思っております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） そのような答弁しかできないと思うんですけども、本来、このような錯誤というんですか、雇用されたほうが見間違ふようなことは、やはり指導的にやめるように指導してください。だから、前任者が3年であって、この方も恐らく3年雇用して頑張りたいという情熱を持って来られていると思うんです。だから、そのような情熱を持って来られた方が、1年だから云々だというと、それに対してすごく失望され、じゃあ瑞穂市はどういうところだというような形になりますから、いろんな不満も出ますから、やはりその辺のことで、こういうことが人事だというならば、やはり間違った形を与えることに関して、行政側からも指導をしてください。人事だから関係ないじゃなく、それ全てが運営にかかってくることでしょう。その利用者は、市民の皆さん、市民以外の皆さんも利用していますけれども、管理者は行政が管理でしょう。それを指定管理で委託しているわけでしょう。だから、その辺の自覚を持ってすれば、適正なることをやっているかどうかというのは常にチェックして、人事に深入りしようという意味じゃないんですよ。やはりそのような不満とか云々があったときには、適正にそれを対処することをお願いしたいと思う。むちゃなことを言っているつもりはないんですよ。

公社事務局は、この改革の目的は、経費節減と理事長からの指示であると言われているようですが、理事長である副市长は、いつも皆さんの意見を聞くと議会でも発言されていますが、このような独善的な決定には強く抗議を申し上げます。

議員はふれあい公共公社の評議員ですが、評議員会が開かれておらず、議員には不明瞭であり、その辺の説明を求めます。

これに関しては市長から、余りそういう一つの結論でつるし上げるつもりはないですから、今後に関してどのように思って、どうするのか。そして、このようなもし発言が事実あったのかどうかというよりも、やはり市民に不信感を抱かせるような発言があれば、やはりそれは強く是正していただきたい。そういう意味で、市長から中身というよりも今後のことと、そのようなことに関して質問に答えてください。ちょっと方向性が違うかもわかりませんが、大丈夫でしょう。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） どうも済みません。今いろいろ御質問いただきまして、本当にこの原稿も見せていただいて、やっどこさわかってきた部分がございます。本当に申しわけないですが、こんな言い方して。恐らく3月の議会でこのような御質問をなさろうとされたんだと思います。その中で、議会運営委員会で何かがあったのかもしれませんが、恐らくリアル感のあるとき、旬なときにしっかりとした御質問をなされたいという気持ちが堀武さんのほうにおありだったと思うんですね。ですから、こういった流れになったんだろうということを本当に理解できました。

そして、結果論的なことを申し上げますと、私たちも新しい理事長さんをお迎えし、なおかつきょうもちょっと個人的なことになりますが、理事長さんも御心配なされて、こちらのほうの傍聴席に来ておられます。そんな中で、そこら辺の御理解をさらにしていただけたと思いますし、なおかつそれから以後、理事長さんがかわられましてからの理事会も、本当に新しいテーマを持ちながら突き進んでおります。ですから、当然過去のことも踏まえながら、またさらなるやり方というのをやっていかれると思いますので、どうかそこら辺を許していただけるといふか、過去のことを学びながらやっていけよということでエールを堀武議員さんから送っていただいたものだと思わせていただきまして、これから進んでいくと思いますので、どうかそこら辺、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 11番目は、これも3月の一般質問の最後なものですから、質問をさせていただきます。

牛牧コミュニティセンター利用者に対する使用条件の変更は、懇切丁寧に説明をされ、納得していただいているのか。2月24日の文教厚生委員会での副市長の説明は、現在のコミュニティー活動は行き過ぎていると、やり過ぎていると発言をされています。また、改革にはリスクが伴い、少々の不安は仕方がないことであるとも発言をされています。その考えに変わりはないかと答弁を求めておりますけれども、これに関しても、恐らく副市長はそんなことは言っていないと言われるものですから、あえて言いません。

だからそれよりも、今、利用されている方が納得できると同時に、これからのコミセンに関してどのような形で運営をしたら市民のためになるのか。いいことはいっぱい書いてあるんですから、それに沿ってやるということをお願いし、また理事長もかわられたんですから、その辺のことを精査しながら、職員に対する指導をされることだろうと思いますし、行政も当然に、建物は市の管理、ただ委託をしているんですから、そのような自覚で常に市民のためという観点から、その運営に関して、指定管理者に対して指導なり、それから市民の直接の声を聞いて、そして判断をして、少数の意見であろうが、正しいことは正しい。少数の方が困っておられたら、それにどのように手を差し伸べるかは行政の仕事でしょう。だから、そのような観点からも、コミュニティセンターというのは、地域の中核をなす施設でしょう。それを皆さんがよりよく利用でき、足が遠のくことのないように、そして皆さんの憩いの場、そして福祉の場、避難所としての機能といろいろな多目的な機能を持つ施設なものですから、十分にその辺のことを踏まえて、ぜひ行政としてやっていただきたい。あくまでも私自身は、そのような観点から3月のときには一つずつ質問をし、そして御理解を得ながら行くつもりでしたけど、その結果に3月と6月の議運の皆さんに対しては何も思っておりません。

ただ、そういうようなことに関して言えば、議運の使命と、それから議員の使命というのは相反しておらんはずですから、議運で決められていくことが全てではない。そのようなことで、私どもも議員としていかなる形があろうと市民の皆さんのためというんですか、一言言えば、これではないんですけれども、匿名の投書なんか私のところへ来ますけれども、匿名の投書の内容を精査して、それが正しいと思うならば、それに対して、私は行政に関して是正なり質問なりをしているつもりです。うのみにしてやっていることはありません。それだけは御理解をいただきたいと思って、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、13番 堀武君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

7番 若園正博君の発言を許します。

若園正博君。

○7番（若園正博君） 議席番号7番、創生クラブの若園正博です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。傍聴者の皆様におかれましては、おいでいただきまして、まことにありがとうございます。

今回質問させていただく内容は、地域包括ケアシステムの小学校区自治会連合の構築に向けて、安心・安全なまちづくりの自治会支援の状況、中山道美江寺宿保全活用についての岐阜県南・大野線バイパスについての着工状況、学校の先生の働く環境、勤務時間についてお伺いさせていただきます。

これより質問席にて質問させていただきます。

昨日の北倉議員との質問に重複する箇所があるやもしれませんが、通告書どおり行わせていただきます。

まず初めに、小学校区自治会連合会組織と地域包括ケアシステムについて、瑞穂市において人口の減少が著しい地区、少子化が著しい地区、高齢化が著しい地区、また転入者が多い地区があり、地区において状況は大きく異なります。小学校区自治会連合会の構築と地域包括ケアシステムの構築に向けて、市内全校区が一様な動きで小学校区自治会や地域包括ケアシステムが構築できるとは考えられません。

そこで、県南地区の小学校区では、南部地区が人口急増し、中・西地区では、人口減少や少子化が進んでおります。自治会の構築に向けた進捗状況をお伺いします。

また、県南地区が抱える課題をどのように把握されているのかも伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 若園正博議員の地域包括ケアシステムの御質問にお答えをいたします。

巢南地区の小学校区自治会の構築の進捗状況についてと巢南地区が抱える課題についてですが、現在、総務課のほうで進めております小学校区自治会の構築の進捗状況に合わせて、地域包括ケアシステムの協議体である地域支え合い推進会議の設置に向けた説明会を、この7月から8月にかけて、市内の小学校区に昼と夜の2回、それぞれ計画を進めています。説明内容は、少子・高齢化、人口減少社会に伴い、社会的な孤立などをなくし、地域における支え合いの活動を理解していただき、地域包括ケアシステムにおける小学校区に第2層の協議体を設けていくものになります。

巢南地区における課題は、議員の御質問の中にもございましたように、人口が増加する地区と減少する地区が著しいことが課題にあります。また、課題ではありませんが、各自治会活動がしっかりと定着し、根づいて揺るがないという大きな特色があり、その分、小学校区の活動は少なく、中学校区の活動が多いというふうに理解をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 御答弁もありましたように、巢南地区には小学校区活動が少なく、中学校区での活動や各自治会がグラウンドゴルフやサマーフェスタなどさまざまな行事を行っております。

一方、穂積地区では、各小学校区に活動する組織があります。むしろ、中学校区での活動は少なくなっています。巢南地区、穂積地区が全てが異なる状況で、市では、小学校区においての地域包括ケアシステムの設置を進めていますが、構築はどのように進められるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 構築の手順については、先ほども御質問の中でお答えしております協議体の設置に向けて説明会を開いていくということでございます。

地域包括ケアシステムの重要なポイントである第2層の協議体については、小学校区自治会の構築を推進して校区内に福祉部会を設けていただき、その部会が中心となって、第2層協議体というものを設けています。小学校区ということで進めておりますが、身近な地域であるほどメリット、効果があるとされています。よって、第2層協議体の運営についても小学校単位がいいのではないかとというふうに考えており、地域の主体性を一番に考えて進めていきたいというふうに考えています。

第2層協議体には、自治会長さんや民生委員さんといった地域の代表の方も入っていただき



ますが、それだけではなく、地域の市民の皆さんにも参加していただいて、小学校区単位で地域の日常生活の課題や福祉課題を共有し、その解決の方法を検討して協議をしていきたいというふうに考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） では、巢南地区において、小学校区自治会連合会が構築するように進めると、現在ある巢南中学校区活動の組織で活動されている人が重なるのではないかと考えます。人が重なれば行うこともふえ、負担を感じられると思いますが、今後どのように調整されるのかをお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の小学校区の構築と現在行ってみえます中学校区の活動の組織とで異なるのではないかという御質問ですが、実は昨日の北倉議員の御質問にもお答えし、重複しているところもあると思います。

まず第2層協議体をなぜ小学校区でということになりますと、先ほどもお答えしておりますとおり、徒歩圏で、かつスケールメリットを生かした活動ができる範囲がこの小学校範囲というふうに考えています。地域課題に対処するには、単位自治会より小学校区のほうが効果的でスケールメリットがあるというふうに言われています。余り範囲を広げ過ぎると効果的でなくなることから、小学校区が適当であるというふうに考えております。

むしろ課題となるということで認識しておるのが、人口が減少している地区において、第2層協議体が地域資源をうまく活用できて進むかということを少し心配しております。巢南地区にあっては、小学校区の自治会連合会が構築される議論の中で、引き続き中学校区の活動をどのようなものを行うのかとか、小学校区で行ったほうがいいのかというようなものを地域の皆さん方でも協議をしていただいて、市でもその協議に加わっていく必要があるというふうに考えております。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） ただいまの答弁では、小学校区で行うものと中学校区で行うものを考えていくことでありますが、地域包括ケアの出発点に戻るかもしれませんが、小学校区自治会連合会ができないと地域包括ケアシステムが構築できないのか、また中学校区の活動で地域包括ケアシステムが構築できないのが疑問に思うところがあります。中学校区自治会連合会における地域包括ケアシステムも可能になるという何か弊害はあるのでしょうか。そのあたりについてどのようにお考えか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 地域包括ケアシステムとは、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される仕組みづくりであります。ですから、小学校区の自治会連合会の構築の必要性とか、中学校区の連合会ではこの地域包括ケアシステムが構築できないかというような考え方は実はしておりません。

しかしながら、先ほども申しておりますとおり、第2層協議体というのが身近な地域であればあるほどメリットがあるということがございますので、小学校区を推進しています。中には、協議体を運営するための人材に大変御苦勞する地区もあるというふうに考えております。このあたりについても、これから説明会を通じて地域の支え合い推進会議の説明会の中で、地域の皆さんの御意見を聞いて、市民の皆さんの主体性のもとに進めていきたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 地域包括ケアシステムは、先ほど身近な地区になるほどメリットがあるということは理解できるところであります。

次に、地域づくりを進める重要なものの一つに地域資源とありますが、この資源とはどのように把握しておられるのか。また、どのように活用することを考えておられるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 地域における資源の御質問になります地域資源には、多種多様あるというふうに考えております。地域の歴史や文化、自然や人材など、地域の生活の中で眠っているとされています。このような視点で地域を掘り下げてみますと、自慢できるもの、誇りに思うものがあると思います。例えば地域には老人クラブや子ども会、地域独自で構成されました会や団体、さらに家族や近隣のつき合いなど地域に根づいている地縁活動や健康づくりの活動、自治会における行事や活動、地域において受け継がれている知恵や経験、あるいは長年身につけられた技術や伝統、専門性を持つNPO活動などは、課題解決に向けて生かされる資源であるというふうに考えています。

また、第2層協議体では、地域住民の方の中から中心となって活動していただける方に生活支援コーディネーターとなっていただき、このコーディネーターの方が中心となって、この活用される地域資源についても考えていきたいというふうに思っております。

市では、地域の人たちの主体性や自主性を尊重し、地域の人が地域資源を活用し協議できる場を設け、必要に応じて議論や活動を整理したり、補完するような役割を考えていきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 地域資源をどのように活用するかということですが、地域で考えることです。これも地域の役割ばかりが増大し、行政が地域に負わせるような感じがするわけでございます。

地域づくりは時間を要すると思いますが、小学校区自治会連合会に関しては、地域包括ケアシステムの構築はいつまでにされるのかをお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の地域包括ケアシステムの構築がいつまでという御質問ですが、今後、第2層協議体の設置に向けた説明会を小学校区単位で実施し、地域住民の方々に御理解と御協力をお願いする予定で進めてまいります。しかし、浸透するには相当な時間がかかるというふうに思います。

国のほうでは、団塊の世代が75歳となる2025年までに、この地域包括ケアシステムを構築することを目標に掲げております。また、高齢者だけのシステムから、障害者も含められた全世代にこの地域包括ケアシステムというものも強化をされてきています。

当市においては、これから説明会を行っていきますが、これから一、二年では、協議体が設置されるというふうに思います。その後、協議体が設置をされても、活動が大切でございます。どのような活動をされるのかということを見きわめながら完成するというふうに思っておりますので、また地域格差が生じないように進めてまいりますので、よろしく願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 地域包括ケアシステムの必要性、役割は理解できました。まだまだ手探りの状態でございます。何をどのように進めていくかは、これから自治会がいろいろな苦勞を重ねて進めていくことかと思っております。

先般も新聞紙上でございました宮田の自治会のほうでございますが、公民館を活用してシニアサロンを行われたということが新聞記事で公表されました。そうした自治会の皆さんの御苦勞、負担がこうしてあるわけでございますが、地域における高齢者の集いの場として、こうした活動が広く広まっていくということかと思っております。今私は、あくまでも各自治会がする中において、西小学校区が今ここで何ができていくのかというふうに思っております。多分、今お見えになられます西地区の自治会長さん初め、西地区の包括ケアの代表の皆さんもまだまだ手探り状態があると思いますが、これから何をしたいらいいか。

以前でございますが、巢南町時代には、中学校体育館で敬老会が行われ、また演芸で楽しめるお年寄りを集めて開かれたということもございます。また、地域包括ケアというものは、

医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制ということでございます。小学校区活動が始まったばかりでございます。地域包括ケアも始まったばかりでございますので、何とぞ今後御指導賜りまして、小学校区自治会で取り組む体制を整えてまいりたいというふうで、私の地域包括ケア構築に向けての質問は終わらせていただきます。

引き続きまして、次の質問をさせていただきます。

これも私のほうでは連携を持って考えておるところでございますが、自治会活動支援の中で、小学校区活動として防災、その他地域安全のためにいろんな尽力を賜っていただく組織を設立していただいております。そうした小学校区ごとに自治会や各種団体による組織、連合会の設立状況につきましてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの自治会の組織の設立状況について答弁させていただきます。

小学校区の自治会連合会組織の設立状況についてですが、昨年度までに生津校区、本田校区、牛牧校区、今年度、穂積校区も設立がされました。現在4つの校区で連合組織ができ上がっております。また、先ほど若園議員が言われましたように、西小校区においても、今その組織づくりについて話し合う協議会をつくっていただき、私どももそちらへお邪魔して検討を進めているところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） ありがとうございます。

どうしても先ほどからの地域包括ケアシステムの中でも述べさせていただいておりますように、巢南地区は前々から中学校区活動が中心でございまして、どうしても小学校区活動が薄いものでございます。例えば西地区におかれましても11自治会がございまして、それを統括していくということは非常に難しい。何を手始めに進めたらいいのかというところが疑問に思うわけでございますが、今も地域包括ケアもしなければならないという題材をいただいたわけですが、やはり今も防犯についての組織体をつくっていくことも一つの小学校区活動の重要な組織ではないかと思っております。そんなことを踏まえ、巢南地区におきまして、小学校区活動をより推進していただきますよう、総務部長にもお願いするわけでございますが、そういった内容、今後の予定ございましたら、お伝え願いたいと思います。

ある隣の自治区におきましては、まず西地区ができ上がったものを見ながら、自分たちも組織していくという考えでおられますので、絶対そうすれば、我々が不備な点をあらわすわけにはまいりません。絶対これは組織していかなければならない第一歩かと思っておりますので、またそうしたアドバイスなどございましたらお伺いさせていただきたいんですが。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほど申し上げましたとおり、西地区においては、私どもと校区活動についての話し合いの中でどういったものが今後事業を進めていくのか、また必要なのかということも含めて御理解をしていただくような話し合いをそれぞれの単位自治会の意見を聞きながら今進めてみえます。西、それから中、南の地区につきましても、中地区につきましても、先般、それぞれの自治会長さん4名の方にお集まりいただいて、西地区の動向やら今後の防災訓練を含めた組織づくりについて話し合いをされて、今後前向きに検討していくということで、毎月1回お集まりいただくような話し合いの場ができ上がっております。南地区におきましては、現在、そういった西地区や中地区の動向を見ながら話し合いを進めるというお話を聞いております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） そうした御指導を賜りながら、各自治会が本当に理解を深めて、こうした組織づくりをしていくということ、重要なところであろうかと思えます。ぜひとも行政のお力をかりて、そして各自治会でまとめ上げていただけたらというふうに思っております。

引き続きまして、次の質問に移らせていただきます。

実は今、西地区におきまして、バイパスの整備区間がございます。岐阜・巣南・大野線バイパスの整備についてでございますが、重里地区から犀川を渡り、田之上・屋井線までの工事着工を望むところであります。私たちもう買収は終わり、着工されるのではないかと期待を膨らませておるところでございますが、先般も聞きましたら、まだ用地買収が進んでいない部分があるというようなお話でございました。実は、この間の都市計画マスタープランの中にございました美江寺の町なかの中山道の歩行空間の整備ということがマスタープランの計画の中に進んでおりました。私は、非常にこれはすばらしい整備の一つというふうに捉えております。それゆえに、車両の通行がこの岐阜・大野線のバイパスのほうに回っていただけることになれば、この歴史ある中山道美江寺宿の保全ができるのではないかと考えるわけでございます。楽しんでいただけるスポットにというふうで、市民が力をこぞえば、この美江寺宿の保全ができるのではないかとと思いますが、1つ、岐阜・巣南・大野線バイパス整備についてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 県道でございます岐阜巣南・大野線のバイパスは、重里地内の樽見鉄道高架西側にある信号から森地内の県道の田之上・屋井線まで、延長約610メートルが事業化されております。現在の用地買収率は93%でございます。工事につきましては、県道田之上・屋井線との交差点改良を中心に進められており、今年度は引き続き用地買収、残件数は

6件とお聞きしておりますが、あと県道の田之上・屋井線の道路拡幅工事を予定していると県よりお聞きしております。

議員がおっしゃられますように、このバイパスの整備が進められますと、ちょうど美江神社の前の東西の道路というのは車の往来が少なくなるだろうということで、美江寺宿周辺の中山道を散策される方の安全の確保や宿場町の面影を醸し出すような修景整備も市独自でやりやすくなるのではないかとこのように考えております。

いずれにしても、このバイパスの整備は、平成31年度の開通見通しとなっております東海環状の大野・神戸インターチェンジへアクセスする道路として、市北西部の西地区、それから中地区への市がこの後検討いたします企業誘致による企業進出による物流の流動化、広域化に大きく貢献するものと位置づけ、この地域の活性化、これから雇用の創出、ひいては人口減少対策につながるものとして、引き続きこのバイパス整備のなお一層の推進を県に強く要望してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 先ほど部長が言われましたように、本当に思いは一つでございます。住民もそのような思いでおるわけでございます。想定されるコースは根尾川堤防沿いまでのコース、そして高速道路につなげていくという計画は承知しております。いち早い計画実行を望んでおるわけでございます。また企業誘致としても、産業道路として本当に重要な箇所と思っておりますので、ぜひとも早期開通を願うものでございます。

それと余談でございますが、中山道スポットの中に昔からございます中器具庫、そして派出所のございました空き地が今まだ有効地としてそのままでございます。見ましたら、宿場祭り、中山道祭りのときにはイベントして広く使っていただける場所でございます。少し周りの整備をしていただきまして、有効なるイベント会場となることもつけ加えて望むところでございますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、次の質問には、最近いろんな問題になっておりますが、教員の長時間労働についてお伺いさせていただきます。

教員を取り巻く現状は、保護者からの多様な相談が寄せられて、対応に追われ、校外でのトラブルの解決に当たるなど、本来の学校としての役割、学力向上、体力向上の役割を確保することが果たされているのかどうかをお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 若園正博議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいまいろんな問題があるということで、教員の長時間勤務のことを取り上げていただき、教員のことを本当に心配いただいていることにまずもって感謝申し上げたいと思っております。

先ほどは、子供のことで広瀬武雄議員のほうから、休養をとるようなシエスタの導入はどうかというようなことで、子供も教員のことも本当にこの議会で取り上げていただいて、心配いただいております。

教員の本来の業務ができるかというところで、現状を少しお話しさせていただきます。

そんな中で、瑞穂市内の教員は、非常に長時間の勤務を行っております。この実態をお知らせします。

平成28年度に県が行いました教員勤務状況調査におきまして、市内の小・中学校の教員の長時間労働の実態でございます。この調査は、県内一律に11月8日から14日までの1週間を調査期間として、本市も同じように市内の小・中学校の常勤の教員を対象にして行いました。これによりますと、平均退校時刻、要は学校を最後に出る時間です。それぞれの教員の平均の退校時刻ですが、市内の全小学校の教員の退校時刻を平均すると19時07分、中学校で20時23分、これはあくまでも平均でございます。中にはもっと遅いのもあります。平成27年度の調査と比較をしてみますと、小学校は1日当たり平均で16分早く退校できるようになっております。しかし、中学校はほぼ変わっておりません。小学校と中学校を比べてみますと、中学校のほうが平均退校時刻が1時間16分も遅い結果となっております。

また、それとは別に、残業をせずに自宅に持ち帰って仕事をする、そういう持ち帰り仕事量についても調べました。小学校は、平日の5日間で持ち帰って仕事をする時間の合計が14時間30分、中学校が同じように平日の5日間の持ち帰って家でやる仕事の時間が13時間30分です。これは小学校のほうが多いわけです。学校で残業するか、あるいは家へ持ち帰って仕事をするかという違いはありますが、いずれにしても時間外に多くの仕事をしているといった実態は見てとることができます。

これらの実態を見ますと、中学校は部活動で遅くなり、そのまま学校で仕事をして遅くなる傾向が見られること、小学校は部活動がないから、中学校より早目に帰宅するものの、持ち帰って仕事をしている傾向が見られます。そのような中で、学校の役割を一生懸命果たすよう努めておってください。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 今、平均時間をお伺いしたわけですが、このように残業が多いということは、確かに先生方が子供たちに一生懸命していただいております、そして資料づくり、いろんなものづくりなどで遅くなるんだろうと思いますが、そうしたところも原因として何か解消方法とか、教育委員会としてどのようにお考えかをお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほど時間の状況をお知らせしましたが、今度は少し触れていただい

た中身のほうのことをお知らせします。

残業する理由で、小学校、中学校ともに一番多いのが教材研究という、何で遅くなりますかという選択肢があります。その中の項目の一つで、教材研究というのが一番多いわけです。これは何かといいますと、授業をどうやったらよいか、どういう授業の順番で質問したらよいかとか、あるいは子供たちに配るプリントはどんなプリントをつくといいのかとか、黒板はどうやって書いたらいいとか、黒板に張る大きい資料はどうやってつくといいか、こういったことを毎日考えます。授業は毎日あります。小学校の教員は、毎時間、授業の教科が違っていろいろやります。中学校は、その分幅広くやらなきゃいけないので大変ですが、深くやらなきゃいけないというものもあります。そういった資料づくり等が教員の一番の負担になっているところはございます。

続いて多いのが、自分の学級、あるいは自分の学年の事務でございます。こういった事務についても、どうしても欠かすことができないものがあります。例えば月末になりますと、学級担任は出席簿をきちっと集計します。一日でも間違えると、いろんな意味で大変になります。入試のときもこの出欠席の日数も報告しますので、そういった間違いがないよう担任が記入して、それを学年主任とか保健主事とか教頭、校長と順番に点検しておるわけでございます。

子供たちのよりよい授業での理解を目指すために、職員は本当に教材研究やいろんな業務を一生懸命やってくれておりますが、市内で今取り組んでおることにつきまして、このようなことがございます。

1つ目が、ことし4月13日に出ささせていただいた資料ですが、教育長名で市内の全ての保護者宛てに各学校を通じて配付させていただいたプリントです。タイトルが、ノー残業デーの実施について。これには、教員は頑張っていますよと。でも、非常に過重労働になっているところもあるので、金曜日をノー残業デーにしたいと思います。ノー残業デーと言いつつも、午後7時が最大の退所時刻にはしていますが、午後6時まででもし何かあったら連絡を終えてもらえませんかというお願いです。これについては、各学校もきちっとやってもらえるようになりつつあります。かつてはずうっとおったんですが、これを契機に月曜日から木曜日までの仕事の見通しを上手に持ちながら仕事をやり、金曜日は本当に早く帰る教員がふえてきた。

さらに、学校へかかってくる電話は、こんなようなことも受けております。午後5時50分にあるお母さんから学校へ電話があった。10分前ですね、学校へ電話していい。このときにお母さんが、こんなぎりぎりの時間で先生ごめんなさいと言われて電話をかけてくださいました。学校のほうも、そんなふうには本当にPTAの方々も御理解、御配慮いただいております。ことで大変うれしく思うと。じゃあ、本当に私たちも真剣にきちっとやらんといかんという気持ちを引き締めてさらに取り組んでいてくれます。

また、瑞穂市の中では、各小・中学校でホームページをつくっております。これが学校によ



ってまちまちで大変難しいものでした。ただ、この時代ですので、ホームページでいろんな情報を発信することは必要なものだと考えております。学校が変わるたびにホームページが違って、特定の教師しかホームページのデータを上げられないと、そういう実態がございましたので、昨年度末に補正を組ませていただいて、全ての学校同じ様式で簡単に上げることができるような方式に変えて今進めております。掲載される記事の中身、写真等は、各学校で工夫してくれておりますし、簡単に上がるようになりました。それは、現場の教頭先生方にどうですかとお伺いすると、非常にうまくいくようになったということ聞いております。ただ、まだまだ徹底が不十分なところもありまして、情報発信が十分できていないところもありますが、そういった形で今軽減を図ってきているところでございます。

さらに、今後は8月に、いわゆるお盆前後でございますが、私の経験もありまして、これは教職員同じような経験をしておるんですが、お盆の8月15日に私も日直をしておったことがございます。学校には誰も来ません。電話も一本もかかってきません。何もないです。でも1人職員室にいて、ずうっとクーラーをつけております。非常に無駄でもったいないなと思います。それで、休みをとれと言います。とれないんですね。ですので、ことしのお盆を挟んで5日間ほど、この中には土曜日、日曜日、祝日もありますが、学校閉庁日という形で、その日に全ての教職員は休みをとりましょうということをお願いする予定でございます。これも先ほどの保護者の皆様宛てに文書を出させていただいて、もし平日に何かありましたら、全て教育委員会が受けますと。教育委員会の電話番号もそこには記して御案内申し上げたいというふうに思っております。

そのような形で、先生方が日ごろ本当に過重労働してみえるところを少しでも軽減できるような方法を今のところ考えて進めてきておるところでございます。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 教育長の配慮で先生方の過重労働を少しでもなくすというところがございますが、1つだけ疑問があるんですが、それを減らせば減らすほど自宅へ持って帰る部分がふえるのではないかなという思いもするわけでございます。

先般も、近隣で北方町教育委員会が教員の事務サポートアシストの配置を始めるということで新聞記事を読んだことがございますが、今この瑞穂市において必要であるかどうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 教員のいろんな業務をサポートするというアシスタントは、北方町さんでは、今業務アシスタントという形でことし入れられました。

では、瑞穂市内はどうかということでお話をさせていただきます。

今、瑞穂市内では、教員をサポートする体制で、生活支援員という方を40名、さらにこれは国の事業を瑞穂市が受けて、そのまま今、市単独で行っている理科支援員という方をお二人配置しております。この生活支援員というのは、各学級にはいろいろなタイプのお子さんが見えです。時には集中が続かない、集中できないお子さんの横について、先生が言っている意味がわかるかなとか、先生が今こういうことを言ったけど、何するかわかるかなというアドバイスをしながら、その子の理解を助けるようサポートするものでございます。

また、理科支援員は、小学校の先生方はいろんな授業がある中で、休み時間が5分間しかないような1時間目と2時間目の間、こういうときに理科の授業の実験準備なんかが大変でございます。それで、各学級の理科の授業の支援を行う方を理科支援員として瑞穂市では入れております。これはほかにはないことで、県内に少しずつ広まりつつあるかと思いますが、この方々が、今、先生方の理科の授業のサポートという形で、瑞穂市に合っているのは、今のところそういうサポート、アシスタントからというところで今進めておりますし、さらに中学校では、先般もいろいろ出ておりますが、部活動の社会人指導者を市のほうで委嘱するという形で、社会人指導者として活躍いただけるよう、中学校でなく、市のほうで責任を持ってやっただけのような、そんな形をとってサポートする体制を今のところつくっております。

ただ、今後、北方町さんがやってみるところも含めて、いろいろ状況をお聞きして、必要と判断できれば、そういった方々も考えたいと思いますが、ただ枠をつくって人が集まらないというような難しい問題もありまして、できる限り努力をしていきたいというふうに思っております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） なかなかアシストというシステムをとっても人が集まらないといったところかと思えます。そして、今、教育長さんがいろいろ努力をされて、そして先生方の業務を少なくしていこうというところ。そして、私たちもPTAを経験しておりましたが、PTAとしてももっと先生のフォローに入りながら、いろんなトラブル解消。きのうも今木議員が聞かれました食育の中で、朝御飯を食べてこない子供さんが非常に多い。そして、先生が面倒を見ているといったところの話を聞きましたが、そういったところもやっぱりPTAとして、母親委員会を通しながら、食育問題についても親同士の連携を持ちながら対応していくと。そして、先生が指導する前に、もう少し自分たちの親同士で、こうした朝食をとりましょうという活動も必要ではないかと思えます。

ここのところに岐阜新聞の記者ノートがございまして、確かにアシストの配置、これは先生のかわりとして、授業に使う資料やいろんなもの、残業の短縮ということを書いてございますが、やはり本来、子供のために頑張ろうという先生ばかりでございます。その熱の余りさで、

こうして甘え過ぎてしまって、いろんな負担をかけておるところだというふうに記事は書いてございます。本当にすばらしい、まさにここだと思います。私たちが、PTAが連携しながら、もう少し先生の負担を軽減しながら連絡を密にし、情報共有をもっと密にしながら、PTA、そして保護者、学校というふうに連携を持っていけば、もう少し先生の負担が軽くなっていくのではないかというふうに思っております。

以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、7番 若園正博君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。13時20分から再開をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時20分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

10番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井千尋です。

ただいまは藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

今回の私の大きな質問の4点ありますが、1点目は当市のごみ問題の状況を伺います。そして、同じ環境部のほうにペットの殺処分、この瑞穂市はどうなっているのかを伺います。3点目は障害者の方の就労支援について、4点目は、昨日も何人かの方が質問されておりますが、連携中核都市圏の構想についてを市長に伺います。

以下は、順次質問席に移って質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

済みません、発言を訂正させていただきます。「中核」と言ったんですけど「中枢都市」というので訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

最初の質問ですけれども、環境水道部のほうには、1問目と2問目は、まず現状をしっかりと知りたいということで質問させていただきます。

当市の昨今のごみ問題について伺いますが、瑞穂市は本当に人口がふえている、これはずうっと皆さんも御承知のとおりでございます。その人口増加に伴い、一般家庭から出るごみ等も増加をしておるのではないかなというふうに予想をしておるわけでございますけれども、この数年のごみの増加率について伺います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、ここ数年のごみの量について説明させていただきます。

可燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみを合わせた一般家庭から出るごみの量について申し上げます。

すと、平成24年度は7,583トン、25年度は7,658トン、26年度は7,766トン、27年度7,889トン、28年度は7,777トンとなっております。よりまして、平成24年度から28年度までの増加率としましては、ごみの排出量は194トンの増となりまして、2.56%の増となっております。しかし、人口が増加していることもありまして、同年の5年間の1日1人当たりのごみの排出量につきまして申し上げますと、多少の増減はありますが、約700グラムと横ばいの状態となっております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） ごみ問題といいましてもテーマが大きくなると思います。私は今回、一般家庭から出る可燃物、私らで言うと生ごみのことが非常に関心があるわけですが、今、環境部長のお話ですと、ごみは当然ふえているけれども、人口の増加に伴って1世帯当たりのごみの量は変わらないという、横ばいというふうにおっしゃったと思うんですが、最近、多くはないんですけど、市民の方から、基本、一般家庭のごみというのは、自治会に当然加入されて自治会等のルールに沿って、その地元で定められたごみステーション等に処分されていることが基本的だと思いますけれども、中には、ひょっとしたら新しいまちでございまして、いろんなところからこのまちにかわってこられて、自治会へ加入されておられない方もあるやに聞いておるわけです。そんなことはないと思いつつも、何かうちの前にごみを置いておいたらとりに来てくれるよなんて話を聞いたとか聞かないとかということで、今回どうしても聞きたかったのは、その人口がふえておるがゆえに問題が発生していないのかということがお聞きしたいわけですが、現状、自治会に、アパート等に住んでいらっしゃる方は大家さん等が管理されておると思いますが、戸建てのうちのうちを建てられて自治会等にもし入っておられない方がおられるのか、要するに自治会の加入率と、またそういう方がおられた場合の、そういう方はごみ出しなんかはどんなふうにしておられるのか、その辺を把握しておられるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

瑞穂市の自治会加入率は年々低下の傾向にあると聞いております。担当課もそれで頭を悩ませているところでありますけれども、現在の自治会の加入率は、4月の時点で70.7%と伺っております。

また、自治会に未加入世帯のごみ出しについて、苦情等、今のところそんなに伺ったことはないのですが、現状についてどれだけ把握できているかということ、ちょっと把握できていないところが現状となります。しかし、自治会未加入世帯の方などから相談があったときには、ごみステーションは各自治会において管理してもらっている状況を説明しまして、まずは自治会への

加入を勧めております。それでも自治会加入を望まれない場合は、各自治会においてごみステーションのごみ当番などで維持管理上のルールがありますので、例えばごみステーションに関するルールを遵守するというごみ出しをさせてもらえないでしょうかということをお自治会長に相談していただければどうですかというふうに勧めております。

また、そういった相談も抵抗があると言われる場合は、可燃ごみについては直接、西濃環境保全センターの焼却施設へ持ち込んでいただく方法もお伝えしております。その場合、環境課にて発行するごみの搬入許可証を持参していただきまして、10キログラムにつき100円をお支払いいただくことになります。また、資源ごみにつきましては、ある程度日時の指定はございますが、美来の森、または巣南集積場へ持ち込んでいただく方法もお伝えしております。

ほかには、瑞穂市指定の一般廃棄物収集運搬業者を紹介しまして、直接の契約ということのお願いも行っております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 70.7%ですか。ちょっと正直言ってびっくりしたんですけど、この前、自治会連合会の会合の内容に「自治会に加入してください」という書面があったんです。ということで、当然入っておられない方もおるとは思っていたんですけども、70.7%というのは、意外とやっぱり入っておられない方が多いなという気がいたします。

これは、当然、自治会に加入をしていただくというのはごみ出しの問題だけではなくて、当然ですけど、災害時に安否を確認するとか、またいろんなことを考えられますけど、中には朝の見守り隊をやっておられる方からお聞きした話なんですけれども、自治会に入っておられない家庭のお子様は一緒になって登校してこないみたいなことを聞いて、それも、これはちょっと今回の問題とは違うものですから話を広げるつもりはないんですけど、自治会の加入率というのが、やっぱり非常に大きいのではないかなというふうに思うわけです。

今、70.7%と伺って、正直言ってびっくりしたんですけども、環境部長がおっしゃった、一般の方が業者さんに直接連絡されて云々というのは、なかなか正直なところ、企業さんなら別ですけども、そういうことを一般の方がやられるのは少ないのではないかなというふうに思うわけです。要は、このごみ出しのルールというのが当然あって、市のルールが、自治会のルールがあって、それで遂行されていると思っていたんですけども、先ほどお話ししたように、中には自治会に入っていないよというようなことから、ごみ出しのルールをきちっと守られておるかどうかが危惧されたわけですし、また、そこまで細かくは、当然、掌握、把握はしておられないというふうなことでしたので、これはここで置いておきますが、やはり市民の方にもよく御理解していただきたかった点というのは、ごみの量はふえているというところはまず確認したいと思います。

それで、私も少しこの質問をさせていただくに当たり、ホームページで見させていただいたんですけど、一般ごみだけではないと思いますけれども、当市の廃棄物減量等推進審議会というのが開催されていて、喫緊では平成25年の9月に開催をされていた。もう3年、4年がなかったと思いますけど、こういうのは当然市長の諮問機関で会を持たれたりとか、メンバーさんも決まっていくというふうに思いますけれども、ざっくりこの間、先ほど言った、人口はこの当市においては1,500人ぐらいふえていらっしゃる。ふえていらっしゃるからごみ出しのルール等に問題はないのかなというふうに思ったわけでございますけれども、今お話ししましたように自治会に入っておられない方の加入率もわかったんですけど、このごみはふえているということに関して、このごみの量を削減できるようなことに対してどんな手を打っておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今おっしゃられました廃棄物減量等推進審議会は、これまで一般廃棄物処理基本計画に関する事項や、粗大ごみ有料化など、ごみ出しなどのルールの大きな変更を行う場合に、必要に応じ随時開催しております。今後、一般廃棄物処理基本計画の見直しなど、計画時には開催させていただくことになると思います。

また、ごみ出しのルールに問題はないかということなんですけれども、人口の増加がごみ出しのルールに直接影響を及ぼす要因としてはないかなと考えておりますが、転入者などに対するごみ出しのルールの周知につきましては、十分とは言えない状況にあるかと思えます。

また、先ほど申し上げましたとおり、ごみの排出量は年々増加しておりますので、各自治会のごみステーションは拡張、増設などによって増加しております。そこで、ごみの減量のため、生ごみなどはしっかり水切りをしていただいたり、資源ごみになるごみはしっかり分別していただくなど、ごみ出しのルールの徹底については、各自治会にお一人お見えになられます廃棄物減量等推進委員の御協力を賜りながら、広報紙またはホームページや出前講座などで引き続き呼びかけていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、環境部長が最後におっしゃった出前講座ですけども、ある団体の方の3月の出前講座、環境部の方がやっていただいて、課長に来ていただいて、一般家庭から出るごみの減量について出前講座を開催されたのに参加させていただきましたけれども、一般家庭からできることというのは、特に生ごみなんかは十分水分を切って出していただきたい、これだけでも本当に違ってきますよというお話を伺って、今おっしゃったように、そういうPRを本当にもっとしっかりやっていくだけで違うのではないかなというふうに感じた次第でございます。

ことしであったか昨年であったか、ちょっと記憶がないんですけども、大垣市さんが取り組んでおられる段ボールコンポストというものが10年をたたれたということで、その10年目の会合にお誘いを受けて参加してきました。市長も当然、そういうところに来られて、数千人の規模で取り組んでおられますけれども、この中で正直言ってすごいと思ったのは、これも実はきょう、このごみの現状を自分自身勉強させていただいて、またどんなふうに進めていくことがいいのかなということで、次回また質問をさせていただきたいと思いますが、今回お伝えしておきたいのは、大垣市で宇留生小学校というところの4年生の子が、毎年その学年の子がうちから生ごみを持ってきて、段ボールコンポストを1年間体験して、本当にごみが減っていく。そういうことに対して寸劇等をやられて、本当に自信にあふれてその活動をされておる寸劇を見させていただきました。これには当然、地域、家庭、また学校なんかの連携で、そのどなたも自分たちのまちのごみを削減しておるんやと、予算を減らしておるといふか無駄な予算を減らしておるんやというふうな、本当に自負されておるような姿を見たときに、ああ、これはいいことだな。私どもの瑞穂市の当然コンポスト等、一般の方が扱われるときは助成金なんかも出ておるといふふうに伺っていますので、やはり市民の方の、特にこの一般廃棄物の生ごみに関しては、そういう意識を持っていただくように、環境部の方にも今まで以上に努力をしていただいて、ごみの削減につながったら市の財政ももっともっとよくなるのではないのかなというふうに思います。

先週日曜日に行われた少年の主張の大会、これも小学校の児童さんが「M O T T A I N A I」という、私もここでワンガリ・マータイ博士のことを引用させていただきまして、私は出身地を間違えましたけど、小学校の子は間違えることなくケニアの博士だとか言ってみえましたが、この方は「もったいない」という日本の本当に尊敬を持った言葉を、このワンガリ・マータイ博士は世界に「M O T T A I N A I」という言葉を広げていく、共通語にしていくということで、世界にはこの言葉がないそうですけれども、やはり食品ロスもそうなんですけど、やっぱり今度は出たごみも少なくして出すというようなことも、言い方を変えれば非常にごみの量も減らせていくのではないかなと思いますので、くどくなりましたけど、こういったPRを今以上に考えていただいて進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

同じく環境部にお聞きしますが、これはある方から、もっともっと深い部分で御質問を受けたんですけど、お答えすることができないまま、きょう、一般質問という形でお聞きをしますけれども、当市のペットの殺処分の現状について伺います。今回は、くどいですが現状のみを伺いますけれども、当市の飼育放棄だけではないと思いますけれども、保護されたペットなんかの相談等はどの課でやっておられるのかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ペットなどの相談に関しましては、飼育放棄などで保護されたペットの相談などの対応は、原則的には今、OKBふれあい会館第1棟の6階にあります岐阜保健所の本巢・山県センターというところが対応しているんですけども、市のほうでも対応してまして、県の指導を受けながら環境課のほうで対応させていただいております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） それこそ分掌表を確認させていただきますと、環境部を見ますと環境課ですね、狂犬病の予防についてという項目がありますし、また害虫・害獣駆除のというところもありますけれども、やはりペットに関して相談窓口が一般の方はなかなかわかりづらいということがあったのではないかなというふうに思いますが、ここで今、当市では当然そういった施設があるわけではございませんので本巢・山県センターというところであるわけですが、当然、窓口があれば環境課で対応されると。

それで、この相談の結果に限らず、次の質問ですけど、飼い主さんが飼育放棄されたりとか、また表現は悪いかもしれませんが、野良犬とか野良猫とかが市のほうで保護をしなければいけない状態になったとき、最初の質問ですけど、この当市では殺処分というのはされておるかどうかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 当市におきましては殺処分は行っておりません。飼育放棄などの犬猫などを市が保護した場合は、岐阜保健所の本巢・山県センターに引き渡しを行っております。その後、殺処分となるわけなんですけれども、岐阜保健所本巢・山県センターですぐ殺処分をされるわけではなく、岐阜保健所のホームページにおきまして新たな飼い主を募集したり、動物愛護団体へ引き渡したり、そういった依頼をしたりしておりますけれども、譲渡希望者がなかった場合には、残念ですが殺処分をされることとなります。当市としましても、このような悲しいことが起こらないよう、飼い主の方には、ペットの習性など正しく理解しまして、ほかの人には迷惑や危害を及ぼさないようにし、またペットの健康と安全に心がけていただきまして、その命が終えるまで責任を持って飼っていただくよう、ホームページなどで呼びかけております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、本当に環境部長がおっしゃったように、もうあつてはならないことだとは思いますが、私ども公明党も2014年に犬猫の殺処分ゼロ宣言をしておるところでございます。ちょっと古い資料でございますけれども、全国の犬猫の殺処分の数は少しず



つ減少傾向にあるということで、2012年の資料なんですけど、2012年度は、全国ですけど16万匹を超えており、自治体などに引き取られた数の約8割に上っていると。今おっしゃった、保護されたりとか、残念なんだけどと言いながら殺処分されておる犬が、今の16万から8割というと12万8,000匹ぐらいは殺処分されておるということになります。当市のという伺いをすれば、当市はそういう施設がないということでそのような形になっているというふうに思いますが、いわゆる、これも先ほどのごみのこともそうなんですけれども、いろんな方から質問されたり御相談を受けていく中において、瑞穂市も、この殺処分しないような状況のために知恵をかしてほしいという御相談を受けますが、今はまずこの殺処分ということの質問に対して、瑞穂市はどう対応しておるのかということをお答えしていきたいという思いでこのことを伺わせていただきました。

いずれにしても、これは最後の質問になります中枢都市の圏域の構想ではないですけども、メニューの中にはないのか、見つけていないのかわからないですけど、やはり当然、近隣市町と連携をとり合って、うちだけで考えていく問題ではないというようなことで考えていけばいいのかなというふうに思いますので、またこのことの今後の対応とか状況を見ながら、また質問をさせていただきたいというふうに思います。いずれにしても党としまして、党に限らないですけども、この殺処分ゼロを目指して、愛着あるペットに対してしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今の動物の殺処分について、一つ情報提供の答弁をさせていただきます。

県の施設で、美濃市のほうに岐阜県動物愛護センターという施設が数年前にできました。そちらでは、各保健所から集まってきた飼育放棄された動物が保護されておりまして、そこへ登録をされた方々が一定の条件をクリアした上でその動物を渡すというシステムがありまして、かなりの数の動物が、そういった飼い主さんに渡っているということがございます。昨年度、瑞穂大学寿学部の方へ、そちらの方が講師として来ていただき講演をしていただいたところでございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 当然、私のような者にも耳に入るわけですから、市のほうにも当然そういう状況が、御相談があったりされた場合に、しっかりとしたそういう対応、場所を美濃市のほうを御紹介いただいたり、また多分、今、教育長おっしゃった数がたくさんあるというふうに想像するわけですけども、そういったところがあるよということも、しっかり市民の方にももっともっとPRをしていただければというふうにお願いをし、次の質問に移ります。

次は福祉部長にお聞きしますが、障害者の就労支援についてを質問いたします。

私は3月議会にも、ことしになって本巢の特別支援学校とか、県のそういった施設に視察に行かせていただいて、本巢特別支援学校の高校3年生の生徒さんが月2回ほどクッキーを自分たちで焼いて、喫茶コーナーでお客さんを迎えて、そういう接待のことをしておられる。その姿を見て、当市の図書館でも、そういった障害を持っておられる人たちが就労の場がないゆえに就労の場をつくっていただければどうかというのを質問させていただきましたが、これはまた折によって検討させていただきますというようなお答えをいただきました。

最近になって、私のもとに、本当に就労継続支援A型の事業所を経営されておられる方が、岐阜市さんであったり、羽島市さんであったり、大野町さんであったり、そういうところでやっておられる民間の方だと思いますけれども、そういうパンフレットを持ってたくさん尋ねてこられます。そういったところに御登録をしていただいて、自分たちが一生懸命して、最後、就職ができるようなところまでお世話をしておりますという、この継続支援A型事業所というところですけども、これは民間だと思いますけど、当市にも同じような施設というのはあるのかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 若井議員の障害のある方への就労支援の御質問にお答えをいたします。

市内における障害のある方への就労継続支援の事業所は、就労継続支援A型事業所で、民間で事業者で現在3カ所ございます。また、就労継続B型の事業所としては、民間でこれも3カ所、そして、社会福祉協議会が運営をしております豊住園、すみれの家があり、そのほかに就労移行支援事業所として民間で1カ所ございます。これらの事業所は、障害者総合支援法に基づく訓練等の給付で、就労移行支援型、あるいは雇用契約がある就労のA型、雇用の契約のないB型というように分かれて就労しています。これらは指定された特定相談支援事業者が、どのサービスがその方に合っているのかということで、就労形態に合わせて個々の状況に合った利用支援計画を立てて訓練のサービスを利用することになっております。以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 当市も当然、民間のこの施設があるんだなということですけども、豊住園さんとかすみれの家さんは聞いたことはありますけど、当市にふれあいホームみずほという施設があります。ここはちょっとお聞きしたんですけども、従前は社会福祉協議会さんが運営をしておられたということですけども、現在は、もう社会福祉協議会さんが運営上困難になったというふうに伺ったんですけど、その理由は何があったのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 瑞穂市の障害者生活訓練場「ふれあいホームみずほ」は、平成19年に整備をされ、平成20年度から25年度まで市外の社会福祉法人に事業委託をされ、その後、平成25年度から瑞穂市の社会福祉協議会のほうに委託をしてきました。この施設は、障害のある方に宿泊していただいて、相応の援助と指導のもとに日常生活に必要な訓練として、食材の調達から炊事、食事、入浴、洗濯、宿泊というような、掃除も行っています。障害者の方の環境の適応や相互の交流ということで利用をしていただいております。

社会福祉協議会からは昨年の10月に、ほかの事業所への委託を検討してくださるようなという通知がありました。利用時には援助・指導を行う支援員が寝食をともにしているわけですが、支援員の高齢化や支援員の方の資格の問題や、必要な訓練ができていないというような理由、また新たに人材確保が困難になっているというようなこと、さらには1回の利用が4名までということになっているため、増大する利用者の希望に対応できないというふうになっております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 社協さんが運営できないような状況ということですけど、この施設というのは、今はどんな形で運営されておるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 現在は市内のNPO法人に事業を委託しております。この民間に委託するに当たっては、まず近隣市町の障害者の施設を有している社会福祉法人のほうに事業受託をしていただけるかどうかというのを打診いたしました。そのところ、意思を有する方がなかったということから、その間に情報で知られた市外のNPO法人からの提案がございました。その後、市内の2つのNPO法人からも提案がございました。

それぞれの3つの提案には優劣つけることが困難であるというふうに判断しましたので、サービスの質を落とすことがないようにすることを優先に考えて、統一した仕様書を作成し、公平な入札により委託事業者を決定したというふうになっております。

現在は、昨年までと同様な運営をしていただいております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 社協さんという、ある意味公的な立場というか、公に近いようなお立場で運営しておられると思いますけれども、今、福祉部長のお話ですと、そのころと変わりなく運営をされておるといふふうに答弁いただきました。これは以前から、多分、利用されて

おる方というのは同じような方だというふうに想像するんですけども、利用者さんとか、また御家族様、その方たちの意見というか、要望というか、いろんなことだと思いますけど、そういったことというのは行政のほうでは掌握しておられるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） そのときに保護者の方からいただいた意見ということで、私、2回ほど保護者の方から意見を聞いております。そのときの意見は、運営に関しては社会福祉協議会が運営してもらっているということで本当に安心であったということで、しかし、民間委託になると本当に心配をするというような御意見もありました。また、支援員の方には本当によくしてもらっているという御意見も伺っております。

訓練に当たっては、受託側からの一方的な日程調整であり、保護者の希望や御意見を聞いていただきたいというようなこと、さらには訓練が1泊であるということから、できれば連泊もというような御意見もありました。

今年度策定中である障害福祉計画におけるアンケートにおいても同様な結果が得られております。支援員の多くの方は、社会福祉協議会から現在、このNPOのほうに籍を移して継続してやっていただいております。利用者の方の個々の性格や気質を知っておられ、御存じで、よく御不便をかけないように努められております。利用者とかNPO双方から、現在、苦情とか御意見はいただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 先ほどの質問で、今、当市でも3つぐらいの民間施設があるということで、私のほうにもたくさん瑞穂市以外の事業者さんから、そういう方がおられましたら御紹介をいただきたいというようなお声をいただいておりますところからお話をさせていただきましたけど、今、この近隣市町でも、また当市でも、こういう民間の事業所が次々と開設されていられる中で、今、森福祉部長がおっしゃった、このふれあいホームみずほですけども、今後、この訓練場にはどのような訓練場にされていられるというお考えを持っておられるのか。また、今利用者さんは、結構満足というか、しておられるというふうに伺いましたけれども、その利用者さんとか、その御家族の保護者さん等の御意見というのは、しっかり、提案とか何か、もっともっとこうしてほしいという気持ちになられるのはよくわかると思うんですけど、そういうお声なんかは受け入れておられるのか、その現状を伺います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 現在は、障害者総合支援法による自立訓練とか生活訓練事業というのがございます。このふれあいホームみずほの建設時には、ほかにはない画期的な事業であっ

たはずが、思うように事業展開がなされずに、年間の延べ利用者も減少してきたところに社会福祉協議会が軌道に乗せていただいたということです。社会福祉協議会自体も、業務が高齢者の地域づくりや生活困窮などを受託し、困難になってきたからそのような状況になってきたというふうに思っております。

現在、この生活訓練場を運営しておりますが、どのような状態で、どんな様子で訓練を実施されているのかということを知らないと課題も見えてこないということから、実は私もこの施設に1泊しております。詳細なことは、個人のことなので余り詳しく申しませんが、指導員の方が大変に本当に御苦勞をされておられました。

そこで、この訓練場の今後について、保護者の提案や御意見を取り入れるかということですが、この訓練場の訓練内容は条例で定められておりますとおり、障害者の方に就労の定着や集団生活に伴う生活課題に対応できるような訓練、支援をすることでございます。障害者の総合支援法による自立訓練や生活訓練等との調整をし、再度、保護者の方、またはこの受託をしてみえますNPO法人とも御相談の上、日常生活に必要な訓練を障害者の方の自立生活の助長として進めていけるように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） まだ本当に最近ですけれども、この瑞穂市の障害者の暮らしに関するアンケートの調査の結果を見させていただきました。今、ちょっと手元にはこれは報告書で、概要版を見せていただいたときに、本当に私も感情が激しいタイプですので、本当に障害者の方が偏見の目で見られておるといようなアンケートにお答えをされておったときに、正直、本当に涙が出る思いでございました。こちらはそういうつもりはないんですけれども、やはりその当事者さんがそういうふうに思っておられたということを感じたときに、非常に自分がそういう思いになったということが、皆さんそうだというふうに思いますけれども、すごく詳細なアンケートの結果が出てまいりました。このいただく前に質問事項を考えておったんですけれども、十分ではないと思いますが、もっともこのアンケートの中身を自分なりに勉強して、そういう障害を持っておられる方、またその御家族様の御苦勞を考えたときに、本当に今、福祉部長おっしゃった、ふれあいホームみずほは1泊ができる施設だというふうに伺いました。保護者さんのお立場から考えると、やはり四六時中、利用者さんというか障害者の方を面倒見ておらなければいけないという状況の中で、やっぱり御家族様の日常も考えると、この瑞穂市の中にある1泊ができるこのふれあいホームみずほの運用というか、これからの果たさなければいけない物すごく使命を持った施設ではないかなというふうに感ずるわけでございます。そういう意味では、くどいですが、まだまだこのアンケートの結果をしっかりと勉強させていた

だきながら、次にまた思いがあれば次の質問に続けていきたいというふうに思います。

この項目の最後ですけれども、実は、この障害者の方の相談窓口というのが、例えばふれあいホームみずほへ行けばいろんなことがつながるといようなことが考えられないのかなというのを御質問したいわけですが、実は最近も、障害を持っておられる方ではないんですけれども、ある小学校のお子様を持っておられるお母様がちょっと体を悪くされて、2週間から3週間入院をしなければいけないという状況になって、これはどっちがどっちということではないんですけど、私も詳細はわかりませんが、要するに福祉部と教育委員会の幼児支援課ですかね、そういうところでいろいろ聞いていくと、例えば本人様は手術を受けるのに2週間から3週間ほどかかるよとお医者さんで言われたと。それを聞いたら、たしかどっちかでは2週間から3週間大丈夫ですよというふうに返事をいただいたもんですから、そのことを電話で聞いて、多分、こちらの本庁のほうに尋ねてこられて、福祉部のほうであったと思いますけど、1週間という決まりになっていますよというふうに言われて、本人さんがびっくりされて、またその間に入った方から相談を受けたんです。わからなかったもんですから森部長に御相談をしたときに、またすぐ調べていただいて、多分、幼児支援課じゃないですかねということで、幼児支援課さんで伺ったら、1週間の決まりなんやけど、1週間、1週間、1週間で2週間から3週間というようなお話をされたつもりだったんですけども、最初の質問では2週間から3週間は見ていただけるという、誠心寮さんのほうで預かっていただけますよという答えをいただいたから安心して来たら、1週間でしたというふうになった。だから、市民の方は本当にそこだけでも非常に混乱されますし、そのことを理解していただいて、さらに今度は入院が決まってから、実は母子家庭のお子さんらしくて、私も詳細はわかりませんが、やはりその方の状況によって利用されるときに金額が発生するのか発生しないのかというのは、またその人の状況によって違うということで、入院をされたのか、される前だったのかわかりませんが、その寸前になって、お金がかかるかもしれませんという電話を役場からいただいたと。その間に入って相談を受けた方は、やはりかかるかもしれませんというような、答えが明確でないようなことを伺って当事者さんの不安をあおるようなことは、本当にどうなんですかみたいな質問をされたときに、当然やと思いましたけれども、それも当然質問しに行ったら、今、最初にお話ししたように、その方の納税額とかいろいろ条件があって一概には言えないと。

このことをずうっと自分も間に入れていただいて、その人の声の代弁者として動かさせていただく中で、行政の方も、あっ、ひよっとしたら私の説明が悪かったかもしれませんねという。要するに、当然電話でやりとりがあったりとか、人間誰しもそうかと思いますが、顔を見て話をするときよりは、電話であったり、また人を介在した話になると、なかなか意が伝わらないことが多いというふうに思います。

そういったことが、また別件ですけれども、最近そういうことがあったということをお自分

身も踏まえて、この障害を持っておられる方の就労支援のことで今質問をさせていただいておるわけでございますけれども、前も、棚橋市長も、それこそ議員のときにそういう質問をされていたというふうに記憶がございます。ワンストップ窓口、ただでもこのまちは2庁舎体制になっておりますから、電話で済むことならまだしも、ひょっとして出張っていかなければいけないことになったときに、課が違いますよとって、この穂積庁舎に尋ねてこられて穂積庁舎で賄えればいいんですけれども、それが単南庁舎まで行ってくださいというような話になっては、本当に市民の方への混乱が来すのではないかなと思うわけでございます。

そういった意味で、このふれあいホームみずほの施設というところが、済みません、私も一泊の経験もございませんし、十分、福祉部長ほど勉強は当然していませんけれども、今言った、障害を持っておられる方の窓口の一つの相談窓口、要するにワンストップ窓口になればというふうに思いますけど、そのお考えについて伺います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 制度的にも本当に難しくなっております。先ほどの事例は、幼児支援、教育委員会と福祉生活課ということで、一元的な相談体制ができればというふうに考えています。

御質問の障害者の総合支援法では、相談支援事業は市の必須事業となっております。自立支援給付サービスを利用するに当たりのプロセスには、障害者の権利擁護のための必要な援助を行う目的として、市では一般相談支援事業所として近隣の市町と連携をして2つの事業所と委託をしています。さらに社会福祉協議会では、支援事業相談員がどのサービスがよいかということで、個々のサービスに合った利用支援計画を立てて訓練のサービスを利用できるようになっております。また、基幹相談センターとして、事業所からの困難なケースなどに市が設置することができるということもございます。相談には、相談支援専門員やサービス管理責任者などの資格が必要となり、障害者の福祉に関して、実務の経験や、ある方で委託ができればワンストップも可能になるというふうに考えています。

御質問の障害者の方の相談については、この施設の稼働を考えての御意見とか提案というふうに受けております。この訓練場の日中における活動ということで、どのような活用がいいのかということで、障害者福祉計画のアンケートの中でも結果が出ております相談体制の重視ということも言われております。障害者福祉計画の策定委員の実務経験者の方や保護者の方の意見を聞きながら、今後、この施設の日中の活動についても検討をしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） このアンケートの中で、これだったかちょっと覚えていないんですけども、障害を持っておられる方が災害時に要支援者として自分は名前を出してみえますかといったら、ほとんど8割ぐらいの方がされていないんですよ。読んでいくと、自分で行けるとかということもあったんですけども、今、福祉部長がおっしゃったように、本当に、きのう北倉議員も言ってみえましたが、私も本巣特別支援学校に視察に行かせていただいたときに、瑞穂のお子様が本当に思ったよりたくさんおられる現状を知って、その方たちが御自宅に帰ってこられて18歳を過ぎられたときに市はどう対応していくのかということを考えてときに、今、昼間の稼働率であるとか利用率、いろんなことはあるかと思えますけれども、本当に私も公明党は51年ほど前に発足しましたが、このときは大衆福祉の公明党という、今でもこの福祉のことを言っておりますが、当時は、どの政党のどの議員も、福祉ということを掲げただけである意味ばかりにして卑下して、福祉で飯が食えるんかといったようなことを受けたと、私ども先輩からは聞いております。でも、今は福祉のことを語らないような政党、議員というのは、本当に全国どこでもいないというふうに思うわけですが、そういった意味では、社会弱者である方たちのために本当に手厚く市行政として対応していただく。私は、やっぱりこの瑞穂のまちは福祉のまちであるということも大きく近隣地域に公表していけるような、そういった意味で、このふれあいホームみずほの施設を、もっともっと本当に利用者の方にとって、また利用者の保護者様のために活用していけるような施設にさせていただくことをみんなで考えていけることをお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、これは冒頭お話ししましたように、昨日も3人ほどの議員さんが質問されておられます。連携中枢都市圏構想についてという、非常に通告には余りにもそこだけのことについてというふうに通告しましたが、これは本当にきのうの方は事細かくこれがどういうものを説明しておられましたけど、私は、やっぱりいろんな企画部長等の質問もありますが、願わくは市長がこの連携中枢都市圏構想についてどう思っておられるのか、それでこれが一体どういうものなのかということをお聞きしながら、まずは市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、連携中枢都市圏、こちらの構想について、私自身の考え方、方針を述べさせていただきます。

率直に申しまして、この2年間、私なりに移住・定住のまちということでやってきましたので、最初はえっと思いました。本当のことを申しまして、この2年間、とにかくこのまちに人をふやさないといけない。なぜかといいましたら、三重県の鈴鹿市、ここは本田技研のまちでございまして。本田技研が、やっぱり内容がよくなって、いつか人員を削減、それと同時に鈴鹿サーキットでF1グランプリもやめようというようなことになったときに、その当時はまだ



市長さんではございませんでしたが、一市民だった末松則子という女性がいます。彼女が本当に細腕繁盛記のごとく、よっしゃということで、やっぱりこのまちでもう一回、本田さんに力を持ってもらう。それと同時にF1グランプリ、8時間耐久レースをやる、そして市民の皆さんに自信を持っていただかないといけないということで、彼女は本当に頑張りました。まさにその当時の鈴鹿市は、人口は減っていく、皆さんが本当にうつむいて歩いていく、そんな状態の鈴鹿市になってしまいました。皆さん御存じでしょうが、鈴鹿というのは、世の中の経済の本当に物差しみたいなまちでございます。そういった中であって、本当に一つの目安になるんじゃないかなと思いますし、なおかつその末松則子という女性の自分なりのあの人なりの努力、そういったものをかいま見ながら、鈴鹿はどうなっていくんやろうと心配しておりました。しかし、本当に彼女は本田技研に再度、やっぱりしっかりとした雇用をなさってくださいと。それと同時にF1グランプリをもう一回鈴鹿で開催してくださいということで、署名運動を行い、それなりの成果を上げられて、今、鈴鹿市は本当に市民の皆さんが胸を張って歩いているという、そういう状態まで戻ってきております。

その中にありまして、私、2年前に移住・定住のまち、それなら何をしたらいいか。とにかく人口がある程度伸びなきゃいけない。やっぱり人口が減るようでは皆さん元気がなくなるというところで、一番最初に苗場に目をつけました。なぜかといいましたら、苗場というのは共有のところがあまして、皆さん、細い細い道路の中にあります。そうしたら、ここに5メートル、6メートルの道路をつけさせていただければ苗場でも売れるんじゃないかと。それと同時に、苗場の場合は面積が小そうございます。やはり住宅として売ることができます。そうしたら、そこにマイホームで求めてもらえる方も出てくる。そういったところから苗場に道路をつけられんかということで、特に私のほうも部長からの提案もございまして、それをやってみようということでやりました。

ところが、なかなかこれも全部が全部うまいことはいきませんでした。というのは、やはり堤防の横に苗場がありますので、一番最後のところまで水道管を引く場合、最初に水道管を引くことはできない。後になって一番堤防の際におうちができるまで水道管を引くことができない、そうじゃないと中の水が死んでしまいますということで、ですから結局アスファルトが張れない。5メートル、6メートルの道路をつくってもアスファルトは張ることはできないと。再度、水道管を入れるときに掘り起こさなきゃいけないからということで、なかなか見覚えがない。そんなところで、今度は太陽光発電の電気が下取り価格が下がるということを知りました。よっしゃということで、太陽光発電をやられるような地域の方々に、とにかくそれとなる土地を売ってくださいと、住宅をつくってくださいよと。

〔「中枢都市との連携のことで」の声あり〕

○市長（棚橋敏明君） ごめんなさい。だから、そういったところから、とにかく移住・定住の

まちということでやっていきたいなと思っていたところへ中枢都市の話が来ました。ということは、人口をみんなで補完し合おう、そして人口減少を食い止めようというところが中枢都市圏、こちらの経営戦略の一番の基本でございます。少子・高齢化、それと同時に施設の重複施設、これをみんなで使っていこうというところでございます。ですから、私たちのまちは人口がふえておりますので、率直なことを申しまして、言い方は悪いですけど、私どもとしては余りに乗り気ではない、私は当初はそう思いました。

しかし、その中のさまざまなメニューを見ておりまして、市民目線で物事を考えていった場合に、私どもは人口がふえているからこれは要らないんじゃないかということだけではなしに、やはり消防のこと、それから教育のこと、福祉のこと、そして重複した施設のこと、これを考えた場合に、やはりこれも必要があるんじゃないかなど。当初、先方の浅井副市長、それから牧ヶ野部長が来られたときにははっきり申し上げました。水平、そして補完、平等でなければ、私は一步も前には考えませんと。正直言って副市長は半分怒ったような顔をしてお帰りになりました。ただ、間違いなく私どもの考え方は、先方の細江市長につながったと思います。

ですから、岐阜市の市議会において中枢都市圏構想、こちらの第一歩として、水平補完でやりますよというコメントを岐阜市役所は出されました。ということは、私が牧ヶ野部長、そして浅井副市長に的確に伝えたことは伝わっておると思いますし、あとは本当に合併ありきでなしに、真剣に水平の補完、これでやれるということであれば、私は前向きに、向こうから62項目提案が来ております。この中で1項目、2項目、3項目、また18項目になる、20項目になるかもしれませんが、真剣にその中を精査して、部分的な連携、これは前向きに考えていきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） これもきのう森議員が言ってみえましたが、これは5月のときに、私、前の委員会が総務でしたから、そういうふうに向ったときに市長は、合併云々とかそういうことは関係ないと。この62項目の中で、変な言い方をすればいいところ取りだけすればいいんじゃないのかなというふうに聞いていて思っていたんです、自分の中で。ですから、先ほどのペットの殺処分のことなんていうのはメニューにはないですけども、当市ではどうもできないのであれば連携をしていく。岐阜市を中心としてというような考え方もあるかと思うんですけども、当然、これは国の施策として岐阜市にそういった形で来て近隣の市町にメニューを持ってきたと思うんですけども、要は市長にお聞きしたかったのは、市長のお考えは自分なりには理解しておると思うんですけども、冒頭、このときに、きのうもたしかもとす広域連合の例えを出されて、行政のほうのモチベーションが下がるような話をされていたように記憶

したんです。けさの岐阜新聞では、市長は本当にメニューによっては非常にいいことだというふうに書いてありました。ですから、細かいところだけ切り取ってどうこうということではないんですけれども、やはり岐阜市との連携をどうとっていくか。要するに当市にとって、もっと言うと市民レベルというか市民目線で言うと、例えば瑞穂市の人と岐阜市の人と大垣の人が、保健所がどうのこうのとかが市民税がどうのこうのとかが、何であそこは高いの安いなんてよく聞くことはあるんですけど、そのこと自体が私に言わせればすごいナンセンスなことだというふうに思うんです。ですから、もう全く、例えば本当に豪雪地帯なところが、もう一発どかんと雪が降ったら5,000万ぐらい予算が飛んでしまうとか、これは長岡にも研修に行きましたけど、そういったところと比べるならまだしもですけど、今言った、近隣というか隣の町と連携をとっていくということに関しては、いいとこ取りでやれることはやっていけばいいというふうに思うわけです。

その中で一番大事なこと、自分なりに思うことというのは、市長のお考えを伺った上で、例えば、ちょっと細かいような話になるかもしれませんが、瑞穂市の花というのはアジサイの花なんです。市長も今議会の所信表明、冒頭に、アジサイが香る季節になってまいりました。また日曜日、久しぶりに少年の主張大会に行って市民の歌を歌いました。御存じのように3番、「あじさい映える夢のまち」、アジサイはどこへ行ったら見られるんですかね、本当にこのまち。糸貫川の堤防のところちょちょちとあるのはありますけれども、市長もそのことを言っておられました。私、このことを市民の多くの方に、いろんな地域の方に、どこへ行ったらアジサイは見られますかねという話をしたら、糸貫川のところで見たことあるよ、犀川のほうにいったら墨俣のほうのことを言われたりとか。この市民の花がアジサイということが大きうたっていくにしても、もっともこの瑞穂市にアジサイの群生地があるとか、本当に、例えばこの庁舎もそうです。巢南庁舎もそうです。JRの入り口の玄関の穂積駅もそうだと思いますし、東西南北、この瑞穂市にどこから入っても、本当に道路であるとか、もっと言ったら、川が多いまちですから、糸貫川のところだけではなくて、いろんなところでアジサイを本当に、それこそきのうから話が出ておるように市民協働で、市民の方の御協力を得ながらアジサイを植栽していくような、そういった思いを持って、瑞穂市さんはきれいだよ、本当にこの時期になるとアジサイがいっぱいあってきれいだよといって。写真ではアジサイだけ写っておりますからきれいに見えますけど、本当に群生していないわけですね。ですからそういったことを思うと、細かいことかもしれませんが、市民の歌にもある「宇宙（そら）へ」にもあるような「あじさい映える夢のまち」。ですから私、まち全体が若いまちだということは行政として発表するのはいいんですけど、市内に住んでおられる方が、もともと地元の方もおられれば、私のようによそから来た人間もいますけど、このまちに自信を持って自慢ができるものがあるかという、やはりそういったことがもっともっと、ここの会場にいらっしゃる皆さ

ん中心となってアジサイの群生地なんかをやっていくことが、非常に瑞穂市というのは、くどいけど、きれいなまちだよと言っていただけのようなまちになっていくのではないかなというふうに思います。

中山道の清掃なんかもやらせていただいて、実は冒頭の話で、ごみが本当に落ちておったんです。ですから、土・日は本当にたくさんの方が歩いておられます。歩いておられますけど、そのごみを見てどう思われるんだろう。このまちがアジサイが花かどうかはわかりませんが、アジサイなんかどこへ行ったら見えるんやねという話の中で、本当にそういったことも含めて、もう時間がありませんけど、最後に本当に、まず市の花であるというアジサイをみんなが自慢できるように植栽をしていくようなお考えはあるのかどうか、お聞きして終わります。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 時間がありませんので急ぎます。

せんだってアジサイ展というのが安藤先生のもとに牛牧のコミセンでございました。金曜日と土曜日だけのちょっと変則的な開催ではございますが、本当にたくさんの方が来られました。全く同じように、きょうおっしゃられたと同じように、糸貫川のあそこだけやないかと。あのり面を何でやってくれんのかと。それと同時に、アジサイはこれだけ種類があるんだよと。あなた方が思っているアジサイはほんの一部なんだよというところで、しっかりと賜った次第でございますし、それと同時に、まだこれはまた9月の議会で本当に御提案申し上げようかなと思っておりましたが、先のことではございますが、一部ここで話しさせていただきますと、ちょうど和宮様の御降嫁で今158年、明治の維新から150年、そして、川崎平右衛門さんの没後で250年、なおかつ川崎平右衛門さんの牛牧の閘門、これをどうするかということのさまざまなそういった観光資源、それからせんだって別府観音にも伺ってまいりました。やはりこのアジサイも含んだ上で私どもに何が欠けているかといったら、観光資源が欠けていると思うんじゃないし、これを育てるんだというつもりで商工農政のところに観光を含もうと思っております。それもネーミングで名前ではっきりと観光という仕事をやるんだよというところでやろうと思っております。その中には当然、アジサイのことも入れるつもりですし、それからこのたび川崎平右衛門さんの流れにあります小金井桜、こちらの桜のほうも、本数は何本も入れられないかもしれませんが、多少なりとも植樹は入れられたらなあと思っております。そのようなことで、ちょっと時間がございませんからお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 市長のまたこれからの構想も伺えたところで、先ほどお話ししたように、本当に市民が、私ども含めて自信を持って自慢ができるまちを築いていくためにできることをしっかりやっていくということをお願いし、また自分でも決意をさせていただいて、今月

の一般質問を終わります。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、10番の若井千尋君の質問は終わりました。

続きまして、17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 民進党の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして5点について質問をいたします。

最初に、通学路の安全確保について、これはゾーン30といいますか、交通規制の関係でございます。

通学路の安全推進会議が設置をされて、今日までいろいろなところで定期的に会合され、それぞれ不良な箇所といいますか、危険な箇所については把握をされ、対策等をされてきております。それについての今日までの状況、それから2点目は、小学校区ですけれども、例えば穂積とか牛牧小学校区、あるいはJR穂積駅周辺は、朝夕、通勤もありますけれども、日常的に非常にたくさんの歩行者、あるいは車両が通行しておりますし、駅前については、もちろんバスの乗り入れ等もございます。したがって、交通量が非常に多いため、その地域に対してゾーン30の交通規制のエリアに指定をして、安全を優先とした交通規制ができないかということでございます。

3点目は、最近、いろんな犯罪といいますか、夜間・昼間も問わずいろんな犯罪が出ております。したがって、防犯カメラの設置の件でございます。JR駅前のところには防犯カメラが13台、15台設置をされておりますし、各公共施設にもあるというふうに思います。そして、ましてや民間の金融機関、あるいはショッピングセンター、それからコンビニ、いろんなところにもついておりますけれども、この市民がいろいろ集まる公園とか広場、そういったところ、あるいは通学路にも防犯カメラの設置が必要ではないかというふうに思っていますので、執行部のお考えをお聞きし、続きましては質問席からいたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 通学路の安全確保についてということで、通学路安全推進会議のきょうまでの状況ということでございますので、御説明させていただきます。

平成28年度は、10月5日と2月21日の2回にわたりまして開催いただきました。第1回の会議では、穂積小学校区の危険箇所を重点としまして、交通量調査の結果報告とか、別府西町アークパークの前の道路、新町交差点付近、柳一色橋の西交差点の合同点検を行いまして、危険箇所の把握と対策内容を検討しました。ここで検討された危険箇所については、対策内容に応じて、国・県の公安委員会や土木事務所、北方警察署、都市管理課などに要望を上げて実施を求めています。

この通学路安全推進会議というものですけれども、PTAの会長さんだとか行政とか、そしてから学校の先生たち、地区の先生たちというのが加入しております。この10月には点検箇所をやりまして、例えば穂積小学校区におきましては27年度、平和堂から旭化成につながる東西道路の交差点にカーブミラーを2面設置に至りました。平成28年度は、穂積中学校東側の中川右岸に街路灯と防犯ブザーがついたということになっています。

2回目の会議におきましては、通学路において特に危険な箇所を各小学校の担当者から報告していただいて、その関係のメンバーがまた協議をし、検討をしたということです。そして、国道事務所だとか、道がいろいろとありますので、北方警察署の交通安全課長さん等にも助言をもらいながら、実現可能な対策方法ということで話し合いをしたということが第2回目のことです。例えば南小学校の古橋地区の堤防に向かう道路は、朝夕に交通量が大変多くなって危険な状況となっています。そこで、通学路であることを認識していただくということで、カラー舗装をお願いするということで、これは実現可能になって、ことし10月末には工事が完了するという予定になっております。また、中学校のほうからも報告がありまして、朝日大学の北のファミリーマートがちょっと北にあるんですけれども、あそこの交差点についても横断歩道の設置等とか、具体的な形として実現に今迫っているという状況になっています。

いろいろとこういう会議を含めまして危険箇所を洗い出しまして、実現可能なところから着手していくということが、この推進会議の狙いでございます。また、御質問の中で周知のほうもございましたので、また学校においては危険箇所を把握した安全マップというのをつくっておられます。そういうものを各学校において子供たちに配っていただいて、保護者にも知っていただくというようなPR活動もやっておるということです。

このような活動が今、通学路安全推進会議のほうでやっている危険箇所の把握と手続上のことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 2番目の御質問のゾーン30でございますけれども、ゾーン30につきましては、生活道路での車両の速度抑制及び抜け道としての生活道路を利用する車両数の低減を目的とした指定区域内での最高速度30キロメートルの車両速度規制、それと組み合わせて実施する各種安全対策のことを示し、国の定める第10次交通安全基本計画の中でも生活道路における主力施策として積極的に推進されているものであります。県内でも平成28年度末時点で全47カ所が指定されており、瑞穂市内でも平成28年度に穂積小学校周辺に1カ所指定されております。

ゾーン30は、施策の核である速度規制の部分が道路交通法で定められる交通規制に該当しますので、基本的には警察署主体で行う施策となり、市が担う役割としては、警察署と地元住民の皆様を初めとする関係各所との協議調整のを行うことと、道路管理者としての指定区域

内での交通対策、カラー舗装や区画線整備などの検討を実施することです。また、地域の要望といたしましては、市から警察署に区域指定の要望を上申することが上げられます。

御質問のございました穂積小校区周辺におきましては、先ほど述べましたとおり、既に指定がなされております。牛牧小校区周辺、JR穂積駅周辺においては、学生、高齢者など多くの歩行者が通行する区域であり、また車両の通行が多い生活道路も存在しておりますので、これらの箇所ゾーン30の区域指定をすることは非常に効果的であると考えます。道路管理者としては、速度規制以外の安全対策も指定区域内で集中的に行う必要があることから、都市整備部や、さきに教育委員会が答弁いたしました通学路安全推進会議などとも連携を図りながら慎重に検討し、当該箇所の要望を行うかどうかの判断をしていきたいと考えております。

続きまして、3番目の防犯カメラの設置状況についてでございます。

瑞穂市防犯カメラの設置及び管理に関する条例を平成23年に施行して以来、JR穂積駅前の南北広場に13台、同じく駅の第1から第3自転車駐輪場に36台、教育関係施設では、瑞穂市総合センター8台、図書館の本館4台、分館6台のほか、穂積中学校9台、穂積北中学校14台、巢南中学校6台と牛牧第2保育所9台に設置をしております。公園等への防犯カメラの設置については、今年度、生津スポーツ広場、南ふれあい広場に設置を予定しております。いずれの施設も夜間に不審者情報が頻繁にあることから、公園等では初めての設置となります。

防犯カメラの設置が犯罪の未然防止や事前解決に非常に効果的な施策の一つと考えていますが、まずは学校、PTA、民生委員、北方警察署、交番、防犯パトロール、こども110番の家など、数多くの地元住民の皆様、関係機関との連携のもとに、これら活動がより充実して継続的なものになることが大切と考えています。そのソフト面の活動に加え、防犯カメラの設置をその状況、場面によって検討を行っていききたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 教育委員会あるいは総務部長からお答えがありましたけれども、公園に初めてつけるという話も出ております。やはり市民の防犯に対する安全ということで早急に設置をしてほしいというとともに、ゾーン30も、これは非常に市民の日常の生活の安定を図るために交通規制をしてやっていくことが大事だということに思っていますので、これも早急にやっていただきたいというふうに考えております。

2番目ですけれども、2番目は公私連携型保育所整備ですけれども、これについてはたくさんの項目がございますけれども、4番目の項目については重複しておりますので、昨日の質問でありますので、これについては今回はいたしません。

この公私連携型保育所については、私はかねがね、もう数年前から、この老朽化している保育所についての問題、あるいは待機児童問題についてをやってきました。その中で市長は、平

成27年の6月30日、これは一般質問の答弁でございますけれども、これは私の答弁の内容でございますけれども、市長の内容ですけれども、市長は当時、一切民営化はしないと。建てかえを行う。さらに平成28年3月には、保育所を地域の核として捉え、併設して地域交流館、あるいは複合的な施設を建てかえると答えておられます。けれども平成28年6月、教育委員会の定例会、ここでは180度大きくかじを切っておるわけですけれども、これは誰かに民営化推進と言われて動いたのか、市のトップとしての1年の間にこんなに政策がぶれるということは非常におかしいというふうに思いますね。公設で建てかえをやっていきますよ、1年たったら民営化ですね。市長の政策というんですか、市の政策というのは、そんなに180度変わりますかね。ちょっとそこら辺について、教育次長じゃなくて、市長からちょっと、これは最終的な権限を持っていますから、市長のほうから御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） この件につきましては、何回も何回も松野藤四郎さんのほうからお尋ねがございますので、その都度お答えさせていただいておりますが、教育委員会、そしていろんな施設を見てまいりまして、やはり民営化、それと同時に待機児童の問題、さまざまなことを考慮いたしました上で結論を出させてもらった次第でございます。もう何回も本当にお答えしているとおりに、申しわけございませんが、本当に私としましても待機児童をふやすわけにはいきません。さまざまなことがありまして、この道を選んだ次第でございます。どうか御理解くださいますようお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この現在の公立保育所の運営、これは民営化するというような、現保育所体制を否定するということですね。これは市役所内部の部課長、そこら辺のところからそういった話が出ていったのか。次長の説明ですと、保育所建設資金の費用の負担の関係がございました。ですから民間でやると言っておりますね。それから保育士も民間ですと容易に確保ができると、このようにも答弁をされております。これは一時的な話であって、要は、ここが問題ですけれども、瑞穂市の近郊のまちに倣ってやっておるような感じですね。具体的に言いますと岐阜市ですよ。何でも岐阜市にまねしてやっていると、このような方法ですよ。いかがですか、副市長。ちょっと副市長の答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 保育のほうでございますけれども、今、保育のニーズというのは朝早くから夜遅くまで、そして、いろんな方がお預けになられますので、それに対応すると。それから、中にはお子さんにもいろんな方が見えるということで、それに対して私どもの公の職員も勤務体系が非常に複雑になってきております。



そうした関係で、そうしたものに対応がきちっとできるということに加えて、先ほど次長の話もありましたけれども、先生の確保とか、いろんな資金の面もありますけれども、そうしたニーズに丁寧にお応えするには民が十分対応ができていくという状況であります。残念ながら公ではそれをうまくやっていくのもなかなか難しい点もありますし、そのような事業所がかなり出てきておるので、民の導入もいいのではないかなということ考えておりますので、よろしくをお願いします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 要は、今までの答弁、きょうといいますか、二、三年前からやってきた中の執行部の答弁を聞いていると、民営にしても、やはり地域の方々が使えるような方向で公私連携保育所の法人を誘致してくると、こういうようなお話をされておりますけれども、他市町の事例を見ていますと、民間ですから、一時的な避難場所としての提供はすると思えますけれども、地域の方々に開放された部屋を使うというのはどこにも載っていませんね、その市町の連携保育所の事業といいますか。よう瑞穂市はそこまでできるのかなというふうに思っています。締結事項の中に入れると言っていますけれども、具体的に本当にできますかね。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 公私連携型保育所を選んだということをちょっと説明させていただきますけれども、従来の民間に民営化するということになりますと、時間とともにやっぱりいろいろと公の思いというか、最初受けていただいたところから離れていくというのはありますね。ですから公私連携型という形をとらせていただいて、完全民ではないんだけど公私連携型ということで、私ども公のほうがある程度制御するという形をとりたいと思っています。

地元のほうも、今までも穂積保育所におきましては、遊戯室なんかを集会所として使っていただいております。それから祭りとかいろんなときに使われるということになりますので、それを協定書のほうに盛り込みますので、それを酌んだ事業所を選ばせていただきたいと思います。ですから、どうしてもなぜゆえに公私連携型保育所を選んだかというのは、ほかは余りやっていないんですけれども、新しい考え方なんです。全国いろんなところで民営化になってきましたが、そういう問題があったということを踏まえてこの制度ができておりますので、それを使うことが瑞穂市にとっては有効ではないかということ考えました。やはり財政のことはもとより、そちらのお金のことだけではなくて、そういう点でこの連携型をとっていくことがベターではないかなと思っています。

ただ、ちょっと誤解をされるといけないんですけど、余りにも民営化民営化という言葉が先に出ています。この瑞穂市にとっては、未満児保育ができていないところという2園と、あと生津校区にということを進めておりますので、全部ということではないので、まだ全部をとい

うふうに思ってみえる市民の方も見えますので、そういうことはありませんよということをお願いしたいなというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） お金の問題ではないという話だけれども、今までの答弁を見ておると、前の次長さんからのお答えですと、市の負担が少ないという話だね。それから未満児を受け入れるためにと言われましたね。公でやればいいんですよね、要は。民間の参入は別にこだわらない。断るわけにいかんですからやっただき結構ですよ。けれども、未満児とか何かを早急に待機児童をなくすためには、公の今の施設の古くなったやつを何とかしないかんですわね。それをとにかく民営のほうでおんぶしているというように我々は捉えるわけですよ。公の責任にはならないというわけですよ、はっきり言って。

少子・高齢化と言われておるときに、当市は公立を民営化するという方針であると。この先、公立と民間との調整が必要になっていくことは間違いないところであります。子供が減るのか、減っても保育ニーズは減らないかなど、あらゆる角度からよく検討をして進めていただきたいというふうに思います。

たくさん質問ありますので、次の項目に行きます。

連携中枢都市圏構想については、私を含めて5人の方が質問されておりますので、2番目と4番目については省きをいたします。

1番目については、岐阜市と近隣市町で協議が進んでいる連携中枢都市圏構想であるが、大野町、揖斐川町、安八町も含めたものへと発展しているが、今月中にも宣言すると言われていいる。そもそもの出発は、平成27年2月に地方創生の一つとして協議が開始されたものであるが、今までの経緯を含めて連携中枢都市圏構想が進んでいることを議会報告がなかったというのはどうしてでしょうか。5月12日の総務協議会、6月1日の全協で初めて説明されました。

そして、この資料によりますと、この6月末に連携中枢都市宣言で市町で構成する（仮称）岐阜連携都市圏推進協議会を設置する予定となっているが、先進事例によると、連携中枢都市宣言には、連携を想定される市町と書いてあり、また通勤・通学割合が10%以上及び連携の意思を有する市町となっているものがある。要するに、9月に議会の議決をするであろうが、連携中枢都市宣言の時点で市長の意思はもう反映されていることになっている。この連携中枢都市宣言で構成する市町による協議会に参加することは、市長の意思であると考えられる。だから、いち早く羽島市や各務原市は早々と参加しない方針を示したものである。市長の方針や進め方はどのように考えているのか、市長は参加の意思表示をするのか、ちょっと見解を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の連携中枢都市圏構想についての御質問にお答えいたします。

この連携中枢都市圏構想については、国が平成26年のまち・ひと・しごと創生総合戦略の重要施策として位置づけをしまして制度化したものです。岐阜圏域では、岐阜市がこの連携中枢都市圏の要件を満たしていることとなりますが、まず都市圏域を形成する前に連携して取り組める事業について、既設の岐阜地域広域連携協議会の場をかりて事務レベルで平成27年度から2年間、研究・検討をしてみたいと思います。3月にある程度事業の……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回の答弁は、もうきのうからとかきょうの話で済んでいますので、核心を言ってください、核心を。

○企画部長（広瀬充利君） そういった事業の洗い出しができたということで、議員の皆様には議会報告が遅くなったということで、先ほど松野議員が言われましたように、5月12日の総務協議会、6月1日の全員協議会ということで説明をさせていただいた経緯でございます。

以上で答弁を終わります。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それだけやないんやろう。もっと質問したらいいんかね。

要は、もう協議会へ出るということは、もうやるということやわね。参加するということやね。ちゃんと答えないかん。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 続いての質問でございまして申しわけありませんでした。

6月末に構成市町の首長で構成する仮称の岐阜連携都市圏推進協議会に参加するのかわかることですが、まず国の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、中枢となる岐阜市が責任を明確にするため、中枢都市宣言を6月末に文書で行う予定となっています。その宣言の中には、要綱で連携市町を掲載することとなっていますので、その前に連携市町の首長で会議を行うというものであります。その岐阜市の宣言の後、9月末に議会に規約内容等をお示しさせていただき、9月議会で連携協約について審議をしていただくという流れになっています。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に申しまして、9月の議会で皆様方の御承認が必要でございます。議会で御承認いただかない限りは、ここに正確な参加ということはありませんので、あくまでも議会軽視するつもりは全くございません。はっきり申し上げまして、皆様から御承認いた

だいた場合は参加いたします。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 要は、6月末に開かれます仮称の岐阜連携都市圏推進協議会、これにも参加するというような格好ですね、市長さんは。ということは、もう参加するんですよ、これは。

62項目があつて産学官交流とか2次緊急医療体制、介護サービス、教員研修、例えば2次緊急医療体制というのは、これは救急の患者の関係ですね。これは今までやっていますね、岐阜市と。介護サービスも本巣郡の広域連合でやっていますね。教員研修といたつて岐阜教育委員会の中でやっていますね。もういろんなことをやっておるんですよ。

それで、参加するんだつたら、どういうものにと具体的に言ってもらわないかんですね、資料もやっぱり。ただこういうものに参加するというだけの資料をいただいて説明を受けただけでは、我々としても大変不安ですよ。こういうのをやりたい、こういうものができればやりたいと、こういうことを具体的にやってもらわなだめです。

それから次、JRの穂積駅圏域拠点化構想、これについてお尋ねします。

このJR穂積駅圏域拠点化構想、これは駅前周辺の再開発事業であると考えてよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問のJR穂積駅圏域拠点化構想について、駅前の再開発事業であるかどうかについてお答えさせていただきます。

瑞穂市JR穂積駅圏域拠点化構想は、平成27年度地方創生加速化交付金を活用し、穂積駅の圏域拠点化の推進、一層の利便性や魅力の向上に向けて、駅及び駅周辺環境の総合的な利活用及び整備改善などのあり方を明確にするために穂積駅圏域拠点化の将来像として目指す姿、圏域拠点化に向けた目標、基本方針や構想の推進、実現化方策を検討したものです。そこにはビジョンとして「みんなの「心」をつ・つ・む場所 ほづみのエキチカ」としております。また、その基本方針、構想図及び実現に向けたロードマップを策定いたしました。

現在、JR穂積駅圏域拠点化構想の将来像であるビジョンを実現化するために、2市2町で検討された公共交通ランドデザインを含め、5年、10年、20年取り組むべき事項をまとめたロードマップに基づき、構想より具体化した各種の計画について、駅利用者や周辺にお住まいの方々とともに進めてまいりたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 政策企画監のお答えですと、駅前再開発とはまた別ということですよ。

ね。要は、拠点化構想は。そういうふうでいいね、捉えて。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 駅前再開発と別かどうかにつきましては、今まさに駅周辺の方々といろいろ議論をしているところがございますので、今、駅前再開発ではないというふうには言えないというふうを考えております。

〔「言えないの」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） もう一度。

○政策企画監（藤井忠直君） 駅前再開発事業であるかどうかについて、明確にお答えすることはできない。つまり、やるかもしれませんし出ないかもしれない。それは、今の議論をしております地域の方々と一緒に進めていかなければならないと思っているからでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） はい、わかりました。ということは、駅前の再開発事業とちょっとかけ離れているというのが拠点化構想だということですね。

ところでお聞きしますけれども、市長は前、かねがね議会の中でも答弁をされておりますけれども、駅前の再開発事業と、こういろいろ答弁されておりましたね。今回出ました瑞穂市建物系公共施設個別施設計画書、この白い表紙の29年3月に出ておりますね。この中の19ページ、右の上のほうに、自転車駐車場の集約ということがありますね。その中で駅前再開発とうたっていますね。これは記載間違いなのか、ちょっと確認をするんですけども、初めてこれが出たんですね、駅前開発というのは。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 記載間違いというふうには捉えておりません。というのは、先ほど申し上げましたとおり、これから駅前再開発をするかどうかについても市民の皆様方と御検討することになっております。そういったことも、また道路の幅だとか、あるいは駅前広場をどうするかということに対しても、それが駅前開発が含まれるというふうであれば駅前再開発でございますし、それが違っているとすれば道路開発、あるいはその駅前広場の開発というふうには捉えられますので、そういったことから、これにつきましても間違いではないというふうには思っておるところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） わかりました。次に行きます。

旧駅南の公民館の解体は、平成24年9月に補正予算で計上され、平成25年度繰越明許、それから平成29年度に事故繰越、結局、何もできなくて終わったということでございます。当時の

総務部長は現在の副市長である。そもそも予算計上を見誤ったことから始まったものであり、本来なら、こんな繰越明許とか事故繰越をやってきた中で、やはり責任問題があるというふう  
に思います。

現在の進捗状況については、きのうもお話をされておりますけれども、簡単・明瞭にお答え  
を願います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 昨日の若園五朗議員の質問にも答弁をさせていただきましたけれど  
も、まずは4月に境界を確定するための測量業務を委託いたしました。5月には前回の工事着  
手前に地権者の協力が得られずに境界確定の見込みがないことが予測されるため、駅南公民館  
を含む土地処理問題を担当していただいた弁護士に、駅南公民館取り壊しを進めることに  
対し相談をいたしましたところ、境界を確定することと取り壊すこととは関係のないことと判断を  
いたしました。さらに、地権者が駅南公民館の取り壊しの妨害をされたときの妨害対策の指導  
もあわせてお伺いしたところでございます。また、事前に近隣地権者に工事方法及び工事の影  
響を説明した後に着手するようにとの御意見をいただいております。

今後は、取り壊し工事の積算に係り、取り壊しの準備を進めながら、近隣地権者との交渉を  
重ねた上で取り壊しの時期の決断をしてまいりたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 何年も何年もかかってきた中ですので、無事工事が終了することを  
御祈念申し上げたいと思います。

もう一点ですけれども、駅の北にありましたある老舗の料理店、聞くところによると、ぜひ  
とも市に活用してもらいたいと市長室を尋ねたと伺っております。現在、老舗料理店は、駐車  
場など多用途に利用されております。残念なことですけれども、本当に駅前開発を進められる  
のであれば欠かせない土地になりますが、どのように検討されたのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの駅北にある旧料理店についてでございますが、駅周辺の  
施設整備及び構想が確定しないことや、取り壊し費用と土地の価格を、概算ではございませ  
けれども算出をしてみました。また、不動産業界からの公表された売買希望価格と概算との比較  
をしてみますと大きく乖離していることから、購入検討には至ってはおりません。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それは後ほど質問します。

地方創生拠点整備交付金を活用して旧の第2分団詰所で申請していた駅前にぎわい創出施設

整備として食料などの販売を計画されていたが、不採択となっております。地方創生事業では、基礎交付金から上乘せ交付金、加速化交付金と、単独事業分で1億5,000万円ぐらいが交付されてきております。平成28年度は、単独分推進交付金で220万、そして今回の拠点整備交付金は不採択と。平成29年度は単独で1,000万円であるが、どのような理由があったのか、不採択となった理由でございますけれども、あわせてお答えをいただきます。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 地方創生拠点整備交付金につきましては、地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域の拠点づくりなどの事業のうち、ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援するものでございます。具体的な取り組み事例として、小さな拠点づくりに資する地域のコミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点の施設整備として第2分団器具庫を改修し、駅前のにぎわい創出及び地域のコミュニティ組織の日常的な活動の場として申請いたしました。

その結果は、平成29年4月28日、内閣府地方創生事務局から地方創生拠点整備交付金の交付対象事業の決定についてで対象事業が決定されました。残念ながら、今回申請した事業については記述がなかったことから不採択という結果でした。また、不採択となった事業については、その理由についても記載がないということから、理由は不明でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 理由はないでしょうね、不採択でしたので。

地方創生整備交付金というのは、ハードの整備で2分の1が交付されるものであり、採択された市というのは、実に効果的に活用しているというふうに思います。

海津市では子育て支援センター設置事業、岐南町では女性活躍の拠点整備としている。また、他県における事例では世代交流センター、我が事・丸ごと拠点整備、きのうの質問にもございましたね。それから子育てセンター整備、地域づくり拠点整備などがある。これらは大きくを含めていうとコミュニティセンター的な機能を果たすものであります。

自転車でオリンピック候補選手を育成でなく、コミュニティセンターがない校区があるのであるなら、このような事例にある活用をすべきである。企画部に、もう少し市内の状況をよく見て、必要なものをうまく交付金で活用してもらわなければ困りますという話です。やっぱり市民の、住民といいますか、そこら辺の御意見というのは伺いに行かないかんですよ、御用聞きに。よろしくお願ひしますよ。

4月12日の総務委員会協議会において、穂積庁舎周辺の駐車場の状況と課題として資料が出されております。この資料によると、公用車、それから職員やふれあい公社などで295台常時

使用すると。全体の収容台数は447台のうち6割5分が使えないと。残っているのが150台ないと。要するに、庁舎前と第3駐車場しか置けないというのが現状ですね。

これには議会からの提案が過去の議会でも何度もありましたよ。横堤公園、バスターミナルを駐車場に、こういうことをしました。さらに私は、庁舎の北に、鉄道の南にありました旧パチンコ店、ここが現在薬局となっている建物がありますけれども、これは立体駐車場もあるので、市が活用したらどうかということも一般質問で2回提案をしております。それらの提案に全く応じることなく、全く関係がないがごとく、平然と現状と課題が報告されていることに対してどのように考えているのか。ただの資料だけじゃなかったですか、あれは。何も検討していないということですね、どうでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの穂積庁舎周辺の駐車場問題のことですが、4月の総務委員会において穂積庁舎周辺の駐車場の現状を報告させていただきました。その内容は、来庁者及び職員、さらに公用車などで日常的にも混雑するような状況となってまいりました。特に、総合センターや市民センターでの事業が開催された場合や、穂積庁舎での各種の事業により来庁者が多い場合、職員が図書館や穂積中学校の駐車場へ車を移動させ対応している状態であり、現状の対応策だけでは今後対処できなくなる可能性があることを報告いたしました。

その対策については過去から協議をしてまいりましたが、庁舎周辺の駐車場として使用できる土地の宅地化が進んでおり、将来的なことを考えると、用地を計画的に購入することが必要であると考え、今後、穂積庁舎、総合センター、市民センター周辺において、駐車場として使える土地の地権者の方にお話をさせていただき、御意向を伺いに行きたいと考えました。

また、周辺の地権者から売却などの情報があったときには、議会に御報告しながら購入検討する方針について御理解をいただくために、ことし4月12日の総務委員会に御相談をさせていただいたものでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 先ほどの旧駅南公民館の取り壊し問題や穂積庁舎周辺の駐車場不足の問題、現在、薬局となっている旧遊技場施設、そして立体駐車場の活用、さらに、一般質問にはないがみずほバスの再編、穂積地区のコミュニティセンターの建設をしないのは、全て当時の総務部長で現在の副市長が後回しにし、後手後手になっているものばかりでございます。今はさらに大きな問題となっている。本当に市民のためになっていないことをお伝え申し上げます。

先ほどの総務部長の話じゃないですけども、計画的に土地を購入すると言いましたね、これからは。今まで提案しているのに、議員が。なぜやってこなんだ。それは全て副市長の責任



ということですよ。議会で何回も皆さん質問しているんですよ。

副市長、どう思いますか、質問の答え。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まずもって議員からいろんな提案を受けておまして、今の総合センターの北側の公園につきましても一回図面を引いております。それについては、どうしようかということで内部で検討したわけでございますけれども、やはり総合センターという立派なホールがあって、その地域にちょっとした緑のところがないといかんだらうという意見もたくさんありましたし、この地域において子供たちがやっぱり夕方になると出てくるということもあって、そこを駐車場にしても思ったほど台数がとれないという話がありまして、ちょっとそれについてはもう少し今後、また状況に応じて変更したいというようなことを考えております。

また、バスターミナルにつきましても、今、本巢・北方からのバスの話がありますし、安八からもバスを入れたいという話がございます。本来であれば駅前の方で駅前広場がきちんと整備されてれば、北から入るバスについては北の方へということがなされれば十分でございますけれども、今現在で皆さんの御要望となりますと、どうしても混み合ってしまうので、バスターミナルについての活用につきましても十分検討する必要があるということを考えております。そうした中で、やっぱり周辺の土地がどんどん宅地化されてきますので、用地の獲得についても検討していく必要があるということで考えております。

また、パチンコ店につきましても、これにつきましても先ほどの駅の北の料理店ではございませんけれども、私どもがおおむね把握した中では、ちょっともう手をつけるにはということで進んでおりませんので、よろしく申し上げます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この瑞穂市の庁舎が建てかえをしましょうという話になっております。候補地はわかりませんが、例えばここで建てかえをするんだったら、この周辺で土地を確保しないかんですわね。今まで議員が質問してきた薬局、パチンコ屋の話もそうですし、バスターミナルの話もそうですし、横堤の公園もみんなそうですけれども、先見の明があるということですね、議員のほうが、逆に言ったら。要は副市長、リーダーシップをとってやってもらわないかんですよ、これは。

次に行きます。

最後に中小企業振興基本政策と企業誘致に向けた土地利用計画でございますけれども、ここは2点ぐらいですけれども、議案第29号の中小企業・小規模企業振興基本条例の制定に関しては、私は平成28年の3月議会において条例の制定について質問しております。今議会に議案として上程されておりますが、中小企業・小規模事業者の振興に向けて、第5条では、市の責務

として強い位置づけをしています。施行日も公布日も同じとなっていますね。これは年度途中であります。

新規にこれが採択されましたら、新規にどのような政策を実施するのか。また、この基本条例については、3月1日から1カ月かけてパブリックコメントを実施しておられます。市民の皆さんからの応募件数がゼロ件ということで報告がございました。この結果といいますか、この状況を踏まえると、果たして中小企業・小規模事業者の振興に関する条例なのかなど。要は誰も申し込んでこないのですから。多分、見ていないんでしょうね。関心がないんでしょうね。疑問を抱かざるを得ない。中小企業の成長発展を目的とするのであれば、市発注業務等の入札制度を考慮し、積極的に支援する考えはないでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 政策をどのように実施するかということにつきまして、条例の第4条にあります基本施策のところになりますが、商工会と連携して中小企業者や創業者に対して次のような支援施策をとっていくこととなります。

1つ目は、経営状況などの窓口相談や小規模企業持続化補助金の利用、2つ目は、商工会による経営指導及びその推薦によるマル経融資等事業資金融資の利用、3つ目は、厚労省の支援制度の紹介及び書類作成支援や、現在、商工会の工業部会における資格取得の助成金制度の利用、それから4つ目は、創業者支援の4項目ですね。経営、財務、人材育成、販路開拓、これらの知識の習得のための指導、創業支援カルテの作成。5つ目には、商工会や岐阜県の商工会連合会岐阜・西濃ブロック広域支援室の連携体制を利用した情報提供、これらの連携が強化されるということでございます。

商工会に依存するところは大ではありますが、特に創業者支援につきましては、創業支援カルテの関係で連絡を密にとり合う必要があるので連携を進めてまいりたいと思います。この条例によりまして、市内の業者へのどのような優遇措置がとれるかということにつきましても、今、市が発注する業務につきましては、総合評価方式の入札制度を積極的に採用するという方向を考えております。価格のみの競争だけでなく、価格以外の評価点で契約者を決定することが可能となり、その中で地域要件という評価の中で、営業拠点、それから災害協定、それからボランティア活動、除雪業務の受託、瑞穂市の消防団員の雇用など、地域要件の度合いについても落札決定の要件にプラスさせていただくことを考えております。

議員からは、産業建設委員会の協議会のほうで少し御質問がありましたが、この条例がこの6月議会で御決定いただくわけなんです。それまでの平成28年度1年間の地元の業者をどれだけ受注しているかということにつきまして少し御説明申し上げますと、工事、委託、物品の調達、全て含めて件数で約46%、金額でいいますと60%が市内業者が受注しております。工事のみに限りますと、件数で81%、それから金額で72%というような受注状況でございます。

この条例の基本理念にのっとりまして、さらに地元業者が市の発注業務について、より仕事をしていただけるというように考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 中小企業の育成といいますか、地域に根差した企業ですので、もちろん地域になくはならない個人事業者もごございますけれども、要は地域にいろんな形で触れ合いができる中小企業といいますか、小企業ばかりでございませぬ。ひとつそこら辺を、入札の関係でもございませぬけれども、先ほどお話しされましたように、総合評価方式、そこら辺を加点といいますか、そこら辺を十分やっただいて、地元の小企業者がこの瑞穂市で持続できる格好にさせていただきたいというふうに思います。

最後になりますけど、土地の問題ですな。

この企業誘致に向けた土地利用基本構想策定予算は、この議会で998万何千円が計上されております。この事業というのは重要と考えております。第2次総合計画の実施計画の中に位置づけをされておるといふふうに思いますけれども、仮に今回、国のほうで法改正があったからこういった補正で上げてこられたわけですけれども、この法改正がなかった場合は、この土地利用計画の策定、こういったものは策定していなかったのかな、どのようなお考えでおったのかなあということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 2つの法律が改正されたというのは、この2日間でお話ししてきました。この前提となるのは、瑞穂市の中の土地利用基本構想、建てた上でのそれぞれ適地の選定ということになります。今回、第2次総合計画の実施計画の中では雇用及び長期的な税収入を確保するため各種調査の実施や新たな企業の誘致を促進するものという明記がありますが、事業費のほうについては金額が入っておりませぬ。これは、この2月に国会に提出され、この6月2日に法改正がされたというところで、少し時間のタイムラグがありますけど、この時期を逸することなく瑞穂市も企業誘致に着手したいというふうに考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後になりますけれども、教育委員会ですけれども、生津校区の話ですけれども、あそこには新設の保育所をつくるという話ですけれども、お話を聞きますと事業所内保育所何とかかんとかという話が出ておりますけれども、どのようなことでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、事業所内保育所と言われましたか。

○17番（松野藤四郎君） うわさ。

○教育次長（山本康義君） 生津のほうの事業所内保育所というのは、今、縦貫道沿いにある、何でしたか……。

○17番（松野藤四郎君） お茶か。

○教育次長（山本康義君） 事業所内をやるという話がありますけれども、それは従来からありました事業所内保育所なので、従業員のための保育所ですね。そういうものですね。それがまだやられるのかどうかは、ちょっとまだわからないという状態です。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 時間になりましたのでやめます。きょうは本当にありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番の松野藤四郎君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時35分から再開をいたします。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時35分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

4番の鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、鳥居佳史です。

今回の一般質問は、交通弱者の移動の確保を含めて5項目、ちょっと多くの質問の内容がありますので、簡潔な答弁をよろしくお願いします。

まず、第1番目の交通弱者の移送の確保のことなんですけれども、平成25年11月に交通政策基本法が制定されまして、国と地方の公共交通の責務を明らかにしています。その第32条で、地方自治体は、その地方自治体の区域の自然的、社会的諸条件に応じた公共交通に関する施策をまちづくり、その他の観点を踏まえながら、当該施設間の連携及びこれと連動する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施すると規定していますが、市長は公共交通についてどのように進める考えでいるかをお尋ねいたします。

以下、質問席で質問させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 鳥居議員のただいまの交通弱者の移動の確保について、公共交通の考え方、市の方向性についてお話をさせていただきます。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第4条に努力義務が記されており、市のみだけでなく、公共交通事業者等、その他の関係者と協力して、地域公共交通の活性化に取り組むべきであると考えております。

[ 4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 平成26年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されています。その改正点の中に地域公共交通網形成計画の策定があります。県内では、岐阜市を初め、6市が策定しています。瑞穂市でも、第2次総合計画で、45ページに地域公共交通網形成計画が事業として記載されています。進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 地域公共交通網形成計画の策定につきましては、先ほどの法律の第5条に、市町村にあつては単独または共同して作成することができると記載されています。

現在、JR北については、大野・穂積線沿線の自治体である北方町、本巣市、大野町と、JR南については、安八町と幹線バスの導入を検討していることから、まずは地域公共交通網形成計画を単独もしくは広域のどちらでつくるのがよりよいのかを検討から行いたいと考えております。

[ 4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 検討されておるということであれば、この交通網計画を策定することによって、それを踏まえ実施計画を策定し、国に認定してもらわないと、国から補助金や交付金がもらえないということは、執行部は当然御存じですよ。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの地域公共交通網形成計画の策定に当たっては、それに該当する項目があれば補助対象となる可能性があるということは存じ上げております。

[ 4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 次に質問しますね。JR穂積駅の15万人の圏域のこれと絡むんですけども、ぜひこの地域交通網計画を策定していただきたいと思います。

それで、いよいよ交通弱者の具体的な質問をさせていただきますけれども、平成28年の9月26日から10月2日までに、みずほバスのアンケートをとられたと思いますけれども、このアンケートを踏まえて、交通弱者に現在のみずほバスが利用されていると認識されておられますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 昨年度実施をいたしました地域住民アンケートで、みずほバスの利用状況を聞いたところ、利用している人は全体の13%であるところ、運転免許を保有していない、返納したに限ると24%であることから、交通弱者の方に利用していただいているものと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 絶対数はどれぐらいですか。交通弱者という方では、多分わからないと思うので、70歳以上の方、答弁は何人か大体わかりますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 申しわけございませんが、今、手持ちに資料がございませんので、お答えがちょっとできませんので、申しわけございません。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） では、その辺の数字も私のほうから、ちょっと参考にしながら、今からデータをお話ししますね。

神戸町では、平成26年から実施しています民間タクシーを利用して、民間タクシー会社と協定を結んで、70歳以上の方が、ばらタクというシステムですけれども、ばらタクシステムは、1回の乗車で70歳以上の方は200円払うことで、原則町内2,500円までは無料。逆に言うと、町が負担するという制度です。つまり、70歳以上の方は、町内において民間業者のタクシーを200円で利用できる。2,500円をオーバーすると、それは出すんですけどね。大体エリア的には、2,500円でほとんど行けるということを知っています。そして、ことし、29年度から、免許証を自主返納した人もその対象に加えるという、この事業サービスを拡大しているという状況があります。

このばらタクの制度、3月の議会でも総務部長にお聞きしましたけれども、今後または再度検討するというお考えはありますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまのばらタクでございますが、神戸町さんの事業としてばらタクという名前がついておると思いますけれども、そちらの御質問かと思いますが、神戸町さんにおきましては、コミュニティバスの導入がなされていなくて、タクシー事業で高齢者の公共交通として取り入れてみえるという、高齢者の足として取り入れてみえるということでございますが、瑞穂市の高齢者タクシー助成事業と比べて、今回10月から開始される事業でございますが、それよりは利便性のはるかに高い、手厚い支援であると考えております。

瑞穂市といたしましては、みずほバスが担う3つの役割と高齢者タクシー助成事業の果たす利便性が互いにその役割を補完することで、交通弱者に対する支援がより充実したものになると考えております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今の3つの役割をちょっと説明してもらえますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） みずほバスの役割として明確にすべきことの見解について、そのとおりであると思いますので、役割、つまり目的については、主に3つがあると考えております。

1点目は、市の公共交通機関として、市民の交通利便性の向上、市民の足の確保です。

2点目は、交通弱者である高齢者や子供等の移動を支援することにより、社会参加を通じた外出意欲を促すとともに、公共施設や買い物等へのアクセスの確保です。

3点目は、公共サービスを充実・強化することにより、自家用車依存を抑制して、環境負荷の軽減を図るものと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 2番目の交通弱者ということで目的が明記されていますけれども、みずほバスのデータ、研修委員会でいただいた資料を見ますと、1回のバスのルートで65歳以上の方が利用されるのが、大体1本で1.6人ぐらいなんですね。健常者、交通弱者じゃなくて、65歳以上の方。それで、交通弱者の方がどれだけ使ってみえるかという部分では、データは出にくいんですけども、実際にみずほバス1台の利用者数が少ないというのは、やっぱり皆さん感じていらっしゃる中で、その中でも高齢者の方も余り使っていないという状況で、決してみずほバスの3つの目的の2つ目は補完されていないので、ぜひ交通弱者については、このばらタクのシステムをもっと真剣に検討されるべきだと私は思います。

ちなみに、平成27年の神戸町のばらタクの利用者のデータから、瑞穂市がもし採用したらどれぐらいの利用者になるかというのを私がちょっとざっと試算してみました。

その試算の方法は、まず神戸町のばらタクは、年間で2万5,000人の利用があるんですね、70歳以上の方。そうすると、人口割合でいうと、瑞穂市は2万4,000、神戸町は約2万ですから、その倍率を掛けて、大体年間に6万7,500人の人が使われるかなという想定です。今、みずほバスのアンケートによると、年間1万3,000人ぐらいの70歳以上の方が利用しているというデータがあります。単純にそれを見ると、5倍から6倍の人の利用が想定されるかなと。

料金のほうですけども、神戸町の1人当たりの税の負担が650円と出ています、町の負担がね。そうすると、瑞穂市の場合は、神戸町よりも面積が広いので、瑞穂市は28平方キロ、神戸町は18.8。この面積の割合を掛けると、1人当たり約1,000円という負担になるかと。そうすると、その1,000円掛ける年間利用者数6万7,500人を掛けると6,800万ですね。この6,800万円ぐらいが、もしばらタクを瑞穂市で採用したときに税負担が考えられると。

この金額をどう見るか。ぜひ瑞穂市の中で、交通弱者の人が困っている声をよく聞くんです、実際に。だけれども、みずほバスしかない。なかなかみずほバスが使いにくいという声を一度

前向きにぜひ検討していただきたいと思います。

今の試算を踏まえて、総務部長、何か御意見ありますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほどもお話をさせていただいたように、神戸町さんにおかれましては、バスの導入はされていない中でのタクシー事業ということでございまして、市のほうが今後行っていきます高齢者タクシー助成事業の動向を見ながら、また今回、みずほバスの再編もあわせて検討させていただきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 路線バスとあわせてということは、否定はしませんけれども、路線バスの瑞穂市の利用者の方は少ないんです。路線バスは、本巢とか、そちらの方の利用者はそれなりに多いと思いますけれども、ですから、コミュバスの役割と交通弱者をどういうふうに援助するか。やっぱり明確に分けたほうがいいと思います。コミュバスで交通弱者を市内カバーしようと思ったら、もっと細かい路線網を設けないと、交通弱者の人は使うふうにはならないと思いますね。多分、それは現実的には財政的に難しいと思うので、ぜひデマンドタクシーを検討していただきたいと思います。

それで、特に買い物弱者の方が交通弱者の方でいらっしゃいますけれども、この買い物弱者の方を支援する方法として、全国的には移動スーパーということがありますがけれども、移動スーパーは民間業者の方がやる場合が多いですけれども、その移動スーパーでもって交通弱者、特に買い物支援をするという考え方は、部長、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの移動スーパーにつきましては、おっしゃるように民間の事業でございます。市といたしましては、地域包括ケアシステムや買い物支援の取り組みの中で連携していくことが必要であると考えております。移動スーパーについては、そういった地域の中でお互いに助け合う中で、買い物支援のほうで進めていこうと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 自治会内で、地域内というお考えはわかるんですけれども、なかなか今、本田とかでやってみえて、利用者の方が限られるという中で、なかなかこれは、自治会という言葉はいいんですけれども、難しい部分があると思いますね。

それで、宅配サービス業者さん、例えば今名前を言うとちょっと語弊がありますがけれども、ありますよね、コープさんとかね。宅配サービスをやって、自宅に届けられているサービスをされている業者さんがいます。例えばそういうところと協定を結んで、先ほど言いました移動



スーパー等を実施するというのもぜひ検討すべきだと思いますけど、これは市長の英断が要ります。市長、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） なかなか今のところ移動スーパーの話、ちょっとなかなか事が運ぶことは難しいんですが、ただ市民の方々からは、土曜日・日曜日、どうしてもやはり子供さんが来られたりとか、お孫さんが来られるから、ぜひとも金曜日、木曜日にそういったところから買物のバスがあるといいなあという提案は幾つかいただいております。

それと同時に、せんだってVドラッグさんが新店を設けられるということで、本田団地の方々に御紹介申し上げ、またVドラッグさんのほうにも来ていただきまして、お肉までは難しいが、野菜までは出そうというところで、ある程度双方が歩み寄っていただくというか、説明し合っていただくというところで、ドラッグストアではございますが、新店舗には野菜は置きましょうというところで、本田団地の方々の要望もありまして、Vドラッグさんに御理解いただいた次第でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 業者さんによっては、市がぜひ買い物難民の方を何とかしたいということをしきりと伝えれば、協力していただける業者さんは僕はいっぱいあると思います。これこそが市長のトップセールスでできるできないかが変わると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

では、次の質問ですけれども、JR穂積駅拠点化構想の実現に向けて。

この構想が始まったとき、非常に私も期待しました。長年、私も関心があって、駅前が何とかならないかという思いがある中で非常に期待しておりましたと言ったほうがいいのか。今後のあれですけれども、一番問題なのは、これから15万人圏域の方の足の中核となる穂積駅、当然、路線バスも含めて、アプローチ道路、アクセス道路、そして駅前のロータリーの広さ、これがどうしても一番のどういうふうに解決するか、解決するじゃない、これを確保するかという一点だと私は思います。

再開発というお話が先ほどありましたけれども、箱物については、このインフラの整備のともに検討することで僕は十分だと思いますね。アクセス道路と駅前のロータリーの確保が最優先に必要なと思いますけれども、政策企画監、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問のアクセス道路のインフラの改善についてお答えさせていただきます。

瑞穂市JR穂積駅圏域拠点化構想を策定する際に、市民の皆様からいただいた意見の多くが

道路や駅前広場に関するものでした。

具体的には、道路が狭く、歩道もほとんどない。人が移動しやすい空間づくりが必要といった御意見や、駅北口の駅前広場も南口のロータリーのような形にできないか。バス・タクシー・自家用車で分けて処理してほしいといった御意見を多くいただきました。

また、JR穂積駅より北の市町からは、JR穂積駅北口にバスを乗り入れできるようにしてほしいという意見をいただいていることから、特に重要と考え、JR穂積駅圏域拠点化構想図において、機能強化をする道路や多様なモビリティゾーンなどを取り入れました。

今年度は、この構想を実現するためのロードマップに基づき、道路・交通環境の改善、整備の検討として、バスを駅北側に乗り入れることも含め、どうすべきかなどを関係課と議論を始めたところでございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） この拠点化構想、今、藤井政策企画監がおっしゃったロードマップによりますと、その道路整備と北口整備、ロードマップによると、平成32年から本格的な事業の着手となっています。そして、平成37年で北口は終わって、南口の整備にかかるとありますけれども、本当にこれができるのかという部分で、私は、このタイムスケジュールで、ロードマップでできるのであれば、ぜひ実現していただきたいと思っておりますけれども、現状だと、先ほどのアンケートの皆さんの声があるように、要望の事項としてはもう明確なんですよね。じゃあこれを具体的にするにはどうしたらいいかというのを、例えば事業手法を含めて、絵についても、たたき台がないと地元の方も何とも言えないという状況がある中で、よく皆さん言いますよね。そんな絵を勝手に描いて、地権者の方の反対があったらどうするんだと。私は、まず皆さんのもうここまで意見を聞いていますので、ワイワイ会議でね、コンサルを含めて、専門的な目を見て、このアクセス道路、これぐらいの駅前の広さが必要ですよというたたき台の絵をつくり、そしてその事業手法はこうですよというのを出すことによって、初めて住民の方が、ここはちょっとまずいよとか、これならいいよという具体的な話になって、そのたたき台の絵がより現実的な絵になっていくと思います。私は、その辺のところを藤井政策企画監にコンサルによく指導していただいて進めていただきたいと強い要望をして、次の質問に移らせていただきます。

次は、介護保険における新総合事業と介護ボランティア制度について質問させていただきます。

平成26年の介護保険法の改正を受けて、瑞穂市では、従来の介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業として平成28年4月からスタートしています。

この事業の最大の狙いは、市民が、つまり元気な市民も介護予防の現場に行って、互助しよ

うとするものだと私は解釈しております。例えば、要支援の方が見える家に元気な市民の人がごみ出しの支援をしに行ったりとか、からだ健康道場を今やってみえます。そのからだ健康道場に参加して、一緒に要支援の方の支援をするとか、こういう流れだと思いますけれども、この流れは、総務課が進めておられる各自治会ごとの住民自治に大いに連動する動きだと思います。

そこでお聞きしますが、介護予防・生活支援サービス事業の訪問サービスにおける訪問型サービスAと訪問型サービスBの区分について、瑞穂市の現状はどのようになっているでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 鳥居議員の介護保険における総合事業と介護ボランティアポイントの御質問にお答えをいたします。

介護保険における介護予防と日常生活支援総合事業における訪問サービスには、A型とB型がございます。

A型については、従来のサービスより緩和された訪問サービスで、介護事業者によるサービスです。これには研修等の受講をされた方でいいとか、本来の人的部分などの基準を緩和し、日常生活の支援を行います。

サービスBについては、先ほども言われました住民主体によるサービスで、この部分を現在進めています地域包括ケアシステムの中で、地域の中での活動で進めてもらうということで協議をしていきたいというふうに考えています。

瑞穂市では、この訪問型A、Bどちらについても現在整備中で、現在は、従来の介護予防給付による訪問介護予防のサービスを提供して行っているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 訪問型サービスBというのは、今、部長おっしゃられましたように、住民主体による支援事業なんですよ。そうすると、これは市民団体の方から提案されている介護ボランティアポイント制度と、非常に支援するという点では同じで、目指すべき方向も同じだと思いますけれども、市のお考えはいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の地域包括ケアシステムの中の地域の市民の方が主体となって支え合う生活支援、介護予防に係る部分のサービスは、ボランティア活動とのかかわりがございます。住民主体による訪問サービスBには、ボランティアポイントとは目指すものが同じ地域づくりの中での活動であるということになると思います。

国のガイドラインでは、この訪問型Bサービスは、住民の自主活動の中における生活の援助

というふうに位置づけておりますし、一方、ボランティアポイントは、同じく国のガイドラインでは、一般の介護予防の事業に区分されます。65歳以上の高齢者の方が総合事業の対象者として生活支援を行い、有償か無償なのか、あるいは実費をいただくものであったり、さまざまな形態があるというふうになってきています。

事業の実施に当たっては、この点をよく整理しないと混乱が生じたり、不公平が生じたりするという懸念もあり、この住民主体サービスとの整合性を図り、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAとBを整理する上で一番大切なことではないかというふうに考えております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 3月議会の一般質問で、私は市長にこの介護ボランティアポイント制度についてお聞きしましたところ、松阪市に視察に行き、結論を出すと答弁されておられますけれども、その後、どういう状況になっておりますか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 松阪市への視察については、社会福祉協議会のほうで9月ごろを考えております。その後、生活支援体制整備に係る生活支援とポイントつきボランティア制度との整合性や、対象者が限定されるのではないかというような点をいろいろ考え、不公平感のないように、この介護施設におけるポイント付与型のボランティア制度の結論を出せるようにと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 確認ですけれども、松阪へ主に何を視察しに行くかという点では、その点はいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 先ほど来御説明をしております、この住民主体のサービスと介護ボランティア制度の整合性などが十分であるかという点を重点に視察をするというふうに考えております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） この介護保険にかわって、いわゆる介護予防の日常生活支援総合事業ということで、基本的に、これは国も地方もこれから財源が乏しくなっていく。そして、高齢者がふえて、支える若い世代が減る中で、税収も減る中で、これはどうやったらあとやれるのかと云ったら、1つしかないんですよ。それは、地域で支え合うということもやっていかないと、

税金だけでこの介護を賄うというのはもうできないんです。ですから、もう行く道はこれしかないんです、支え合いという、地域の。

だけれども、地域で支え合いと突然そんなことを言われても、総務課のほうで地域の連合自治会を進めて、自治会活動を活発にするということを盛んに進められておられます。私もそれは必要だと思います。だけれども、地元の方は、自治会長さんとかは、上からあれやれこれやれ、事業はいっぱいあるという受けとめが多いと思います。だけれども、実際問題、高齢者の方を支えるのは、地域で支え合いのことを進めないといけないというのは明らかなんです。これをどのようにして地域の人に理解してもらうか。これは唯一、市長のリーダーシップで地域の方にそれを理解してもらうのが絶対に必要です。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさに鳥居さんのおっしゃられるとおりで思っておりますので、確かにおくれればせながら、またスピードがなかなか加速できていないかもしれませんが、少しずつ近づいているつもりでございますので、御理解ください。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 何が地域の人たちがそのように意識変革ができないかと思います。なぜそういうふう地域の方がまだ行政からやれやれと言われていたというふうな姿勢でしかおられないのか、その辺は市長、どう思いますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 地域の方々にその介護のことまで、今、自治会単位で無理してお願いしておるといふ部分は本当はないと思います。むしろ災害とか、そういったことではかなりお願いしています。ですから、介護のことにつきましては、社会福祉協議会、またふれあいサロン、そして福祉部の動きですね、そういったところからこれからやっていこうと思っています。

既に今までも少しずつではございますが、やっているつもりでございます。自治会単位で云々というところは、そんなに多く責任を負わせるようなことはしていないつもりでございますので。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ですから、その発想が、行政からこれやって、あれやってということ、無理なことは言っていないよという、そういう発言になるんです。そうじゃなくて、住民の人が自分たちでやらな、この先何ともならんという、そういう自発的な意識、変化を持っていただくにはどうしたらいいかという、そのことを市長は頭に入れていただかないと伝わらないですよ、住民の方に。わかりますか。ぜひ住民の方の意識の変化をしていただかないと、

お互いに助け合う、もちろん行政と市民と一緒にやるということではできないです。その点を強く指摘させていただいて、次の質問に移らせていただきます。

生活困窮者自立支援事業についてですけれども、特に貧困家庭の子供たちの学習支援や子ども食堂に対する市の取り組みについてお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の生活困窮者自立支援法に基づく任意事業になりますが、子ども食堂、子供の学習支援の状況についてお話をします。

昨年度において、試行的ながらも、夏、冬、春休みにおいて、期間限定ながらも、子ども食堂、学習支援を行い、その現状と報告と課題ということで、他市町で活動しておられる方から、シンポジウムを昨年11月に開催し、理解を深めて進めてきました。このように、子ども食堂や学習支援の現場からの声により、実態が明らかになればなるほど問題の根源に接近をしていきます。家庭への支援、保護者への就労などの支援、子育ての相談などにつながるものが求められます。

このような背景から、今年度、県においては、子ども食堂支援事業費交付要綱というのが作成されまして、補助事業となっています。このような動きから、また県内の先進市においても、子供多世代交流食堂の補助金要綱とか、学習支援事業の実施要綱を設けて実施している市がございます。

今年度、瑞穂市においては、社会福祉協議会が「みずほ夏休みワクワクスクール」というのを計画しています。これは、生活困窮家庭、ひとり親家庭のお子さんが対象となり、学習支援は大学生の方のボランティアに、子ども食堂は、昨年子ども食堂を実施されました市内のNPO法人にお願いをし、8月には5日間、9月には4日間の予定でございます。

市としましても、これらの事業がさらに拡充し、定着するような支援として、県の子ども食堂支援事業費の交付要綱に該当させることができないかというふうに現在考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 社協さんがことし夏にやっていただけということです。NPOの方もやっていただけると。少しずつですけれども、経済的に恵まれない子供たちの支援が進んでいますけれども、まだまだ始まったばかりで、決して十分という段階ではないんですね。

事業をするにも、食材とか、人の問題とか、費用がかかりますので、いろいろな部分で、県の補助金等の利用というお話がありましたけれども、行政も支援をしていただき、かつやっぱり社協さんがやられるようですけれども、連携を十分とっていただいて、例えばこれは微妙なところもあるんですけれども、対象の方にこういう事業があるよということをお伝えすると

というのは、なかなか情報がないわけですので、その辺の情報は行政さんのほうでお持ちなので、より多くの対象の方が、そうか、そういう事業をやっているんだということで、多くの子供たちが参加できるように連携を十分とって進めていただきたいと思います。

ということで、最後の質問に移らせていただきます。

(仮称)協働推進課の設置の進捗状況についてお尋ねします。

第2次総合計画の実施計画では、平成29年実施となっていますけれども、進捗状況をもう一度、きのうの一般質問でちょっとお答えありましたけれども、再度よろしくお願ひします。

○議長(藤橋礼治君) 広瀬企画部長。

○企画部長(広瀬充利君) ただいまの鳥居議員の御質問、協働推進課の設置についてお答えします。

昨日、くまがい議員の御質問にもお答えして、重複してしまうということにはなりますが、よろしくお願ひいたします。

(仮称)協働推進課の設置につきましては、第2次総合計画策定前の平成27年10月になされましたまちづくり基本条例推進委員会の第2次総合計画に係るまちづくり推進プランについての答申に基づき、重点施策の中の主な施策とされているものでございます。議員御指摘のとおりでございます。

昨年度、市の組織全体につきまして、組織体制に対する現状・課題・改善・連携方法案などの調査を各部署に依頼したところ、さまざまな意見・提案があったところでございます。それらの意見・提案を集約し、組織体制の再編成案を作成しているところですが、関連する部署間同士の調整が必要なものが幾つもあり、今現在においても、結論まで至っていないのが現状でございます。

これまで以上に市民と行政との協働を推進していく課として、(仮称)協働推進課を市全体の組織のあり方を考えながら、組織体制の案をできるだけ早くお示ししたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

[4番議員挙手]

○議長(藤橋礼治君) 鳥居君。

○4番(鳥居佳史君) その実施計画によりますと、平成30年度に、協働推進課の設置については記述がないということで、きのうお聞きしましたけれども、設置ができているということで書いていないということ、そういう解釈でよろしいんですね。

○企画部長(広瀬充利君) 29年度に目指すということでありまして、30年度には記載がないということでございます。

[4番議員挙手]

○議長(藤橋礼治君) 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 目指して、30年度に記載がないということは、30年度にもうできているから記載がないということですね。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） そのように努力しているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） ぜひ設置していただいて、いろいろまちづくりについて、以前はなかったような市民の動きが実際に出ているので、協働を進めるにはいいタイミングだと思いますので、推進課の設置をしていただいて進めていただきたいと思います。

それで、実施計画及び推進委員会からの答申の議論の中で、ちょっと質問になくて、通告にはないんですけども、人材バンクの記述があるんですね。要は、まちづくりに関していろいろ意見を言う人材、バンクですから、そういう人材をある程度確保するということが、2年前に開かれた推進協議会では提言というか、話題になっているんです。

それで、実施計画においても、主な事業という中で、まちづくり人材バンクという記述があるんですけども、このまちづくり人材バンクについて、部長の認識というか、どういう思いでいらっしゃいますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員さんのまちづくり人材バンクということでございますが、総合計画の91ページに、目標として5年後に150人、10年後に300人というような目標数値を定めているところでございます。

これにつきましては、先ほど議員も言われました、地域社会の一員として市民が活躍できたり、そういった資源を活用していくという方向での人材バンクというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） その人材バンクに登録していただくには、はい、人材バンクに登録してよということでは誰も集まりませんので、やっぱりその研修とか、いろいろ工夫をしないと、人材バンクに登録者数は集まりません。その辺も今後の推進課で検討していただきたいんですけども、公募の件で、ちょっとこれ通告していないんですけども、ある審議会で公募がありまして、市民の方から公募が6人あったんですけども、その審議会の規約でもって人数が決められていたということなんですね。結果、市民の公募の方が3人しか入れなかったということがあるんですね。それは、その人数の規約があるので、やむを得ないかと思うんですけども、2年前かな、推進協議会の提言で、公募委員の割合は2割から3割にもっとふやすよという提言をしていただいているんです。そういう提言がある中で、実際6人の方のやりた



いという、手を挙げていただいた方がいるにもかかわらず、3人の方、半分の方を切っちゃたというのは非常に残念です。その辺は、公募の方のそういう前向きな姿勢は、場合によっては、全員入っていただいて、意見を言っていただくぐらいのことはしていただかないといけないと思います。そういうまちづくり基本条例の考え方を、ぜひ市長先導で進めていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今回のことにつきましては、決して意地悪でやったわけでもございませんし、もともとのそういった取り決めの中でやりました。ですから、次回こういったケースがありましたら、できる限り多くの方が公募の中で応募していただき、またその方を任命できるように、あらかじめそういったことを決められる分は決めていきたいと思います。

ただ、今回のことに関しましては、公募の方は3名ということで、取り決めの上でのことでございますので、そこら辺はやはり順序ということで御理解くださいませ。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） ディテールになっちゃうんですけれども、実は公募は4人となっているんです。4人となっていて、3人なんです。1人の方は大学の先生が入っちゃった。たしかそうだったかな。まあ、その辺はいいです。基本的な方向はそういうふうにやっていただきたいと思いますね。

まちづくり推進課の設置をぜひ実現していただき、多分できると思うんですけれども、並行して、まちづくり条例推進委員会が、たしか去年の秋に公募があつて、いよいよこの推進委員会が招集されて進められるかと思うんですけれども、通告になくて大変申しわけないんですけれども、これはどんな予定になっていますかね。もしおわかりであれば。

○議長（藤橋礼治君） これも通告はしていなかったですか。先方の1点だけは、時間も眺めておつて、はっきり言われましたのであれですが、通告していなかったら、これで鳥居君の質問は終わっていただきたいと思います。

○4番（鳥居佳史君） はい、わかりました。

通告がないということで、大変申しわけないと思いますけれども、1つは、委員会をつくる、またはまちづくり推進課をつくるということはいいいんですけれども、実際に効果というか、結果が出るように、これは3月議会でも私も指摘させていただきましたけれども、PDCAの検証を絶えずやっていかないといけないというふうに思います。

済みません、ちょっと通告にない質問をさせていただきまして、大変御迷惑をおかけしました。

私の質問は以上であります。どうもありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、4番の鳥居佳史君の質問は終わりました。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をいたします。

続きまして、5番の小川理君の発言を許します。

小川理君。

○5番（小川 理君） 日本共産党の小川理でございます。議席番号5番でございます。

発言通告は5項目にわたって行っておりますけれども、まず最初に、生活保護の問題についてお尋ねをしたいと思います。

以下、質問席にて行わせていただきますので、よろしくお願いします。

生活保護の問題について、福祉部長にお尋ねをいたします。

生活保護の申請を受理して、決定までの法定期間は14日以内というふうにされておりますけれども、この法定期限について、実際には、またその多くはケースワーカーからも説明がされておられません。しかも、それが遵守されていない、守られていないという市民からの声が寄せられておりますけれども、法令を遵守するように改正をすべきではないかと思いますが、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 小川議員の生活保護の御質問にお答えをいたします。

生活保護法の規定には、保護開始の申請があったときには、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面で通知をしなければならないとあります。また、この通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならないというふうになっております。ただし、扶養義務者の資産や収入の状況調査により日時を要する場合、その他特別な理由がある場合には、この14日というのを30日まで延ばすということが規定をされています。

当福祉事務所では、申請者本人の資産調査、扶養義務者に対する調査が済み次第、調査結果をもとに診断会議を開催し、保護の要否、種類、程度などを決定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） なぜ14日以内にできないのかということで、戸籍調査に1週間要するからできないと説明がされております。しかし、これでははなから法令を遵守する意思がないということになってしまいますので、その理由は論外ということをおっしゃるを得ないというふうに思います。

また、特別な事情がある場合には1カ月以内となっておりますけれども、その場合、その特別な事情について丁寧に説明をされなければならない。これは当たり前のことやと私は思うんですね。ぜひその2つは改善をしていただきたいというふうに思います。

実は、ことし4月11日に生活保護の申請をいたしましたS君、これは仮名ということにしますけれども、そのちょうど1カ月後、5月16日、心臓死によって自宅で亡くなっているということが福祉事務所によって発見されました。私、本当につらい思いがします。申請時の彼の所持金は、何と数万円でしたね。あれから1カ月分の生活費もない中で、アルコール依存症の治療で入院をしなくてはならない、いわばそういう切迫した状況にあったわけです。ですから、私、その保護の申請から決定まで1カ月ということになっておったわけですがけれども、もし1週間以内に保護が決定されておりましたら、彼はまだ30代という若さですけれども、その若いS君の命は救えたかもしれない、このことを思うわけです。

ですから、改めて福祉事務所が法令を遵守して、その立場に立って、そのあり方を真摯に改善していただくというふうに思うわけですがけれども、改めてもう一度お伺いしますけれども、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の内容には、個人情報が多分にありますので、具体的なことは差し控えさせていただきますが、一般的に生活保護を申請される事案は、複雑な問題が複合的に絡み合っておりまして、面談においても、資産の調査、生まれてから今日に至るまでの十分な情報が得られないという場合も多くございます。よって、扶養義務調査などに時間を要するという事実でございます。

今後につきましては、速やかに調査を行い、決定までの期間で診断会議を開くというふうに努めてまいります。

また、今回の事案では対象とはならないと考えておりますが、ケースワーカーから健康状態を詳しく報告を求めて、窮迫するような状況にある場合には、速やかに決定を行っていくようにしていきたいというふうに考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、改めてこの申請から決定まで14日以内というのは、やればできる。そのことを申し上げたいと思います。小田原市でこういった問題が起きましたけれども、ちゃんとやられておるんですね。やれない理由はないというふうに思いますね。ですから、改めて福祉事務所として、ぜひそこは真摯に検討していただいて、その結果についてぜひ報告もいただきたいと思います。

次に、市民部長にお尋ねをしますけれども、国保法の44条とはどのような内容なのか、お答えをしていただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 議員のお尋ねの国保法第44条でございますが、国保法というのは略

称でございますが、国民健康保険法第44条でございますが、ここには特別の理由がある被保険者が保険医療機関等、これは保険医療機関、もしくは保険薬局ということになりますけれども、において一部負担金を支払うこと、この一部負担金と申しますのは、医療機関、それから薬局等で皆さんがお支払いをしていただきます3割負担とか、2割負担とか言われている部分の一部負担ということでございますけれども、これを支払うことが特別な事情があつて困難であるということが認められる場合には、一部負担金の減額または免除、あるいは保険医療機関または保険薬局が保有する支払いの一部負担金を保険者である市が徴収すること、もしくは徴収を猶予することができるということを規定しております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） そこで、私、S君という仮名でありますけれども、私は彼と一緒にこの44条の適用をしていただきたい、その申請を行いました。それで、彼はアルコール依存症というのがありまして、再入院、かつては入院しておられたんですけど、その必要性があるというふうに思つて、同行させていただいて、その申請をいたしました。しかし、それが却下されてしまいましたね。

私、なぜそれが却下されたのかということですがけれども、彼がかけておつた生命保険を解約しますと返戻金というのがありますよね。その返戻金を使って、保険税の滞納、彼はアルコール依存症ということがありまして、働けない。そういう中で保険税も滞納しておつたということですがけれども、その返戻金で国税の滞納を優先したから、これが却下された理由ではないかなというふうに思うんですね。

私、思いますけれども、本当に人の命より保険税の回収を優先するようなやり方で果たしていいのかというふうに思うんですがけれども、ぜひちょっと御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今の議員の御発言の中で、申請を却下しているという御発言でございましたけれども、国保一部負担金の減免の申請をしていただきました。その受理をさせていただいた後に、先ほど福祉部長のほうからお話ございました、福祉部にて生活保護の開始申請を受理されたということを確認しましたので、福祉生活課と医療保険課が協議調整の上、審査及び調査を進めてまいっております。その後、生活保護の決定通知がなされるということをお聞きしておりましたので、そういった調査を打ち切るということで、まだ却下という結論を出すには至っておりませんでしたので、御報告を申し上げます。

一部負担金の減免等の措置を受けようとする場合には、期間が到来している国民健康保険税を完納するというのが基本的な条件で、要綱に定められておりますので、担当のほうでは、

そういった説明をしておるのかもしれませんが、まだその結論を出すには至っていなかった状態で生活保護の開始がなされるというところでございました。

また、こういった調査をする必要があるというところで、医療保険課のほうでも預貯金の調査ですとか、それから損害保険、生命保険などの調査も行っておりますが、その結果として、まず滞納処分等について検討はしてございましたけれども、まだそこには至っていなかった状態というところで、今回のケースですと、そういったところでございましたので、御報告を申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 国保の44条の適用というのは、私、生活保護より優先して適用すべきだったと思いますね。生活保護が受理されるからというのは、少しちょっと理由としてはおかしいのではないかなと思うんですね。

それで、私、答弁としてぜひ言っていたかったのは、やっぱり人間として、44条の申請をして入院させてくれと言っておるのに、なかなか入院させてあげられなかったと、心に痛みを感じるという答弁は、それぐらいはぜひ言っていたきたいというふうに思います。

私、この44条の適用の問題については、多くの方々が大変困っておられる問題だし、この44条の適用で安心して医療が受けられる、窓口の負担金が一部軽くなる、あるいは免除される、この制度の適用というのは引き続き改善を求めていきたいというふうに思います。

続きまして、3つ目の質問項目ですけれども、介護保険総合事業についてお尋ねをします。

昨年4月から実施をされました介護予防・日常生活支援新総合事業についてお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

昨年から実施されました総合事業ですけれども、これはお聞きしましたら、通所の基準緩和A型というのがありますね。これには1事業者のみ参加というふうになっておるとお聞きしました。なぜ多くの事業者が慎重な態度をとっておられるのか、その理由についてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 小川議員の介護保険の介護予防・日常生活の総合事業の御質問にお答えをいたします。

通所型サービスAといたしまして、緩和基準によるサービスということになり、市内においては、栄養・運動・口腔の複合的プログラムで実施をしている教室が2カ所、それから認知症機能のプログラムで実施している事業所が2カ所ということで、4カ所ございます。事業所単位では、先ほど1事業所とおっしゃられましたが、2事業所が実施をしております。

理由になるかわかりませんが、この基準緩和ということで、事業所における設備の緩和サー

ビスということで、人の資格要件が緩和され、一定の研修事項でよいということや、個別のサービス計画がなくてもよくなっており、サービスの質の低下というのが心配されるところで、この基準を緩和したことにより、報酬などが予防給付などと比較すると8割というふうに言われており、事業所も苦しいということで、このような事業所になるということになっていると思います。この事業所と連携を図りながらさらに進めていきたいというふうに考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今答弁をしていただきましたけれども、この基準緩和というのを設け、これに参入していきますと、事業所にとっても、緩和した意味もないし、報酬単価も下げられてしまうし、ただでさえ苦しい事業所がやっていけへんと。それから、肝心かなめの専門性、また質の低下になりかねないということを事業所の方も思っておられるわけですので、ぜひこの基準緩和A型というのは、安易に推進しないということを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

次に、この総合事業の中で、基本チェックリストというのが導入されました。これは、市の窓口、高齢福祉課というところに介護について相談に行きますと、いや実は、この基本チェックリストをちょっと受けてもらわないかんけれどもと言われると思うんですけども、私はこれは窓口で実施をすれば、介護保険の被保険者が給付を受ける権利、つまり権利といいますのは、その保険料を納めてきたわけですからね。その権利を窓口で、つまり介護認定申請を封じ込めてしまう、言い方を変えますと、取り上げてしまうと、こういうことになりかねないということが私、明白だと思います。

したがって、これは市の窓口で実施するべきではないというふうに思うわけですが、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 厚労省からのガイドラインにおいては、基本チェックリストは、地域包括支援センターや市町村の窓口において、基本チェックリストを実施し、利用すべきサービスの区分を行うために活用するとあります。また、市町村の窓口においては、必ずしも専門職でないということもあり、市町村の窓口で基本チェックリストを実施し、その結果を地域包括支援センターに送付して、介護予防のケアマネジメントを開始するというふうになっております。それは、総合事業において訪問型・通所型サービスを利用する場合には、要介護認定を受ける必要がなくなったり、日常生活の機能を見るチェックリストにより判定することで、迅速なサービスが受けられるという反面、今御指摘にあるような、制度がよくわからない高齢者には、この基本チェックリストだけで専門職でない職員に判定されてしまうということが課題

というふうにされています。

そこで、当市においては、地域福祉高齢課の窓口では、このチェックリストは活用しておらず、受付表兼確認票というのを記載していただいております。この受付表の確認段階で明らかに要介護認定が必要な方には、その場で認定申請をしていただく。通所型訪問サービスを希望される方には、地域包括支援センターのほうに行ってもらい、専門職の職員がチェックリストを実施しております。問題化されている基本チェックリストが優先されて、要介護認定の申請を抑制するということではございませんので、よろしく願いをいたします。今後においても、窓口において親切丁寧な説明を努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今答弁をしていただきまして、ちょっと確認ですけれども、地域高齢課の窓口では、基本チェックリストは使用していないということによろしいですかね。さっきの答弁でよろしいというふうに思います。

次にお伺いしますけれども、この総合事業費といいますのは、来年度から実はこの10%特例というのが廃止されます。これは国から上限設定が設けられて廃止されるわけですが、どのようなことになるかといいますと、総合事業費の伸びは、それぞれの市町村の75歳以上の高齢者の伸び率の枠内という上限設定が設けられるわけですよ。

そこでお伺いしたいと思いますのは、当市、瑞穂市においては、総合事業の伸び率と、それから上限設定の間にギャップは生じないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の平成27年度から29年度の総合事業への移行期においては、前年度の予防給付及び介護予防事業の実績額に110%を乗じた範囲の金額が上限額で置きかえることができるという、先ほど議員の言われました10%特例が廃止になるということで、地域支援事業総合事業の上限は減額になるというふうに考えています。

この中には、市が行う総合事業の分と従来の訪問・通所の介護予防給付に相当する相当サービスの分も含まれます。相当サービス分は、介護保険者のもとす広域連合に単価設定の権限があります。現在の単価は、従来の予防給付の単価ですから、この状態で相当サービスの利用者がふえれば、当然ながら配分金額も減少してくるというふうに考えています。

当市における平成28年度の介護予防・日常生活支援の総合事業は、上限額までは執行されておりません。私の手持ちの資料では、上限額の伸びを示すと、29年度の予算ベースでは、28年度と比較すると平均で7.9%伸びております。一方、当市における75歳以上の伸びは、おおむね4%から4.5%になります。国のほうでは、この伸びを3%から4%と想定をしております。

一方、先ほどの給付費の伸びのほうは、国のほうは5から5.5%というふうに想定をしております。

今後において、御質問の総合事業の伸び率がふえ、それに比べ上限額が伸びないということも十分考えられます。そのようなこともあり、相当サービス分の見直しを行ったり、地域包括ケアシステムの中の住民主体のサロンや、多様な担い手によるサービスを充実するとともに、健康寿命を延ばし、総合事業の費用の効率化を進める必要があるというふうに考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） そこでお伺いしたいと思いますけれども、私、一番懸念をされますのは、この上限設定が行われて、結局、単価の高い従来相当の通所、あるいは訪問サービスの利用を抑制することにならないのかというふうに思います。

それから、もっと一番危惧されるのは、本来サービスが必要なのに、そのことを理由にして、例えば利用の期限を区切った、これこれの期間であなた方は卒業しなさいよというようなサービスの卒業、こういったものが押しつけられないかということが懸念をされますけれども、そういう問題についてはどのように対応されるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 従来の訪問・通所の介護予防給付に相当する相当サービスの利用が今後伸び続けることは、国が示す総合事業の観点からしても得策ではないというふうに考えています。多様なサービスへ移行することも必要であります。相当サービスが必要な利用者があることも承知しておりますので、専門的なサービスを必要とする方には、専門的なサービスを受けていただいて、重度化予防の推進、介護の支援を行っていきます。

そこで、上限額を上回ることが理由で介護予防・日常生活支援を抑制したり、上限額を理由にサービスから卒業させるというような、卒業を押しつけるというようなことは絶対にあってはならないというふうに考えています。例えば、早期に状態回復が望めるような利用者には、生活機能改善等に取り組み、卒業という言葉が正しくはありませんが、専門職による短期集中で行うサービスCのような利用を行い、無理な卒業を目指すものではないというふうに考えています。

県外のある市の取り組みを聞いておりますが、介護保険を卒業して、地域活動にデビューするというようなことをスローガンに掲げている事例がございます。高齢者の方には、お一人お一人の状況が異なり、自立への誤解と誘導が指摘されているというふうにも言われています。介護度の改善だけを成果とする考えや、介護保険から卒業するんですが、卒業後の自費によるケースもあるように聞いています。



いずれにしても、高齢者の心身の特性と申しますか、一般的に年々老化が進むものでございまして、自立という名目で過度なサービスを強要したり、どちらかという、私は現状維持を中心的に考えたサービスをしていくということを考えています。上限額が理由で介護保険制度の利用を制限したり、介護保険からの卒業を目指すものであってはなりません。

来年度から、高齢者の介護予防に一定の成果のあった自治体には交付金が上積みされるというのが始まります。この高齢者の自立を強制するものであってはならないということを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今の答弁で、私、よろしいというふうに思います。今度、介護保険が改善されて、頑張ったところは補助金をたくさん上げますよと、こういう仕組みができるわけですけども、しかし、かといって、これを理由にしてサービスを取り上げると、また一方的に卒業を押しつけるということがあってはならないというふうに思いますけれども、先ほど答弁をしていただきましたので、それで結構だというふうに思います。

あえて申し上げておきたいというふうに思いますけれども、この総合事業の中には、住民主体のサービスというのがあります。これですけども、この住民主体のサービスと申しますのは、これまでの訪問ヘルプサービスやデイサービスですね、その肩がわりをすべきではない、またできない、現実的にはできないというふうに思うんで、ですから、この住民主体のサービスと申しますのは、そういった代替サービスの受け皿を目指すものとしてはならないというふうに思います。現実とは合わない。

じゃあ、その住民主体のサービスというのとはどのような方向を目指すのかということですけども、要支援、あるいは要介護、あるいは一般高齢者を含めて利用できるような事業、活動として位置づけて育成をしていく、このことが瑞穂市にとって今大事ではないかなというふうに思うんですよね。そして、こうした事業、あるいは活動に対する補助金を市が出しておられますけれども、これが来年から廃止されると、そういうようなことも漏れ聞こえてきます。私、こういったボランティアの人たちに対する活動の補償と申しますかね、特に経費の補償となりますけれども、これを積極的に市として支援をしていくことが必要ではないかなというふうに思いますね。自主事業だから、どこかで聞いたことがある言葉だと思っておりますけれども、自主事業だから、もう自主的にやってくれと、こんな話では私はないというふうに思いますね。ですから、改めてこうしたボランティアの活動に対しても、特に経費の補償としては、保険のことが大きいと思っておりますけれども、ぜひ引き続き積極的に支援を行っていただくということを求めているというふうに思います。ちょっと風邪声みたいなふうで申しわけないですけども。

次に、4項目めに移らせてもらいます。

4項目めは、子育て、子供支援についてでございます。

ぜひ答弁は教育長にお願いしたいというふうに思います。

お尋ねしたいと思いますのは、2015年に政府が発表しました子供の貧困率は、御承知のように16.3%ですね。貧困家庭で暮らす子供の割合といたしますのは、この数字が示すように、6人に1人ということになりますよね。1クラス大体、平均的にいいますと、6人から7人の子供たちが貧困の状況にあるというのが政府の発表した貧困率ということになります。しかもこれが年々増加しているという傾向にあるわけですね。

問題は、私、お尋ねしたいと思いますのは、瑞穂市ではどれくらいの子供が貧困なのかと。全国的には16.3%だけれども、瑞穂市はそれをどの程度というふうに考えておられるのかお聞きしたいというふうに思います。また、この子供の貧困の切実な実態、これをどのように認識されておられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 子供貧困の実態の御質問にお答えをいたします。

議員の御指摘のとおり、2012年の国民生活基礎調査から、子供の貧困率は16.3%、6人に1人が貧困ということで、世界的にもOECD加盟国34カ国中では最下位というような深刻な状況になっております。

特に、ひとり親家庭の貧困率は54%で、母親の就労平均収入金額は181万円、就業率は80.6%と高いんですが、正規職員の割合は39.4%というふうになっています。

この子供貧困の実態の目安としては、1つに生活保護世帯における子供さん、ひとり親家庭における児童扶養手当を受給している子供さん、教育委員会のほうで準要保護を受けておられる児童・生徒の数というふうになると思います。

子供貧困にかかわります指標につきましては、子供の貧困対策大綱というのが定められております。それによりますと、子供の貧困対策は、貧困の世代間の連鎖の解消と積極的な人材育成を目指し、教育の機会均等と健やかな育成環境の確保を図るためということになっております。このような取り組みを取り組む必要があるというふうに考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 1つちょっとお尋ねしたいんですけども、全国平均は16.3%ですけども、これはあくまで全国平均ですわね。じゃあ、瑞穂市の貧困率はどれぐらいかということについてはどうですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 直接は調べたことは今まではございませんが、うちのほうで把握しております児童扶養手当の受給者の統計からすると、この6人に1人というのにほぼ近いとい

うふうに考えておるといふか、そういう結果は出ているということです。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次に、就学援助金についてお尋ねをしたいというふうに思います。

3月議会でも、入学準備金の支給や就学援助の収入認定基準の見直しを行っていくということを答弁されておりますね。それで、その際にやっぱり近隣の市町の状況や課題について調査をしていきたいというふうに、12月議会では教育長が答弁をされております。

そこでお尋ねをしたいと思っておりますけれども、その検討状況についてお聞きをしたいというふうに思います。具体的には、当市と同じように、入学準備金の要綱がない自治体が近隣市町にあるのかと。それから、なぜ瑞穂市にこの入学準備金の支給の規定がないのか、それをどのように考えるのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 小川議員の就学援助制度の質問についてお答えいたします。

昨年度の議会の中で、就学援助の周知方法に課題があるのではないかという御意見をいただきました。昨年度3学期より、各学期の始業式に、小・中学校在籍児童・生徒全員に案内文書を配付し、各学校において周知徹底するよう指示をしております。

その結果、5月30日現在の就学援助決定者数は131人になりました。これは、昨年度4月1日段階の65名の倍の人数になっております。議員さんのほうから指摘されまして、徹底的にやったということで、私どもも周知方法の重要性を今回認識したところでございます。

今後も引き続いて学期の初めに文書を配付し、確実な周知を徹底することや、日常的な申請ができるよう取り組んでいくことで、就学援助者の確実な拡大を図っていきたいと考えております。

この就学援助というものの中に、就学援助は月々のものなんですよね、給食費だとかというものなんですけれども、別に入学のときのということで、今回の御質問は入学準備金のことで、就学援助のカテゴリーの中に入学準備金というのも入っております。

この入学準備金についてですが、近隣の市については、岐阜市、大垣市、羽島市、本巣市において、本年度末から入学準備金を支給する予定であるということを知っております。まだ検討でということで、まだ予定と聞いています。岐阜県内21市の中で、導入予定は8市という状況でございます。

今後、必要性を含め検討したいと思っておりますが、まず昨年度の3月議会でも答弁させていただきましたけれども、各中学校の制服等のリサイクル活動というのをやっているんですね。制服をリサイクルして、入学に充てるという活動をしています。本当に必要な家庭に必要なものが渡るように取り組んでいっているという状況でございます。28年度末におきましては、女

子生徒の制服を中心にカッターシャツとか体操服等、5名の生徒の家庭に渡すことができました。お金というものではなくて、入学準備金としてではなくて、物品の提供により、多くの温かい思いというのを対象者に援助できるというのも、教育委員会として取り組むべき姿勢ではないかなということで、大切に考えておりますので、よろしく御理解していただきたいと思っております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、入学準備金について、瑞穂市になぜ要綱に規定がないのかと。私、子供の貧困という問題が余りにも軽く扱われてきて、そういうものになってきたというのが実際のところではないでしょうか。私は、そこを改めていかなければならないというふうに思います。

この入学準備金については、国の要綱が一部改正をされましたことは御存じでしょうか。入学前に支給することが示されております。また、その単価も引き上がっておりますよね。そういう中で、ぜひ市の要綱の改定というのを進めていただきたい。そのことを改めて求めていきたいというふうに思います。

次にお尋ねしたいと思いますけれども、私、子供の貧困といいますのは、よく言われるんですけれども、子供がこういうふうになるのは親の責任、あるいは子供の責任、だから親と子供は頑張りなさいということをよく耳にします。勉強ができないのは子供の責任だと。私は、決してそれだけでこの子供の貧困という問題は解決できないというふうに思うんですよね。ですから、こうした子供の貧困を克服するという点で、どういう課題があるのか、あるいはその目標というのはどういう目標を持って進んでいかなきゃならないのかということが、まずその出発点になければならんというふうに思うんですよね。

よく言われますのは、えー、周りを見たって、うちにはそんな貧困の子供はいないよということと言われますけれども、私はそれはそうではないと。ですから、改めて提案したいと思えますけれども、やっぱり子供の実態というものが当市としてはどのようなになっているかと。その子供の実態の調査というものをやる必要があるのではないかなと。そして、市民の皆さんの共通の認識にしておくということが、まずその出発点でなきゃならんというふうに思えますけれども、お尋ねしたいと思えますのは、子供の実態調査を行うつもりがあるのかないのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問ですが、子供の貧困対策推進に関する法律では、地方公共団体は子供の貧困対策に関して、当該地域の状況に応じた施策を講じ実施する責務を有するということが規定しております。また、子供貧困に関する調査研究、その他必要な施策を講じると

されています。

一方、政府のほうでは、一億総活躍社会の実現に向けた緊急に実施すべき対策ということで、子育てが困難な状況にある家族・子供への配慮、対策強化として、地域子供の未来応援交付金というのを創設しております。この交付金の要綱の一部改正がされ、地域における子供の貧困対策の出発点として、地域の貧困の子供や家庭の実態把握にも活用できることになりましたので、御質問の実態調査について、このような交付金が活用できるのであれば調査をしたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。私も裕福な家庭に生まれたわけではありませんので、本当にそういった家庭の子供のというのがどういう思いで、あるいはどんなつらい思いで学校に行っておるかというのは、私、肌身で感じられるわけですが、ぜひその実態調査をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、保育所の民営化についてお尋ねをさせていただきます。

これは前回の3月議会でもお尋ねしましたけれども、平成27年3月に瑞穂市子ども・子育て支援事業計画というのが策定をされています。これは5カ年計画になっておりますわね。これについてお尋ねをしましたところ、この中では公立保育所の廃止と民営化というのは想定されていないということが教育次長の答弁で明らかになりました。そういう答弁をなされておりました。

私、お尋ねしたいと思いますのは、その計画をそのままにしておいて、保育所の民営化を推進することは果たしていいのかということですが、具体的にお尋ねをしたいと思います。

議会基本条例第10条2項というものがございます。これは、少し読み上げますと、早口ですが、市長等は、前項に掲げる計画（計画の期間が5年以上に限る）を策定し、変更しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経なくてはならない。ただし、軽微な変更は除くものとするというのが定められております。私、この議会基本条例に反するのではないかなと思いますけど、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今御説明がありました議会基本条例のほうでございますが、私どものほうでは、結果的には反していないというふうに理解をしております。

27年3月策定の瑞穂市子ども・子育て支援事業計画では、今後の方向性としまして、3歳未満児の待機児童解消のため、民間保育所の誘致活動の実施、地域型保育の確保、認可外施設の許可支援を検討していくと掲げております。

現在直面しております待機児童の問題については、解消に向けて緊急に取り組まなければならない重要事項であることは、議員の皆さんも御理解いただいていると思っております。また、地域住民の方も、民営化については多様な考え方がございますけれども、一刻も早く待機児童を解消することを望まれていると思っております。

そのため、議員の皆様には保育所・幼稚園整備方針を説明し、全小学校区に未満児保育ができる保育所の設置を求める方針を出しました。あわせて民間事業者の導入について御説明し、御理解を得ながら進め、瑞穂市保育所整備計画を策定して現在に至っております。

ただいま、穂積保育所で土地の無償貸与を条件に、民間事業者による保育所の建てかえ整備の実施に向けて公募を行っている状況でございます。何とか御理解を願いたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今の答弁でいきますと、この今の議会基本条例の10条2項とは関係ないと、こう答弁されましたね。私は、それはおかしいかなあと思うね。そんなことがあつてはならんというふうに思います。幾ら正当な理由があつたとしても、やっぱりこれは条例が決めておるわけやもんで、守らなきゃならん。当然のこと、基本計画を変えるなら、この基本計画を変えるということが先になきゃならんというふうに思いますね。私は、ぜひ今からでも、この瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の見直しを図っていただいて、適宜進めていただくということがこの民営化を進める前提条件ではないかなということをお願いしておきたいというふうに思います。そういうことをやり出したら、もう勝手気ままに、基本計画を決めても、それがないことまでやることになりますよ。そんなことは、私はおかしいというふうに思います。

ですから、改めてこの事業計画を見直していただくということは、最低限約束していただかなきゃならん。条例に反するかどうかということよりも、そもそもこの子育て事業計画を見直すということは答弁していただけますか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画につきましては、今年度で3年目に入っております。次世代育成支援対策協議会を開催いたしまして、計画を見直して、保育の必要量である量の見込みの整合性を図っていきたくと思います。よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ぜひその整合性といいますか、見直しをするというふうにはっきり答弁をしていただきたいなというふうに思います。

次に、この民営化にかかわる問題でお尋ねをしていきたいというふうに思います。

今、公私連携法人の募集が行われていますよね。この中で、発達障害の子供たちの受け入れといいますのは、民営化を行う移行の条件にはなっておりません。新しい民間事業者にぜひ引き受けてくださいよと、それはどのようにお考えですかということは、私も見させていただきましたけれども、その記入用紙はあるんですけども、それが移行の条件にはなっていないんですよ。ですから、私は新しい子ども・子育て支援制度のもとで、事業者と父母との直接契約になります。その際に、こうした子たちが果たして入所できるのかと。市は働きかけるというふうに言っておりますけれども、その保証というものはあるのか、私、そこは明確にしなければならんのではないのかなということがまず1つです。

次に、認定こども園の場合、保育料の滞納を理由に退園を迫られるという場合に、市としてはどのように関与していくのかと、この2つをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、公私連携保育法人の募集要項には、議員の質問にもありましたように、発達障害の子の受け入れについては、大きな条件のところには入っておりません。しかし、保育法人から提出していただきます公私連携保育法人指定申請書という必要書類の中には、公私連携型保育所等保育計画書というのが盛り込んであります。支援を要する子供への取り組みという記載をするところが入っておりますので、私どもは、その保育法人の特色として、支援を要する子への取り組みというところを書類審査時の加点項目として大きく取り上げたいと思っております。それで、そういうところをやっていただく力があるところ、大きくそういう考え方を持っているところを選ばせていただきたいと思います。

また、現在のところ、認定こども園については、保育料の滞納を理由に子供の退園を迫られた事例は聞いておりませんが、言われるように直接契約であるので、滞納したらという話が出てくると思います。ただ、私どものほうでは、幼児支援課のほうで話を聞かせていただいて、どういう状況なのか、間に入るということではできますので、できるだけそういうことは、滞納だから即ということはないように配慮させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 保育料の滞納を理由に退園を迫られた場合には、大概は市としては責任を持ちますと、公立保育所はですね。そういうふうになるというふうにするんですけども、それにしても、今まで通ったところに通えなくなるということでは、本当にかわいそうな話ですので、ぜひ頑張ってください、子供たちのために引き続き保育所に通えるようにしていただきたいというふうに思います。

最後ですけれども、5項目めですけれども、みずほバスの改善問題についてお尋ねをしてい

きたいというふうに思います。

私、前回の議会の一般質問でも、みずほバスの問題について言いますと、穂積駅を利用した通勤・通学の皆さんが本当に多いですね。その穂積駅を利用した通勤・通学の利便性というものをどのように改善されていく見通しなのかということのお尋ねをしたいというふうに思います。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまのみずほバスの改善についてという御質問でございますが、昨年度の公共交通に関する住民アンケート調査より、「運行状況によっては、みずほバスを利用したい」と回答された方に、利用するための条件を聞いたところ、要望順位の1番が、バス停をふやしてほしいが49%、次いで最終便を遅くするが27%、始発便を早くするが16%の割合でございました。また、実際にみずほバスを利用している方を対象にアンケート調査を行ったところ、3路線全てにおいて利用者の半数以上がみずほバスを片道しか利用していないことが判明いたしました。以上2つのアンケート調査より、朝や夕方、特に夕方以降の便をふやしてほしいとの定量的な結果を得ることができました。

現在、みずほバスの最終便は、穂積駅前を18時40分から18時55分に出発し、19時30分前後に到着となっております。一方、岐阜バスの路線バスである大野穂積線の最終便につきましては、穂積駅前を平日は21時40分に出発、土・日・祝日は17時50分に出発となっております。

先ほどの実際にみずほバスを利用している方を対象のアンケート調査より、通勤・通学で多くの方が利用している現状を踏まえ、その通勤・通学の利便性の向上のために、夕方以降のみずほバスの増便について、事業者である岐阜バスさんと協議を進めていく予定でございます。今後は、道路運送法施行規則第9条の3に定める地域公共交通会議を開催し、路線や便数を決定していきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 特に夕方以降の便を増便したいというお考えが示されました。

私、特に女子高校生の皆さんが、朝晩送り迎えをして行かれるということで、ぜひこれは改善してもらいたいということもお聞きするわけですね。私たちのような男なら、ばーっと走っていけばいいですけれども、例えば遅くなると、女子高校生の皆さんにとっては、親としては大変不安だというふうに思います。最低、こういった通学のできるように改善を図っていくことがまず必要だというふうに思います。

そこで、次にお尋ねをしたいと思いますが、先ほど鳥居議員の質問に、みずほバス、あるいは公共交通の理念といいますか、その目的は3つあるというふうなことを言われました。私、今、2市2町で検討がされておるということでいいと思いますと、モレラ穂積線の新設が検討さ



れているようではございますけれども、これは瑞穂市にとってはなかなかメリットがない、実際のところはね。北方のほうからいきますと、何で瑞穂市がお金を出さんのやという言葉が聞こえてくるんですけれども、これは穂積駅の利便性ということからいうと、やっぱりなかなかメリットはないんじゃないかなというふうに思うんですよね。

そういう点でいいますと、やっぱり瑞穂市としては、何が欠けておるかという点でお尋ねをしたいというふうに思うんですけれども、そもそも公共交通の理念というのは先ほど言われましたけど、その目的に従って、当面やっぱりどのような基本計画を掲げていくのかということが本当に必要なというふうに思いますね。2市2町でその問題解決ができないということは、およそはつきりしてきたのではないのかなというふうに思います。

そして、もう一つ重要なことがあります。この公共交通をつくっていく場合には、財政の問題が本当に一つの大きな足かせになるんですよね。これも今まで答弁、また説明もされてきたというふうに思うんです。だからこそ、この公共交通をつくり上げていくときには、市民の参画というものを本当に大事にして、市民の皆さんと一緒に考えて、市民の皆さんにも参加してもらおうということが、もう一つは大変重要だというふうに思います。

ですから、先ほど言われました市民交通会議というような程度のものでなくて、例えば中学校区ごとの地域交通協議会と、これは仮称ということですが、そういったものをつくって、本当に市民の皆さんとともに公共交通を考えて、そしてこれを進めていくという姿勢が私は何よりも大事ではないかなというふうに思いますので、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 2市2町における路線バスの検討につきましては、現在、その路線の増便について、大野町、本巢市、それから北方町の要望が強く出されております。これによりまして、瑞穂市の駅が抱える朝夕の渋滞の緩和にもつながるかと考えますし、15万人圏域を担う穂積駅の責務として、瑞穂市はその受け入れについて前向きに考えていきたいと考えております。

また、中学校区ごとの地域交通会議につきましては、中学校区で公共交通であるみずほバスが完結している状態であれば、非常に有意義な組織であると考えますが、現在、そして今後も、みずほバスにつきましては、穂積駅を中心とした路線であることから、議員提案の組織を設置する予定は、現在のところは考えておりません。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） みずほバスということから考えると、そんなものは必要ではないかなという事は理解できるんですけれども、このみずほバスとあわせて、公共交通というものをど

のようにこの瑞穂市ではつくっていくのかということだと思いますと、先ほども私言いましたけれども、その理念とあわせて基本計画、あるいは市民の参画というものを保障していかなければ、このみずほバスの問題だけでは、私、解決できんというふうに思いますね。大きく公共交通をどうしていくかということを正面から据えて、このように考えてこのように計画したいとすることを示していかなければ、私、みずほバスのことだけ解決ということでは解決できないと思います。例えば、高齢者の弱者の外出支援の問題もありますね。ですから、ぜひそこは大きく構えていただいて、市民の参画と、また中学校区ごとの地域交通会議も、そうであれば大変意義があるのではないかなあと私は思うんですよね。ぜひそういう取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

時間が迫っておりますので、私の一般質問、これにて終わらせていただきます。ちょっと声が荒れているようで申しわけなかったですけども、ありがとうございました。ぜひよろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） これで、5番の小川理君の質問は終わりました。

---

#### 散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。御苦勞さまでございました。

散会 午後5時28分